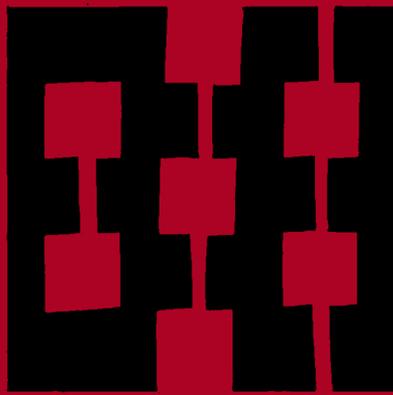


福岡県公民館大会



第31回

第31回

福岡県公民館大会

主 催

福岡県公民館連合会
福岡県教育委員会
福岡市教育委員会
筑紫地区社会教育振興協議会
粕屋郡社会教育振興会
糸島郡社会教育振興会
宗像郡社会教育振興会



目 次

第31回福岡県公民館大会に寄せて	1
第31回福岡県公民館大会開催要項	2
昭和58年度公民館優良役職員表彰一覧	7
昭和58年度優良公民館表彰一覧	12
分科会事例発表要旨	19
参 考 資 料	91
(1) 県内公立公民館の概要	
(2) 分科会討議参考資料	



表紙デザイン 中矢 真人 (創元会会員)

第31回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会長 鏑 水 速 太

本日、ここに、県内各地から関係者多数のご参加を得てこのように盛大に第31回大会を開催することができますことは、関係各位のご熱意とご協力の賜と深く感謝申し上げます。

さて、昭和21年公民館構想が打ち出されて以来、県内各地に公民館が建設され、その公民館を中心として社会教育の諸活動が展開されてきました。以来、公民館の諸活動は住民の生活に大きく貢献し、その成果は高く評価できるものと確信しています。しかし、社会状況の変化に伴って、それに応じて公民館をとりまく環境も大きく変化してきました。公民館のあり方についても次々と新しい課題が生じてきています。

とりわけ、コミュニティセンター等の公民館類似施設の建設や、民間教育産業の隆盛、他部局が行う社会教育的事業の活発化等は公民館の存在意義やその役割に大きな影響を与えているといえます。

こうした状況の中にあって公民館の存在意義と、新たな役割、機能を、みんなで確認し合い、これからの望ましい公民館を探求していくことは我々関係者にとって不可欠のことであろうと存じます。

本大会では「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える——今、公民館は地域住民とともに、何をしなければならないか」をテーマにかかげ、具体的問題提起をもとに、あらためて公民館の役割と機能を見直してみることにしました。皆様方の積極的な討議を期待してやみません。

最後に、本大会の開催を快くお引き受けいただいたばかりでなく、終始熱心に御協力を賜りました福岡市並びに福岡地区（筑紫地区・粕屋郡・糸島郡・宗像郡）の関係者の方がたに心より感謝を申しあげまして巻頭のごあいさつといたします。

第31回 福岡県公民館大会開催要項

1. 趣 旨

公民館が生涯教育推進の中心施設として期待される中であって、最近の公民館をとりまく諸状況は多くの課題を投げかけている。

このような時、県下の公民館関係者が一堂に会し、地域住民の実際生活に即した公民館の役割や機能をあらためて見直してみることは急務であると思われる。

本大会では、今、公民館は地域住民のために、さらに地域住民とともに何をしなければならないかについて討議を深め、今後の公民館の充実・発展を図る。

2. 大会テーマ

「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える」

——今、公民館は地域住民とともに、何をしなければならないか——

3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、福岡市教育委員会、筑紫地区社会教育振興協議会、粕屋郡社会教育振興会、糸島郡社会教育振興会、宗像郡社会教育振興会

4. 後 援

福岡県、福岡市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県父母教師会連絡協議会、福岡県都市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県貯蓄推進委員会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡市PTA協議会、福岡市地域婦人会連絡協議会

5. 期 日

昭和58年8月9日（火）

6. 会 場

福岡県立福岡勤労青少年文化センター（ももちパレス）ほか

7. 参 加 者 約 1,000名

公民館利用者、自治（町内）公民館関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、地方行政関係者、公民館職員

8. 日 程

9:30~10:30	受 付	
10:30 ~11:10	大会 式 典	
	開会のことば	
	福岡県公民館連合会副会長	原 田 昇
	主催者あいさつ	
	福岡県公民館連合会会長	鏈 水 速 太
	福岡県教育委員会教育長	友 野 隆
	福岡市教育委員会教育長	西 津 茂 美
	来賓祝辞	
	福岡県知事	奥 田 八 二
	表彰式	
	日程説明	
11:10~12:30	記念講演	
	講 師	毎日新聞社福岡総局長 家 令 和 昭 氏
	演 題	「現代の青少年問題を考える」
		—思いやりのある社会づくりのために—
12:30~12:35	次期開催地	(筑後地区) 代表あいさつ
12:35~13:20	昼 食	
13:20~16:00	分 科 会	
16:00	閉 会	

9. 分科会の構成

分科会		討議のテーマ	助言者
行政	1 都市	公民館の管理・経営の今日的あり方	県立英彦山青年の家 所長 高倉 豊
	2 町村	① 職員の問題について ② 住民要求を反映する公民館の管理経営のあり方	庄内町教育委員長 教育長 朝原 良行
事業	3 青少年教育	青少年健全育成のための公民館の役割 ① 家庭教育の振興を図るための公民館の役割 ② 青少年の団体活動促進のための公民館の役割	県教育庁指導第二部 社会教育課参事補佐 原田 修次
	4 成人教育	成人の社会参加活動のための公民館の役割 ① 公民館における成人対象の事業のもち方について ② 地域における人材の発掘と活用の方策について	福岡市教育委員会 主席社会教育主事 後藤 久
	5 同和教育	同和教育推進のための公民館の役割 ① 学級・講座等における同和教育の推進について ② 地域指導者の養成方策について	県教育庁指導第二部 同和教育課指導主事 金沢 啓
	6 公民館図書活動	公民館図書室(館)の役割 ① 公民館における読書活動の推進について ② 住民の学習要求に応える公民館図書室(館)のあり方について	県立図書館普及課 課長 小野 敏弘
自治(町内)公民館	7 都市	地域づくりのための自治(町内)公民館のあり方	稲築町教育委員会 教務課長 久家 貞美
	8 町村	① 自治(町内)公民館の管理・運営について ② 住民の交流を深めるための自治(町内)公民館活動のあり方について	広川町中央公民館 館長 中村 寿太郎
9 公民館職員入門 (公立公民館2年未満の職員を対象)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館とは何か ・ 公民館の役割と職員のあり方 	(説明者) 県教育庁指導・第二部 社会教育課 主幹社会教育主事

事例発表者	司会者	記録者	会場責任者
大牟田市勝立地区公民館長 堀 伊津雄	福岡市教育委員会 社会教育主事 神野直人	那珂川町中央公民館 主事 藤島正春	春日市中央公民館 係長 岡本彰夫
若宮町中央公民館長 西尾隆広	県教育庁南筑後教育事務所 所主任教育主事 古賀雉里	福岡市博多市民センター 社会教育主事補 近藤暢也	福岡市室見公民館長 飯地大蔵
北九州市白銀公民館長 崎田清 庄内町公民館 新開利一	県教育庁福岡教育事務所 社会教育主事 田中好美	福岡市中央市民センター 社会教育主事補 中川博雄	福岡市西市民センター 指導係長 井上良太郎
宗像市中央公民館庶務係長 滝口哲也 福岡市有田公民館長 柴田広吉	県教育庁北筑後教育事務所 社会教育主事 中原敏隆	太宰府市教育委員会 勤労者施設係長 土師繁美	大野城市中央公民館 係長 堤富雄
方城町社会同和教育係 竹下隆広 志摩町立芥屋公民館主事 秦秀道	県教育庁筑豊教育事務所 社会教育課長 鎌田俊浩	筑紫野市中央公民館 係長 山内忠夫	福岡町教育委員会 社会教育課長補佐 小幡健次郎
筑紫野市中央公民館主事 船津ミエ子 椎田町図書館司書 新木安利	県教育庁京築教育事務所 主任社会教育主事 奥畑征治	前原町南公民館 係長 牧野盛泰	宗像市教育委員会 社会教育主事 立石実
春日市紅葉ヶ丘区公民館長 井上元次 八女市中央公民館長 小島昇	北九州市教育委員会 社会教育主事 延吉照安	志免町教育委員会 社会教育係 岩下義文	宇美町教育委員会 社会教育係 藤木泰
広川町藤田分館長 古賀哲夫 遠賀町中央公民館長 三砂貞利	県教育庁北九州教育事務所 主任社会教育主事 重富大	福岡市南市民センター 社会教育主事 井上孝史	福岡市教育委員会 社会教育係長 中原武文
川原黎治	県教育庁福岡教育事務所 社会教育主事 青木潔	福岡市東市民センター 社会教育主事補 松尾彰	福岡市当仁公民館長 石橋次郎

会 場 一 覧

分科会場

分科会	施 設 名	会 場
1	福岡市西市民センター	視 聴 覚 室
2	福岡市教育センター	第 2 研 修 室
3	福岡市教育センター	第 6 研 修 室
4	福岡勤労青少年文化センター	小 ホ ー ル
5	福岡勤労青少年文化センター	視 聴 覚 教 室
6	福岡勤労青少年文化センター	第 1 研 修 室
7	福岡市西市民センター	第 1 会 議 室
8	福岡市教育センター	第 3 研 修 室
9	福岡市教育センター	第 4 研 修 室

全体会場

福岡県立福岡勤労青少年文化センター	大 ホ ー ル
-------------------	---------

昭和 58 年度 公民館優良役職員表彰一覧

公民館の役職員として、地域の公民館活動の振興に顕著な功績があったもの。

・ 公立公民館職員

勤続 10 年以上

・ 自治（町内）公民館長・主事

勤続 5 年以上

・ 公民館運営審議会委員

勤続 5 年以上



松崎 道正

北九州市八幡東区

槻田公民館長

1. 同和問題解決に積極的に取り組み、解放集会所の建設、解放子ども会開設等に尽力した。
2. 地域住民と一体となった公民館活動の推進に特に努力した。



中西 菊一

北九州市小倉南区

北方公民館事務吏員

特に青年学級事業に熱心に取り組み、地域の青年活動の推進に多大の貢献をした。



工藤 伍中

北九州市戸畑区

戸畑中央公民館事務吏員

1. 婦人学級、婦人ボランティア講座等を通して婦人の地位向上に努めた。
2. 公民館講座の中に放送利用講座を開設し、視聴覚教育の推進に努めた。



東 勝利

北九州市八幡西区

八幡西中央公民館事務吏員

1. 各種団体の育成と指導に尽力した。
2. 市民大学講座及び講演会等を開設することにより市民への学習機会の提供に努めた。
3. 管内の自治公民館活動の推進に努めた。



中島 正信

北九州市小倉北区

白銀公民館事務吏員

1. 公民館における放送利用学習の推進に多大な功績を収めた。
2. 家庭教育 109 番、男性料理教室等独創的な講座を企画し、活動の推進に貢献した。



細川良平

福岡市早良区

百道公民館長

1. 住民の学習要求にもとづく学級・講座の開設に力を注ぎ、特に地域の勤労青少年の自主グループ育成に尽力した。
2. 広報活動を行うことにより、各種団体の連携を図り、住民活動の円滑化に努力した。



久保山秀雄

福岡市西区

内浜公民館長

1. 住民の同和問題に関する理解と認識を深めるため、公民館活動に同和教育を位置づけ、その推進に努めた。
2. 青少年から高齢者まで幅広い層を対象に、それぞれの生活課題に即した事業の推進に尽力した。



青木国夫

大牟田市

大牟田市中央公民館
運営審議会委員

1. 春・秋の講座開設に努力し、特にサークルの育成に顕著な業績があった。
2. 市文化団体連合会事務局長として、公立公民館の事業と連携し、住民の文化活動に尽力した。
3. 地区公民館建設を積極的に推進した。



古賀ヨネ子

柳川市

昭代公民館主事補

1. 各種学級講座の企画・運営に積極的に尽力し、特に婦人学習活動には多大の功績を取めた。
2. 敬老会、運動会、その他文化行事の開催の推進役として献身的に努力した。



中津勝

大川市

大川市中央公民館次長

1. 住民の暮らしと文化を主軸とした学習の組織体系を確立するのに尽力した。
2. 公民館におけるコミュニティ活動の推進に努力した。



木本茂基

行橋市

仲津公民館長

1. 各種学級を開設し、明るい地域づくりに貢献した。
2. 青少年健全育成を図るため、校区「青少協」を結成し、地域ぐるみの青少年の健全育成に尽力した。



稲葉 信夫
豊前市
黒土公民館長

1. 同和教育推進のため、昼夜を問わず町内の巡回指導に努力した。
2. 各種団体の育成と指導に尽力した。



坂口 廣實
庄内町
庄内町公民館主事

1. 公民館講座・学級等の学習活動の推進に努力した。
2. 各種団体の育成と指導に多大の功績を取めた。



安藤 薫
颯田町
颯田町公民館
運営審議会委員

1. 青少年健全育成のための育成会組織の結成に尽力した。
2. 町の公民館事業及び運営等に関する意見具申を行うなど社会教育の推進に貢献した。



山口 量三
北野町
北野町公民館
運営審議会委員

1. 住民教育（特に成人教育）の振興に貢献した。
2. 町の教育文化の振興と社会福祉の増進に寄与した。



吉田 基衛
川崎町
川崎町中央公民館長

1. 各種団体の育成と指導に多大な功績を取めた。
2. 町総合文化祭の企画・運営に尽力した。
3. 郡内の地区公民館の指導者の育成に努め、公民館活動の推進を図った。



波多江 定
志摩町
引津公民館長

1. 青少年健全育成のために育成会組織の結成に尽力した。
2. 同和教育の推進体制づくりに努力した。
3. 町内公民館活動の充実・発展に貢献した。



波多江 惣次郎
北九州市若松区
第16区公民館代行館長

青少年の非行防止・青少年の指導者の育成・ボランティアの発掘等に尽力し、明るい地域づくりに貢献した。



久鍋 孝男
北九州市門司区
畑公民館長

各種社会教育関係団体の連携を図りながら公民館活動を通して、地域住民の連帯意識を醸成するなど、地域の社会教育の振興に貢献した。



樽海 止三
久留米市
善導寺校区公民館長

1. 地域の社会教育のリーダーとして、また公民館長として文化活動、教育活動を推進し、住民主体の公民館運営に尽力した。
2. 同和教育の推進に積極的に取り組み、地域の核として活躍した。



武内 育雄
直方市
上頓野校区公民館長

1. スポーツを通して青少年の指導活動を積極的に推進した。
2. 公民館内部組織の強化に努める一方地域の環境浄化・生活文化の向上に貢献した。



宮田 等
田川市
伊田社宅公民館長

1. 公民館活動の実践に尽力するとともに、活動の活性化に努力した。
2. 青少年の非行化防止と健全育成に努力した。
3. 校区会長として地域の連帯意識の高揚に努めた。



江崎 實
筑後市
筑後校区公民館長

1. 校区における町内公民館の連携と協力体制の推進に尽力した。
2. 各種団体の育成指導に多大の努力をした。



畠山英昭
中間市
下蓮花寺公民館長

1. 町内公民館連絡協議会役員として自治公民館活動の振興に寄与した。
2. 子ども会・青年団活動の育成指導に努力した。



安川廣二
筑紫野市
栄町公民館長

1. 青少年の非行防止と健全育成に尽力した。
2. 全市的な公民館活動の推進を目的として組織した小地区公民館連絡協議会の役員として参画し、市内の自治公民館活動の推進に尽力した。



永井貴文
浮羽町
小塩公民館長

1. 社会教育関係団体の育成と指導に献身的に努力をした。
2. 地域のスポーツ施設の整備に尽力した。
3. ボランティアとして地域コミュニティづくりに寄与した。



中園正人
三潞町
南清松公民館長

1. 青少年の育成のための数々の行事を遂行し、定着させるのに尽力した。
2. 地域に根ざした活動を推進し、地域集会所の建設など環境整備に寄与した功績は大である。



小川丑示
広川町
高間分館副館長

1. 住民意識の高揚と地域連帯感を培うため、スポーツ行事をはじめ、各種自主活動の活発化を図り、地域社会教育の振興に貢献した。
2. 分館長会及び公運審委員として分館活動の充実発展に努めた。



立花杉夫
赤池町
赤池町地区公民館連合会
会長

1. 町地区公民館連絡組織の整備充実に尽力した。
2. 地区公民館研究大会の定例化を積極的に推進し、地区公民館活動の発展に多大な業績を収めた。

昭和 58 年 度 優

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	延面積
公立 公民館	1	福岡市	なじま 名島公民館	福岡市東区名島 2丁目43-73	高木宗俊	m ² 496	m ² 349
	2		よしづか 吉塚公民館	福岡市博多区吉塚 2丁目21-15	市瀬 勇	323	279
	3		おおぐす 大楠公民館	福岡市南区大楠 1丁目22-13	真名子 辰夫	492	274
	4		にしじん 西新公民館	福岡市早良区西新 2丁目10-10	松本 優	660	374
	5		かなたけ 金武公民館	福岡市西区大字 金武2136-1	井上 修一	756	250

良 公 民 館 表 彰 一 覧

状 況		設 備 の 状 況	表 彰 の 理 由
構 造	建 年 築 日 月 日		
鉄筋2階建	S55.3.31 (改築)	複写機、輪転機、移動 黒板、スクリーン、卓 球台、自転車、机、椅 子	公民館活動の周知徹底を図るため、創意工夫を こらしたユニークな公民館だよりを発行するこ とにより、住民の公民館活動への参加意欲の高 揚に努めるなど広報活動の充実に努めている。
鉄筋2階建	S55.3.31 (改築)	16mm映写機、複写機、 輪転機、移動黒板、ス クリーン、卓球台、机、 椅子	地域づくりと地域課題解決のための拠点として 本公民館が果している役割は大きい。特に婦人 教育では栄養教室を10年継続して開設し、住 民の健康増進とともに住民相互の連帯感の醸成 に大きな成果をあげている。
木造2階建	S49.3.20 (改築)	スクリーン、OHP、16 mm映写機、タイプ、複 写機、輪転機、卓球台	文庫活動を中心に青少年の健全育成を推進する とともに、社会体育活動を通して地域住民の連 帯意識の高揚に努めている。
木造平屋建	S48.5.29 (改築)	16mm映写機、複写機、 輪転機、タイプ、トラ ンシーバー、移動黒板	学校、公民館、関係団体による協力体制を築き あげ、家庭教育学級、少年スポーツ教室等を開 設、また団体活動に対する指導等、地域ぐるみ の健全育成に力を注いでいる。
木造平屋建	S48.5.30 (改築)	16mm映写機、スクリー ン、暗幕、移動黒板、 タイプ、複写機、輪転 機	各種団体の育成、指導者、ボランティアの養成 学習援助などを推進するとともに、地域住民が 自主的に生活にかかる集団活動を展開するよう グループ、サークル活動の拡充を図っている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	延面積
自治 （ 町 内 ） 公 民 館	6	北九州市	わかまつくふたじま 若松区二島公民館	北九州市若松区 二島5丁目7-2	江藤久保	m ² 976	m ² 514
	7	大牟田市	ざいもくまち 材木町公民館	大牟田市大字三 池1034	杉喜代次	403	116
	8	久留米市	やすたけこうく 安武校区公民館	久留米市安武町 武島772	足達博 (職務代行)	1.098	255
	9	田川市	いかり 伊加利公民館	田川市東区伊加利	松本登	677	186
	10	八女市	かみつのえ 上津江公民館	八女市大字津江 1125の1	牛島勝次	273	159
	11	大川市	にしたぐち 西田口公民館	大川市大字三丸 1915-1	下川一美	435	161

状 況		設 備 の 状 況	表 彰 の 理 由
構 造	建 設 年 月 日		
コンクリート2階建	S3 9.1 0.9	講 堂 会議室 談話室 和 室	市民参加によるまちづくりを目指して、北九州市民憲章のうち特に「人を大切にふれあいの輪をひろげ」「学ぶ楽しさを深め文化のかおる町」にするための地域住民の活動の拠点となっている。
木造平屋建	S3 0.5.1	集会室 小会議室 管理室 放送設備	三池校区を住みよい地区にするための環境醸成の先導的な役割を果たしている。 公民館の運営については、住民の意向をよくすい上げ、運営審議会及び各専門部が活発な活動を展開している。
鉄筋1階建	S4 4.4.	図書室、和室 大ホール 調理室 印刷室	青少年健全育成を重点目標に、校区住民を対象に本公民館を拠点として諸活動を展開し、明るい町づくりを推進している。
木 造	S2 4.5.3 1	会議室 集会室 調理室	親子駅伝大会、隣組対抗バレーボール大会などスポーツ活動を積極的に行うことにより地域住民の融和と健康づくりに努めている。
木 造	S57.1.1.30	大広間 調理場 和 室	町民の融和を図るためのスポーツ、文化事業、青少年の健全育成のための子ども会活動、地域環境改善事業の三つを柱として活発な公民館活動を行い、その成果は町内、外の模範となっている。
木造平屋建	S5 2.3.6	放送設備 炊事、台所設備 和室、講堂	従来公民館活動が活発な地区で、各種事業を通して住民の連帯と協調を深めるような活動が推進されている。特に環境衛生面の活動は全市の模範となっている。

種 別	番 号	市 郡 名	公 民 館 名	所 在 地	館 長 名	施 設	
						敷 地 面 積	建 物 延 面 積
自 治 （ 町 内 ） 公 民 館	12	筑紫野市	つぎた 次 田 公 民 館	筑紫野市大字 塔原次田町	末 吉 雄之助	m ² 450	m ² 238
	13	吉井町	おおむら 大 村 分 館	浮羽郡吉井町大 字清瀬392-1	大 野 重 雄	336	147
	14	黒木町	にしいま 西 今 公 民 館	八女郡黒木町 西今	小井手 武 夫	363	152
	15	金田町	かみかなだ 上 金 田 公 民 館	田川郡金田町 上金田	高 見 芳 三	826	546

状 況		設 備 の 状 況	表 彰 の 理 由
構 造	建 年 月 日		
木造2階建	S20.	学習室（和室3 洋室1） 会議室	住民の声を十分に反映し、住民の手で主体的に活動を展開している。特に婦人会、子ども会、育成会の活動はモデル的な公民館活動として先導的な役割を果たしている。
木造平屋建	S34.1.1.	大、小研修室 調理実習室	昭和34年、いち早く地域社会づくりに取り組むため、分館活動の組織づくりを行い、今日に至るまで社会教育の振興に寄与している。特に最近では区域内に「あいさつ通り」を設け、青少年の健全育成に努めている。
木 造	S55.7.4	会議室 研 修 室 調理室 ホ ール	分館運営委員として、各種団体の長をあて、住民が一体となって活動できる事業を展開している。57年度は町のモデル分館に指定され明るい地域づくりに寄与した。
鉄筋2階建	S50.4.1	大集会室 調理室 図書室	各種団体活動が活発で、特に青年団活動は全町でも際立っている。また公民館を中心に住民の融和を図るための各種文化行事、スポーツ行事を実施している。

— 記念講演 —

「現代の青少年問題を考える」

— 思いやりのある社会づくりのために —

毎日新聞社 福岡総局長 家 令 和 昭 氏

分科会事例発表要旨

第1分科会

(行財政・都市)

討議のテーマ	公民館の管理・経営の今日的あり方		
	・ 職員の問題について		
	・ 住民要求を反映する公民館の管理・経営のあり方		
助言者	県立英彦山青年の家所長	高倉	豊
司会者	福岡市教育委員会社会教育主事	神野	直人
記録者	那珂川町中央公民館主事	藤島	正春
会場責任者	春日市中央公民館係長	岡本	彰夫

公立公民館の管理と経営

大牟田市勝立地区公民館長 堀 伊津雄

1. 大牟田市の市勢

大牟田市は福岡県の最南端で、熊本県との境界です。北部は三池郡高田町との境界で、極東は大字四ヶ湯谷で東経130度32分40秒、極西は三池港灯台で東経130度23分39秒、極南は萩尾町で北緯32度59分53秒、極北は大字上内で北緯33度05分42秒に位置し、大正6年3月1日に市制施行をし66年を迎えました。

今をさる約500年前三池稲荷山において、農夫伝治左衛門によって「燃える石」が発見され、以来本市は石炭とその盛衰をともし、昭和30年代以降特にエネルギー革命の波をまともうけて大きな打撃をこうむりました。現在(昭和58年6月1日)の面積80.21Km²、人口162,587人、世帯数53,351世帯の都市です。

2. 本市公立公民館の実態

1) 大牟田市公民館条例

(目的及び設置)

第1条 (中途省略)

中央公民館並びに地区公民館(以下

「公民館」という。)を設置する。
(名称および位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

大牟田市中央公民館

大牟田市三川地区公民館

大牟田市勝立地区公民館

2. 必要に応じて分館を置く。

(以下省略)

(連絡調査)

第3条 大牟田市中央公民館は公民館相互の連絡調査にあたる。

(職員)

第4条 公民館に館長、主事その他必要な職員を置く

2. 館長は、公民館を代表し館務をつかさどる。

3. 主事その他の役員は、上司の命を受け館務に従事する。

(以下省略)

大牟田市公民館条例施行規則

第2条 条例第2条第2項の規定にもとづき

設置する分館は、次のとおりとする

大牟田市中央公民館三池分館

大牟田市中央公民館倉永分館

(以下省略)

2) 職員配置

中央公民館 5名

三川地区公民館 3名

勝立地区公民館 3名

三池分館 2名

倉永分館 2名

以上館長以下市職員を全館に配置

3) 大牟田市の町内公民館(社会教育法第4

2条の類似施設)

〈分館時代〉 昭和26~31年

大牟田市では、昭和25年頃から各町内毎に続々と結成され、昭和30年にはすでに214館の公民館が結成されている。

昭和26年に「校区公民館」が発足したが、その時町内公民館を校区公民館の分館として位置づけた。そのため、本市の社会教育事業はその分館を拠点として活発に展開されるようになった。

〈公民館類似施設時代〉 昭和31年~46年

昭和29年に市は中央公民館を設置、つづいて31年に校区公民館を廃して、本館支館(5支館)制度を敷いた。

この公立公民館の体制整備にともない、分館制度を廃して町内公民館は公民館類似施設として住民の責任において運営されることになった。

併せて校区の協議体として、従来の校区公民館に代って、校区別に町内公民館連絡協議会が結成され、全市的な連絡機構(大公連)の結成もすすめられている。なお、この時代の町内公民館は地域公民館と総称されている。

〈町内公民館時代〉 昭和46年

以上のように本市の町内公民館は、社会教育事

業の担い手として大きな役割を果たしてきたが、昭和40年代になると、社会の変動が著しく、町内公民館そのものが変質せざるを得ない状態が生じてきた。

それは、

ア、本市では、町内会の解散以来これにかわる自治組織がなく、地域生活の中で生じてくる保健衛生、環境整備、交通安全、防犯等の地域課題への対応が町内公民館に求められてきたこと。

イ、併せて市行政を始め、各種の全市的機関団体は、末端機構を持たないため地域への浸透をはかるためには、いきおい町内公民館に頼らざるを得なくなり、校区連協、各町内公民館は、これらの各種団体の末端機関化してきたこと。

〈これからの町内公民館〉

町内公民館は自分たちの住んでいる地域を住みよくするために話し合い活動する自主的な住民の組織です。

町内公民館は社会教育活動を行う自主的な地域連帯組織です。自分たちの地域を住みよくするためには、町内住民がいろんな問題を出し合い学習や話し合いの中で、解決策対応策をたて行動することが大切です。

以上のように、他の市町村とはまったく違って、大牟田市には、区長制度や、行政協力員制度は一切ありません。

3. 本市の7地区公民館構想

地区館構想については、昭和53年に決定し、その後これに沿って昭和54年度に勝立地区公民館を建設(開館は昭和55年6月)続いて総合計画後期基本計画において中央公民館及び地区公民館各1館を建設するよう計画していたが、諸般の事情により今期は地区館1館を建設する予定。

なお建設場所については現在の全市的な公民館

の配置状況からして市北部を構想し用地の確保に努めているが、どうしても用地確保が時期的に困難な場合は、これに固執せずに条件の整う他の地域を考慮する。今後の公民館建設についても計画的に進展させていきたい。

4. 勝立地区公民館の事業展開

1) 主催事業、講座、学級、春秋の講座

ア、小学家庭教育学級

対象地区の5小学校の全児童(約2,200人)に父母宛の開催趣旨、要項及び申込み書を配布し希望者を募り開催。

イ、中学家庭教育学級

対象地区の2中学校の生徒(約1,000人)に父母宛の開催趣旨、要項及び申込書を配布し希望者を募り開催。

ウ、婦人学級、高令者教室、政治教育学級、

3つの学級については、対象区域の5小学校区の公民館連絡協議会に開催の趣旨、要項及び申込書を、各隣組単位に回覧を依頼し、参加希望者を募り開催。

エ、春、秋の講座(各10コース程度)あみもの、原色押花、料理(午前の部)、料理(夜の部)、お花、水引工芸、きもの着付書道、手作りネクタイ教室など、市政だよりに掲載し参加希望者を募り開催。

オ、図書貸出事業

市立図書館からの配本で、地区館専用の図書として常設し図書室を設置、地区公民館職員3名で貸出し返本業務も合せて行っている。現在の蔵書数、成人図書6,500冊子ども(児童)図書3,500冊、合計10,000冊。

カ、グループサークル活動

定期的に、趣味や学習を通じて「ともに学ぶもの同士」の交流と連帯感を深めようと活動している住民の集りです。各サークル

ともに代表者がいて、自主的、民主的に運営されています。(現在健康ヨガサークル他22のサークルが活動しています。)

2) 地区住民(校区町内公民館連絡協議会)との対応

対象区域の5校区がそれぞれ毎月1回以上開催される。その会議に3名の職員が交代で出席し、地区公民館からの事業の展開や促進ならびに、対住民との友好と信頼を保っている。また住民の直接の要求の場としても役立っている。(次の事業展開にも)

それが住民の学ぶ心の堀りおこしと学ぶための資料の提供となるし、学習結果を創造的活動と地域住民相互の結合、協力を促進する腕と、教育者としての信用性を備えるべきではないかと思います。

3) 主な事業紹介

ア、夏休み親子教室

小学生を対象に、紙ねんど、絵画、植物採集(本年度は当地区公民館だけ実施)の3コースを夏休みに親子で創るたのしみと対話を深め子どもの創造性を育てるとともに健全育成事業の一つとして開催。

イ、文化祭

公民館利用サークル、講座の受講生および地区住民の作品を展示し、演芸会を開催し地域住民の交流と地域文化活動の振興をはかる目的にて、全館を開放し演芸部門、展示部門、バザー部門、煎茶部門の4部門にて毎年11月の第2日曜を中心に開催、昨年は約2,600人の方々が参観されました。

ウ、子ども百人一首かるた教室

小、中学生のうち希望者を募り、健全育成事業の一つとして仲間作りとチームワーク、連帯の涵養、古典文学に馴染むことを主として、毎週1回計10週間開催。(毎年40人程度参加)

エ、子ども工作教室

小学生を対象に、竹馬、竹とんぼ、紙てっぽう等を冬休みに、自分で作るたのしみとその作品で野外活動を行う。

(昨年は130人が参加)

5. 大牟田市公立公民館の今後の課題

1) 7地区館構想の早期実現

現在、中央公民館(1)、三川地区公民館(1)、勝立地区公民館(1)、で3館設置しているが、前にも述べたように今期は北部に1館を計画しているがまだまだ7地区全館実現までには間がかかりそうである。

私は、年次計画を確立した単に計画にとどまらず、早期実現を願うものです。そのためにはまず各館とも、住民に信頼され愛される活動を展開し、社会教育施設としての必要性を再認識していただく事も大切である。

2) 住民ニーズのとらえ方

前項のところでも少しふれましたが、季節の講座や地区住民との対応の中、あるいは主催事業等に参加された方々の意見や要望を整理することです。

今日民間企業等で文化教室等が開催されている中であって公立公民館が、公教育の一環として開講する講座との競合をどう処理すべきか課題の一つでもある。

3) 勝立地区公民館の今後の課題

ア、事業面について

大牟田市は、地区公民館併列方式であるがまだ建設されていない地区が多いため設置されていない地区住民との諸問題がある。図書貸出し事業も職員3名で、事業と合せ持ちながら行っている状態である。

事業面に於いてまだ中央集権的な考え方が今だに強い。今後は地区館本来の目的に向けて、中央集権的な考え方から脱皮すべきではなかろうか。

イ、施設の問題点

- 大牟田川改修(付替)工事終了に伴いガードレール(防護柵)の設置
- 館周辺の舗装と駐車場の整備
- 倉庫の新設、樹木の計画
- 取付道路(西側)の橋梁が県より譲渡に伴う、市道認定と舗装

おわりに

いろいろと述べて来ましたが、公民館職員のおかれている立場を客観的にみつめ反省し、新たな自覚のもとに努力しなければ専門職として道もありえないのではないかと思います。

未熟な私の経験と私自身公民館職員として何をすべきか、また何を考えなければならないかとの重大さを今さらながら認識するしだいです。

第2分科会

(行財政・町村)

討議のテーマ 公民館の管理・経営の今日的あり方

- ・ 職員の問題について
- ・ 住民要求を反映する公民館の管理・経営のあり方

助言者 庄内町教育委員会教育長

朝原良行

司会者 県教育庁南筑後教育事務所主任社会教育主事

古賀雉里

記録者 福岡市博多市民センター社会教育主事補

近藤暢也

会場責任者 福岡市室見公民館長

飯地大蔵

若宮町中央公民館における学級経営について

若宮町中央公民館長 西尾隆広

1. はじめに

公民館活動の主体は地域公民館にあると思います。コミュニティづくりは小範囲の地域における活動の方が効果的であり、それぞれに違った地域公民館活動があってよいはずです。

若宮町内には27の行政区域に分れた地区公民館があり、広報紙を発行したり、体育行事、子供会行事、家庭采園教室、稲作教室、農機具整備技術講習、史跡めぐり、庭木剪定講習、合同慰霊祭、野ねずみ合同駆除、一斉家庭大掃除、消毒、廃品回収など、その地域に伝わる行事や、地域の住民感情に合ったものを取り入れ、互いに知恵を出し合って取り組んでいます。

若宮町は、農林業を主体とした人口約1万1千人程の田舎の町です。清らかな水と、美しい空気と、緑の山々と、ただそれだけの何のとりえもない田園風景です。

それだけに人情もこまやかであり、隣人同士が家庭生活の事を相談し合ったり、夕餉の料理を分

け合ったり、子守りを頼んだりというような日常生活を送っています。

都会的な冷淡さがないかわりに、家の中の事は何もかも隣近所に分ってしまうような事もあります。

さて、本町はながい間中央公民館などなく、各地区でそれぞれに公民館活動がなされていました。神社の境内を利用して、立木と立木の間に縄を張ってバレーボールをしたり、秋に干上った溜池の中で運動会をしたり、春の彼岸や秋の月見など伝統行事を利用した子供会活動等、ぎわめて素朴でほほ笑ましいものでありました。

中央公民館という制度が、昭和35年ごろに出来ましたが、もちろん建物もなく、教育委員会事務局が各地区公民館相互の情報交換や、巡回映画、公民館運動の普及、体育行事の主催等すべて兼任でこなしてきたものです。

昭和49年によく待望の中央公民館を建設

しましたが、田舎町のことで大規模なものが出るはずもなく、約250名程入れる講堂、40名程度の研修室、和室2間(22畳)、会議室1、図書室1という最低限度の施設であり、理想的な中央公民館事業をやるようなものではありません。

職員体制は次のとおりであります。



このような中で行っている諸活動は、次に述べる学級講座の経営をはじめ、文化祭、巡回図書文庫、結婚式、図書貸出し、諸団体の世話などを行ってきました。

これらの諸活動は、たくさんの問題点を含んでいますがここでは割愛し、次に学級経営の内容にしぼって報告します。

2 学級経営の内容

(1) 若生学級

◎ 現 状

町内には60才以上の老人は約2100名います。これらの方々がそれぞれ単位クラブを結成し、総数27クラブとなっており、その連合会を「若生会」と称しています。

この若生会の会員の中から、毎年希望者を募り約200名を学級生として「若生学級」を開催しています。

学習内容は次のとおりです。

1) 学習の目的と内容

健康で豊かな老後は、自らの努力でこそ得られるものではないでしょうか…………。

今、社会は生涯教育が強調され、多くの人たちが機会をとらえ学習を重ねています。

高齢者もいろいろな問題を集団で学習し、特技を生かし社会参加を心がけ、役立つ老人として地域や社会に奉仕したいものです。

そして、まさに熟年としての豊から人生を創造し、生きる喜びを求めたいものです。

2) 学習のねらい

(1) みんなで考え、みんなで励まし合って、自主的に学習するように努めましょう。

(2) 毎日を明るく楽しく過すために、心と身体の健康に留意しましょう。

3) 学習上の留意点

(1) 学習した事は、できるだけノートしましょう。

(2) お互いの共同学習の場です。時間励行で行事を進めましょう。

(3) 自分の出欠は、自分で責任をもって記入しましょう。

(4) 学習の場は常にきれいな環境であるよう、清掃・整理など充分注意しましょう。

学 習 計 画 表

日程	学習課題	学習内容	講 師	クラブ活動
5/23	(開級式) 人間関係	ふれ合いと対話	北九州老人大学 時枝悦子先生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書道クラブ 有吉一男先生 ・ 俳句クラブ 野見山ひふみ先生 ・ 民踊クラブ 原田喜美香先生 ・ 囲碁クラブ 未 定
7/22	宗 教	生きがいを 考える	穂波町常楽寺 斧山義秀先生	
8/22	政 治	時の政治を みつめる	町 長	
9/21	歴 史	遠賀川の 文化を訪ねて	直方市郷土史家 舌間信夫先生	
10/21	健 康	理論と実践 レク・運動会等	検 討 中	
11/21	総合学習	社 会 見 学	主 催 者	
12/21	人 権	高齢者から見た 人権と部落問題	本願寺派教師 田中松月先生	
1/23	法 律	くらしと法律	検 討 中	
2/21	時 事	国内外の動き	検 討 中	
3/21	(閉級式) 福 祉	民主社会と 社会保障	直方 社会保検事務所	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級開設日を毎月21日を原則とし、日曜祝日の場合はその翌日とします。 ・ クラブ活動は自由参加ですから、ふるって応募して下さい。 ・ 必要経費は個人負担とする場合があります。 				

4) 会場当番割

当番月	当番単位クラブ
5月	東町 本町 錦町 金生
7月	向田 原田 金丸 水原
8月	沼口 小原
9月	里 野中 浅ヶ谷 畑
10月	黒丸 宮永 稲光
12月	平 高野 竹原 黒目
1月	小伏 己野 犬鳴
2月	脇田 湯原 下 日吉

◎ 問題点

公民館の会場が狭く部屋数も少ないため、人員の制限をせざるを得ない事、クラブ活動の種類を増やせない事、会員の中にも講師となれる人は居るのにそれを生かさない事等たくさん問題をかかえています。

しかし、私達は公民館の建物という狭い範囲を考え過ぎてはいないでしょうか、恵まれた自然の山野を生かす工夫、子ども達や身体に障害を持った人々、婦人、教師等々との交流を考えないでいでしょうか……。それらを通じて人生経験豊か

な老人の知恵を社会に還元できないでしょうか…
…。

御参加のみなさんの御指導を期待します。

◎ 課 題

一般教養講座に重点を置くのではなく、専門講座の内容を深めるべきであると思っています。そして、単に趣味の講座だけでなく、生産を伴ったものにしなければならないと思います。

たとえば、特産の竹を利用した、生活用具である、ほうき・かご・民芸品・装飾品などの創作…
…。わらじ・ぼうし・千尋・しめ飾りなどの菓製品の制作……。木工、陶芸、彫刻など……。

また、学校給食に使う野菜を休耕田を利用してつくれないでしょうか……。

老人の社会参加という事を一つの目標にした学級経営をこれからの課題としたいものです。

(2) 中央婦人学級

◎ 現 状

若宮町婦人会は会員1730名の町内で最も組織力のある団体です。婦人会活動として生協事業や防犯運動、施設慰問、チャリティーバザー、障害者や独居老人訪問、青小年育成など多岐にわたっており、婦人会独自の研修活動も毎月盛んに行われています。

これらの事業と並行して、婦人会と公民館合同で中央婦人学級を5月～3月まで毎月行っています。

学習内容は次のとおりです。

学 習 計 画 表

月日	項 学 習 課 題	学 習 内 容	講 師
5.24 (火)	人間関係 (開級式)	地域づくりと対話	福岡市教育委員会主席社会教育主事 後藤久先生
6.15 (水)	宗 教	豊かな心を求めて	飯塚市幸袋清波院住職 福原耕善先生
7.15 (金)	青少年問題	子どもの心と問題行動について	福岡女子短期大学教授 鳩野修二郎先生
8.26 (金)	政 治	町の政治を聞く	若宮町々長 井田保寿先生
9.16 (金)	健 康	リズム体操とレクリエーション	福岡県教育委員会
10.15 (土)	食 品	食品公害と健康食品について	北九州消費者センター 森十四子先生
11	視 察	先進地との交流学习	
12.15 (木)	人権問題	家庭における同和問題を考える	川崎町立同和保育所 松崎一先生
1.25 (水)	婦人問題	婦人の自立と社会参加今、婦人運動の状況は	福岡県婦人対策室長
2.15 (水)	社会福祉 (閉級式)	高齢者社会における地域福祉と婦人の役割	福岡県婦人対策室に依頼

◎ 問題点

公民館と婦人会合同で学級開催と言いながら、学習計画を作成するにあたって公民館先行型で行っている事を考え直さねばならないと思います。

何に価値を見出し、何を学習したいかは学級に参加する人がきめる事であることは論をまちません。そしてその学習欲求は日常の生活の中から出て来たものであるはずでず。

十分な討議と研究を経て樹てられた計画でない事を反省し、来年度の参考にしたいと考えています。

◎ 課題

講演の方式から早く脱却しなければなりません。すべての人が、特に家庭婦人は生活課題をいっぱいかかえています。それらをお互いに出し合い、討議をし、調査し、最後にテーマに合った講師を招くべきです。

たとえば、納税組合の世話はしているが、税のしくみについての知識はあるのか…、税がどのように使われているか調査する必要はないのか…、的確な課税がされているかどうか検討はしたか…。

交通安全の街頭指導を婦人会活動の一環として行った場合、単に黄色い旗をもって立つだけでなく、交通のネックを解消するには、どこをどのようにすればよいか実際に目で見てたしかめているからこそ問題提起ができるはずでず。児童が安全に通学するには、どこをどう通ったがよいのか…、またどこを改善したらよいか、こまかいところを見ているはずでずから、学習の中で討議の柱として出るはずでず。

これらのことを引き出す努力や試みを、公民館がもっといねいに行うべきでず。

また、婦人が持っている学習欲求は、趣味、教養に関するものから、実益を兼ねたものまで、むしろ男性よりも幅広いものがあります。

これらを充たす専門講座・教室を並行して開設していく必要があります。徐々に課題解決に向けて前進していきます。

(3) その他の教室、クラブ等の運営・利用

都市部や大きい町で行われているような、幅広い多種多様な講座・教室など望むべくもありませんが、それでも町内で唯一の公立公民館であるため利用の範囲もかなりのものとなります。

婦人学級と並行して行っている乳幼児学級（家庭教育学級）・食生活改善教室・民踊クラブ・習字クラブ・青少年育成町民会議・各種研修会での会場使用……。学校や地区公民館からの子供会活動などに対する指導要請など不定期に数多くあります。本年は直方鞍手老人大学院の運営も当公民館も受持ちました。

大都市やその周辺から見た場合、たったこれだけのものかと言われるようなものですが、それでも職員・館ともに日曜なしのフル回転でず。昨年度の公民館の使用回数は延290件、使用延人員は9594人に達し、社会教育課を含めた職員の超過勤務時間は、一人当たり平均350時間に達しました。

酷使という表現がぴったりくるよりの日常の積み重ねのひずみが、どのような形で返ってくるのか、管理責任者としてまことに神経を削られるものがあります。

3. 今後の課題

(1) 開設を要する学級・講座など。

- ◎ 一般成人講座
- ◎ 青年教室
- ◎ 文化講座……史跡・古文書・民族資料など
- ◎ 工芸教室
- ◎ 文化教室……絵画・書・華・茶・音楽など
- ◎ 各展覧会……四季に合わせて
- ◎ 人材登録

(2) 館の改善

各研修室の不足は、既に述べたように学級・講座の内容を単調なものにしています。もっと増設をする必要があることは言うまでもありません。

公民館は、とりすまして冷めたいものであってはいけません。

だれもが普段着で立ち寄れるよう、どの部屋にも自由に入れるようにしたいものです。研修室は四角い部屋で周囲は壁、前に黒板というのがどこにでもあるタイプですが、思い切って丸や三角に出来ないでしょうか…、壁のない研修室、逆に壁だけの屋根のない研修室は考えられないでしょうか…。

社会教育を持ち出すまでもなく、特定の宗教・政治目的に公民館を利用してはならないことに異論はありません。しかし、たとえば公民館に行けば晩のおかずの買物は出来るとか、日用雑貨や古本・書画・骨董など、研修の帰りに買って来る事なんか出来ないだろうかと考えています。

(3) 職員体制の改善

社会教育課が公民館に同居することについてはやっぱり問題があります。しかし現状の中で当分の間分離が困難とすれば、その中で改善を考えざるを得ません。

現在は、公民館主事、指導係職員ともに専門的訓練を受けたものでなく、本来は事務職員であります。将来的には完全な専門職を配置する事を目ざし、当面はようやく専門的能力を修得した職員を単なる人事異動で簡単に配置替をする事がないようしなければなりません。また職員研修の面で、教育事務所管内合同の定期的研修を実施する必要があります。

以上、まことにつたない報告と意見を申し述べましたが、参加者の皆さんの御批判を期待致します。

第3分科会

(事業活動・青少年教育)

討議のテーマ	青少年健全育成のための公民館の役割		
	・ 家庭教育の振興を図るための公民館の役割		
	・ 青少年の団体活動促進のための公民館の役割		
助言者	県教育庁指導第二部社会教育課参事補佐	原田	修次
司会者	県教育庁福岡教育事務所社会教育主事	田中	好美
記録者	福岡市中央市民センター社会教育主事補	中川	博雄
会場責任者	福岡市西市民センター指導係長	井上	良太郎

青少年健全育成のための公民館の役割

—「子どもを守る会」の活動を通して—

北九州市白銀公民館長 崎田 清

1. はじめに

最近の青少年の非行の増加は、低年齢化、一般化等の傾向を加え、関係者の等しく憂慮するところであり、早急な対策の確立が望まれる所以である。

その対策として常にまっ先にあげられるものが家庭教育の充実振興と、学校における指導体制の確立と実践であり、さらに加えて地域ぐるみの取り組みである。

この三者の緊密な協力と一体的な取り組みがなければその成果を期待することは困難である。というのが多くの識者のおおむね一致した意見である。

とすれば、地域社会において、この結び目にある地域公民館としては、その性格や機能の面から考えて、到底看過することのできない重要な課題といわなければならない。

2. 白銀公民館での取り組み

① 地域の概況

白銀中学校区は、小倉南北区の接点にあって都心に近く、国道3号、10号線、都市高速道、日豊本線等が地域内を通過し、交通至便で商店街、病院、金融機関等が集中した、人口約1万8千人、世帯数7千4百戸の地域である。

昭和53年度末に開館した白銀公民館を拠点として公民館活動が活発に行われている。

② 家庭教育の振興をめざす取り組み

開館以来5年間を通し青少年の非行防止と健全育成は館の重点目標の一つで、家庭教育の振興をめざし下記の事業を実施してきた。

㊦ 家庭教育学級主事会

小倉北中央公民館でも実施しているが、毎月1回、当館関係の7学級の主事、主事補等を対象に、学級運営のあり方などきめ細かな指導を続けている。

㊦ 家庭教育109番

当初は「父親家庭教育学級」として、とかく家庭教育から遠ざかりがちな父親に対して

父親の果たすべき役割の重要性を訴えて来たが、3年前から「家庭教育109番」と名称も改め、110番という非常事態にならない前に、親として、また、地域社会の大人としての責任と役割を考える集いとした。現在毎月1回第3木曜日19時～21時を定例日として継続実施している。

ウ、親と子のふれ合い学級

土曜日の午後、夏休み等の時期を利用して親子料理教室、レクリエーション、青少年の家での一泊研修等を行い、親子同士の対話交流の場を設けている。

エ、白銀文庫

昭和54年9月に開設、市の中央図書館の図書(大人用300冊、子ども用900冊)をロビーに配置し、20名の図書ボランティアによって毎週土曜日14時～16時の間、閲覧貸出しを行い、子ども達の余暇の善用に役立っている。

オ、白銀中学校区子どもを守る会

後述

3. 白銀中学校区子どもを守る会

① 結成までの経過

昭和56年、各地で起ったシンナー吸飲をきっかけにして、中学校PTAの校外補導委員会が中心になって、冬休み中夜間の校区内巡視が実施された。

この実践を通して「せっかく始まったこの活動を一時的なものとして、継続的に実施して、地域住民の理解と協力を得るまでにならなければ、その目的を達成することはできない。」ということになり、PTAの役員、学校長、校区社会福祉協議会長、青少年育成関係者に公民館も加わって今後のあり方を検討した。約1ヶ月間に亘る準備委員会を経て、昭和57年3月8日「白銀中学校区子どもを

守る会」が結成された。

この会には、上記の各団体の他、社会福祉協議会に含まれるすべての団体が参加し、行政側から紫町市民館と白銀公民館を加え30数団体となった。

② 発足にあたって

会の発足にあたっては、当然のことながら会則や、事業計画、予算等について検討が行われ、会長をはじめ役員を選出、事務局等、どれ一つにもいろいろ問題点があった。

だが、あまり例のないこの種の会のことであり、初めから完全無欠なものを期待せずまず実践をした上で、必要に応じて逐次補足することにし、会長には中学校PTA会長、連絡場所を中学校内におくことにした。

③ 事業の概要

ア 巡視活動

- 子どもに対する呼びかけと啓発が目的
- 毎週、水、土曜、20～22時校区内を巡視、長期の休みや必要により回数増加
- 常任委員と中学PTA会員が中心になるが、地域住民にも参加をよびかける

イ 広報活動

- 活動報告と啓発のため、年間4回発行
- 諸行事等必要に応じてチラシを配布
- 住民パレード 啓発と広報

ウ 環境整備・浄化運動

- 地域内の危険、不良環境の発見・整備
- 立看板設置・標語募集、地区内に配置

エ 研修活動

- 常任委員会 … 毎月1回第3月曜日19時～21時、研修と情報交換
- 家庭教育109番 … 視聴覚機器を活用地域住民、委員を含め研修を指導・助言等
- 住民総会 … 年間1～2回住民への啓発
- 地域懇談会 … 町内等の単位で研修・情報交換、交流を行う

- ④ 予 算
 会の財源は、両小学校区自治連合会、関係
 3 小中学校 P T A の 5 団体の負担金による。
 (後日、市教育委員会から「非行防止モデル

地区」、警察署より「パイロット地区」の指
 定を受け、2 年間は補助金を受けることにな
 った。)

⑤ 会の歩み

白銀中学校区子どもを守る会の歩み

年月	日	会 議 等	巡 視	広 報	環 境	研 修
56	7 14 12 19 22 25 ~27	白銀中 P T A 校外補導 委員会 三校連絡会議 白銀中 P T A 校外補導 委員会	冬休み校区巡 視			家庭教育 109 番 「社会のしくみと学校教育」 (細川校長)
57	4~7 1 13 16	白銀校区青少年育成委 員会	同 上 三学期巡視	シンナーのチ ラン配布	街頭立看板設置	家庭教育 109 番「家庭内暴力」 VTR「非行からの旅立ち」
2	5 8.12 1724 20	白銀校区青少年育成委 員会 準備委員会				「最近の青少年問題とその背景」 (古賀所長) 家庭教育 109 番 「校内暴力」
3	8 19 20 27	白銀中学校区子どもを 守る会結成 理 事 会	春休み巡視 巡視年度末反 省会	西日本、読売 記事		「北九州における少年非行の実態 と地域の取り組み」(古賀所長) 家庭教育 109 番 「年間の反省座談会」
4	13 17 19 23	理事会(非行防止モデ ル地区の指定) 常任委員会 巡視委員会	一学期巡視	家庭教育 109 番のチラシ配 布	校区地図作製 所見を記入	家庭教育 109 番 「子どもの人権」 映画「若者たちの朝」
5	7 15 21 25	事務局会議 理 事 会 常任委員会		子どもを守る 会発足につい てのチラシ配 布		家庭教育 109 番 「子どもと非行」1 映画「十代の非行と親の責任」

年月	日	会 議 等	巡 視	広 報	環 境	研 修
57	2. 7 11 6 16 19 21	事務局会議 理 事 会 常任理事会				「少年非行防止パイロット地区について」(丸山課長) 家庭教育109番 「子どもと非行」2 映画「親の知らない所で」
	1 5. 8 7 9 18 19 25	少年非行防止パイロット地区指定 事務局会議 理 事 会 住民パレード 住民総会 パイロット白銀地区推進委員会	祇園パトロール ↓ 夏休み中巡視	住民パレード 住民総会のチラシ配布		家庭教育109番 「子どもの自立」 (樋口恵子先生) 「北九州市の少年非行の実態」 (丸山課長) 「親の責任と役割り」 (時枝先生)
	8 16 21	常任委員会				映画「お父さんの勲章」 家庭教育109番、映画 「十代の反抗」
	9 9 15 18 20	巡視員総会 貴船地区懇談会 常任委員会	二学期巡視 巡視の反省と意見交換 ↓			「北九州市の非行の現状」 (丸山課長) 家庭教育109番 「進路問題を考える」1 VTR「偏差値を考える」 映画「善悪のけじめ」
	10 12 16 18	 常任委員会		少年非行防止 市中キャンペーンに参加		家庭教育109番 「進路問題を考える」2 映画「少年と花」 映画「覚せい剤」
	11 10 13 20 22	中島地区懇談会 貴船地区懇談会 事務局会議	常任委員の巡視割			「母親の願いと父親の役割り」 「 同 上 」 (丸山課長) 家庭教育109番 子どもの自立と親の役割り
	12 8 15 18 20 25 ~29	中島地区懇談会 常任委員会	↓ 冬休み巡視	金太郎部隊キャンペーン参加 子どもを守る会報 教育北九州記事	工事現場の材料管理申入	映画「親の知らない所で」 家庭教育109番 「中学生の性と愛」 映画「未成年の性」

年月	日	会議等	巡視	広報	環境	研修
58	5~7					
1	17 20	理事会 常任委員会	三学期巡視			映画「愛と性と青春」 「性非行を考える」 (外松指導員)
2	8 11 17 18 21	中島校区懇談会 貴船地区懇談会 常任委員会	巡視員反省会	家庭教育109番について		映画「十代の非行と親の責任」 (今西係長) 家庭教育109番 「最近の少年非行」(丸山課長) 映画「愛と性と青春」 「十代の非行と親の責任」 映画「愛と性と青春」 「性非行を考える」(工藤補導員)
3	7 11 17 18 22 25 30	企画委員会 中島地区懇談会 小倉北区研修会打合せ会 常任委員会 東篠崎地区懇談会	春休み巡視 繁華街パトロール		立看板配置 (25枚)	映画「子どもの性の悩みと親の態度」 家庭教育109番 「親と子の話し合い」 (時枝先生) 映画「恐怖の溶剤」
4	14 15 18 21	企画委員会 中島地区懇談会 理事会	一学期巡視			映画「愛されるお年寄り」 家庭教育109番 「子育てにおける家庭の役割」 映画「家庭とは何か」
5	6 16 17 19	企画委員会 常任委員会 中島地区懇談会		家庭教育109番について		映画「おかあさんちょっと待って」 家庭教育109番 「現代父親の条件」 映画「お父さんってなんだ」
6	9 14 16 20	事務局会議 中島地区懇談会 常任委員会		1周年記念行事と住民総会のチラシ		映画「お父さん出番ですよ」 (時枝先生) 家庭教育109番 「触ばれる子どもたち」 (井土先生)

⑥ 公民館の役割

ア 啓発、平素を事業を通して住民の意識の高揚に努めた。

(特に家庭教育講座)

イ 推進、適切な動機を見付け運動の推進はするが、あくまでも公民館は裏方に徹する。

ウ 分担、企画、運営、広報、研修等当初は広範に亘ったが、地域住民の中から人材を見出して、リーダーの養成に努めた。

4. おわりに

「守る会」が発足して1年半、まさに試行錯誤の連続であったが、一応その歩みも軌道に乗ってきた。しかし、問題点も多いし、当然のことながら成果もまだ明らかでない現状である。ただ、活動が地域住民の間に浸透しはじめてきたことや、この活動を通して地域の関係者はもちろん、団体相互の交流、連帯意識の高まりが徐々に見えはじめたことは何にも勝る力強い支えであり、活動の将来に明るい希望を与えてくれるものである。

庄内町青少年の森教育キャンプ場のあゆみ

庄内町公民館 新 開 利 一

1. 庄内町の概要

本町は飯塚市と田川市の間に位置し、南北10 Km 東西4 Kmと細長い町です。旧産炭地という歴史的事実から、工場団地への企業の進出はあるものの地場産業は少ないことや福岡・北九州市へ2時間以内の通勤圏内にあることから、兼業農家と通勤家庭が多い。最近特に住宅の増加が目立っている。

人 口	約10,000人
行 政 区	30区
小 学 校	1校 929人
中 学 校	1校 385人

2. 子ども会の概要

各行政区単位に、子ども会が組織されているものの育成会等の結成にはいたっていない。

全般的に行事子ども会の色合いが強く、指導者ももち回りの子ども会が多い。単位子ども会の代表と熱心な指導者によって庄内町子ども会指導者協議会を組織している。

子ども会指導者協議会の主な行事

子ども祭り(春、秋)水泳教室・球技大会(夏)タコつくり・タコあげ大会(冬)子ども会指導者

研修室・庄内町青少年の森教育キャンプ場の管理・運営に関すること・その他

3. 青少年の森教育キャンプ場の概要

所 在 地	庄内町大字仁保
広 ぎ	20,000 m ²
収容人員	テント25張 200人
たてもの	便 所 1棟 管理棟 3棟 炊事棟 2棟
使用料	無料(作業義務あり)

4. キャンプ場建設までの経過

本町では昭和49年以前には、子ども会リーダーを対象として、県内のキャンプ場で野外活動リーダー研修を実施していました。しかし、中学校のクラブ活動が活発になるにつれて、中学校からリーダー研修会を中学校全学年、全員を対象に実施していく方向で考えてもらえないかと提案があり、公民館と学校が協議を重ねて、協力して野外活動を実施をするようになりました。それから5

年間、近くの山を毎年切り開いて野外活動を実施してきました。

昭和54年に子ども会指導者協議会から、単位子ども会が夏休みのキャンプを実施する場所に困っているし、中学校のキャンプ活動に現在の場所はせまいので、ぜひキャンプ場を作ろうという提案がなされました。そこでさっそく子ども会指導者協議会で、キャンプ場作りの具体案の提示が行われ、各方面の賛同をへて、キャンプ場作りの第一歩をふみ出しました。公民館では、その具体案を受けて場所の選定から構想すべてにわたり、子ども会との協議に主体を置いて建設に当たるようにしました。

子ども会指導者協議会から具体案提示→社会教育委員会賛同→区長会賛同→町議会賛同→キャンプ場建設へ

5. キャンプ場施設の充実

昭和55年広場だけでスタートしたキャンプ場も、昭和56年から子ども会指導者の力によって、管理棟の建設や、炊事場屋根の建設、貯水タンク給水設備の設置など、それぞれの指導者の技術を生かしたボランティア活動によって施設が充実してきました。

6. 管理・運営

現在、キャンプ場の保守管理のほとんどを子ども会指導者協議会が中心となって行っていると、いっても過言ではないといえます。子ども会が子どものためのキャンプ場を作っていくために、おのおの個人のもっている技術を出し合って、自主的にすすめているのです。一年を通じて行っている、保守作業は、いつでも利用できるキャンプ場のイメージを作り出していきます。

キャンプ場利用者の指導面についても、その主体は子ども会指導者協議会で行っており、町内利用者を優先し、町外の社会教育関係団体や家族

キャンプの受け入れを行っています。又使用料は無料ですが、一定時間の奉仕作業をしてもらう事を条件としております。電気・水道の設備はなく、炊事用の水は、井戸水を手おしポンプでタンクに貯水をしてもらうようにしており、教育キャンプ関係者には好評なようです。

7. 今後の課題

キャンプ活動を子ども会活動や、明るい家庭づくりの基礎として位置づけていくためには、ボランティアの数が現在の人員では大幅に不足しているといえる。特に高校、大学生等在学青少年リーダーの養成を急がねばならない。また、町のシンボルとなっている関の山への登山道を設備することによって幅広い活動ができるようにしなければならない。

- キャンプ活動の水準の向上をはかる。
- 年間利用の拡大
- 長期キャンプの実施

今年度は長期キャンプの実施（試行）を行います。子どもたちの生活の場をキャンプ場に置いてキャンプ場から学校へ、学校からキャンプ場へといった自主性を高める、キャンプを実施いたします。

8. おわりに

このキャンプ場作りにおいて、行政の行った仕事は微々たるものでした。多くのボランティアの活動によって作り上げられたものです。行政がする仕事であるといった考え方もありますが、形だけのもの、与えられたものよりも心のこもった施設として出きつつあると思っております。

(資 料)

昭和57年度庄内町青少年の森・教育キャンプ場夏休み期間中の利用状況

1.利用した実人員

	町内	町外	計
幼 児	48	1	49
小学生	522	9	531
中学生	184	98	282
高校生	4	11	15
成 人	256	88	344
計	1014	207	1221

2.団体別利用実人員

	町内	町外	計
子ども会	618	2	620
学 校	238	88	326
家 族	26	10	36
その 他	132	107	239
計	1014	207	1221

3.利用した団体数

	町内	町外	計
子ども会	15	0	15
学 校	2	4	6
家 族	5	2	7
その 他	3	2	5
計	25	8	33

	主 な と り く み		主 な と り く み	
49年以前	毎年子ども会リーダー研修会として、約50名の子どもを対象に県内のキャンプにて実施	56年	3月。管理小屋作り 2間×3間 4月。広場拡張。第2管理小屋作り 6月。井戸掘り。(外注) 7月。貯水そう設置 11月。流し場屋根設置 12月。第1管理小屋拡張	
50 54年	教育委員会と中学校で協議の上、教育キャンプを実施。近くの山を借りて実施		57年	1月。管理小屋にこたつ掘り込む 5月。炊飯用かま場に大屋根を作る 7月。食卓作り 8月。プレハブ用地整備(利用者にて) 9月。プレハブ設置(中古) 10月。キャンプ場入口舗装
54年	7月。子ども会指導者協議会にて、キャンプ場の必要性が論議される。 9月。子ども会にて「庄内町青少年キャンプ場設立計画案」を作成 。社会教育委員会。区会長に提案、賛同える。 12月。予定地の伐採費20万円計上採択。議会承認をえる。			58年
55年	5月。重機にて、広場の整地作業 。便所工事。(外注)流し場工事 7月。教育キャンプ場開設			

第4分科会

(事業活動・成人教育)

討議のテーマ	成人の社会参加活動のための公民館の役割	
	<ul style="list-style-type: none">・ 公民館における成人対象の事業のもち方について・ 地域における人材の発掘と活用の方策について	
助言者	福岡市教育委員会主席社会教育主事	後藤 久
司会者	県教育庁北筑後教育事務所社会教育主事	中原 敏隆
記録者	太宰府市教育委員会勤労者施設係長	土師 繁美
会場責任者	大野城市中央公民館係長	堤 富雄

宗像市における人材の発掘と活用の方策

－「市民学習ネットワーク」事業のとりくみ－

宗像市中央公民館庶務係長 滝口 哲也

1. 宗像市の概要

福岡県の北部に位置する本市は、福岡市と北九州市の中間にあり、面積76.65 Km²、人口は昭和45年29,000人、8,000世帯であったものが、58年では58,000人、17,000世帯と倍増している。

2. 「市民学習ネットワーク」事業のねらい

急激に変化する現在の社会において生涯教育の観点から、住民の希望や必要に応じて学習・活動の場を提供する社会教育の役割は年々その大きさを増している。

特に「みどり・健康・ふれあいのまち宗像」を掲げ市制施行をした本市にとって市民のコミュニティづくりは急務である。

昭和55年に行った社会教育基本調査では、80%を超える市民が「学習したい」と望んでおり、またボランティア活動への意志については、40%近くの人が「力をかそう」と答えている。

この両者をつなぐパイプが「市民学習ネットワーク」です。

3. 「市民学習ネットワーク」事業大綱

みん
な
で
学
ぼう！

市民学習ネットワーク



— 社会教育振興協議会 —

1.



宗像市の人々が身近な場所を利用して、
少人数で自分たちのやりたい学習を、市民自ら
が指導者となり、相互に学習できるように
市民の中から指導者を発掘したり、指導者
と、学習したい人とをつなぐたり、学習のため
の様々なニュースをお知らせする
事業です。

2.

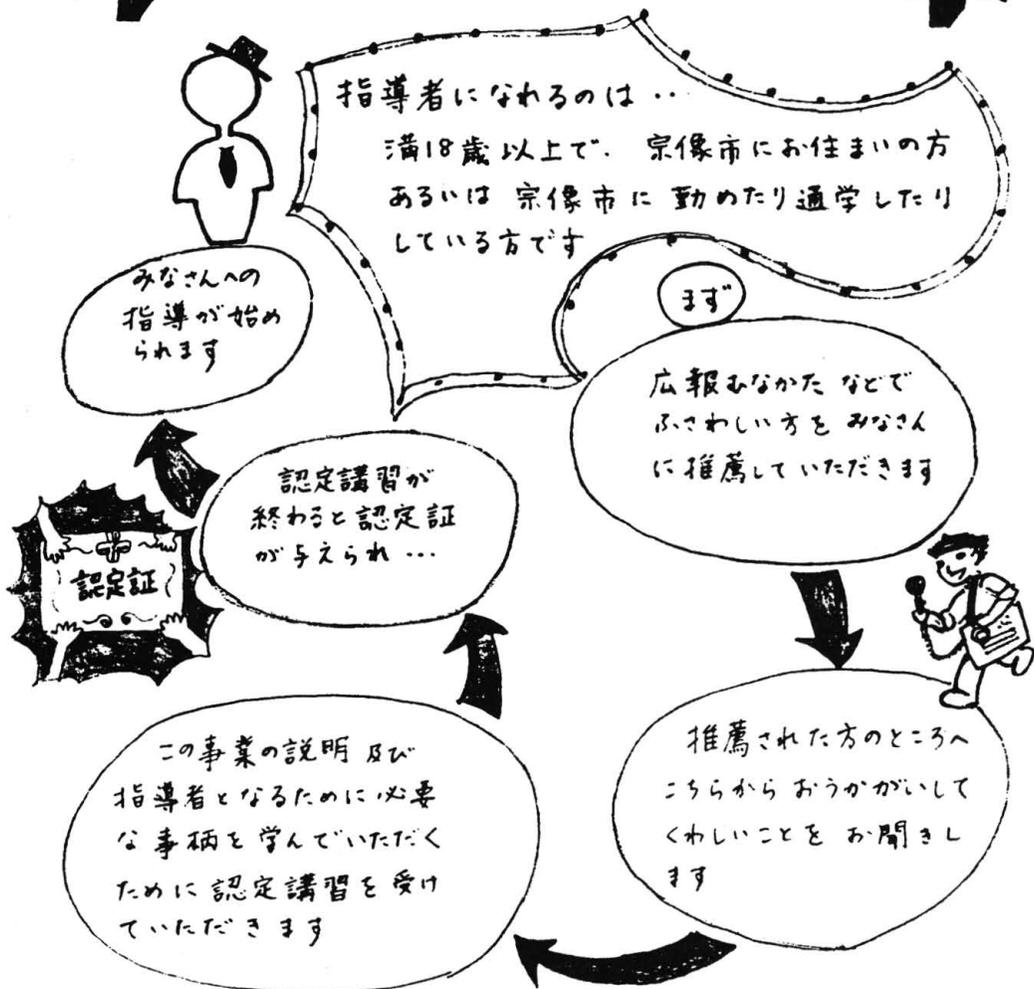


生活のあらゆる領域において、何かを学びたいとか
身につけたいと願う市民は、ますます増えてつあります。
このような願いに答えられるような人を市民の中から
募って、指導者になっていただきます。そして指導者
と学習者が相互に教えたり教えられたりすることによ
り、市民の連帯感や助け合いの精神を作り
出し、宗像市を人々の交流の絶えない明るい
地域にしていこうとするものです。

3. 指導者

市民の方々の中でいろいろな知識や技術（くわしくは4をごらんください）をおもちの方をみなさんの学習の指導者としておむかえします。

この指導者のことを「有志指導者」と名づけます。



4. 学習の分野と内容

いっしょに学んで
みませんか?

とーいーしーよーにー

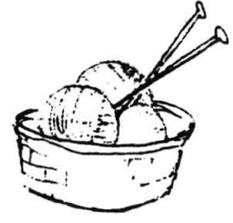
仲間

趣味・おけいこごと

- 1. 魚釣り
 - ・磯釣り
 - ・川釣り
- 2. 自然観察
 - ・薬草識別
 - ・きのこ識別
- 3. 将棋 
- 4. 囲碁
- 5. 奇術・手品
- 6. 書道
 - ・仮名
 - ・篆刻
- 7. ハン習字
- 8. 写真



- 9 絵画
 - ・切り絵
 - ・はり絵
 - ・水彩画
 - ・版画
- 10 工芸
 - ・ガラス
 - ・土宝
 - ・ろうけつ染め
- 11. 彫刻
 - ・木彫
 - ・金彫
- 12. 手芸
 - ・編み物
 - ・刺繍
 - ・110.F77
- 13. F77-
- 14. 詩吟
- 15. 謡曲
- 16. 瓦謡
- 17. イラスト
 - ・イラスト
- 18. ハム (無線)



知性                                                    

教養

- 19 食品添加物
- 20 栄養の知識
 - ・肥満及成人病の予防食事
 - ・老人のための食事
 - ・病人のための食事
 - ・育児食の与え方
- 21. 外国語入門
 - ・英語
 - ・朝鮮語
 - ・中国語
 - ・ロシア語
 - ・フランス語
 - ・スペイン語
 - ・ドイツ語
- 22 英会話入門
- 23 実用英語
 - ・英字新聞速読
 - ・実用英会話

How are you?

- 24 短歌
- 25 俳句
- 26 川柳
- 27 日本文学鑑賞
 - ・古典
 - ・現代
- 28 美術鑑賞
- 29 音楽鑑賞
 - ・クラシック
 - ・ジャズ・ポピュラー
- 30 くらそ 法律の基礎知識
 - ・売買契約
 - ・専攻トリアル
 - ・相続・贈与・不動産
 - ・親族
- 31. 社会保障の基礎知識
 - ・社会福祉制度
 - ・医療制度
 - ・年金・保険・公的扶助
- 32. 歴史
 - ・東洋史
 - ・西洋史
 - ・日本史
- 33 時事問題
 - ・最近の経済問題
 - ・最近の国際問題
 - ・我々の社会情勢

- 34 日本料理
 - ・正月料理
 - ・山菜料理
 - ・寿し
- 35 中華料理
- 36 西洋料理
 - ・フランス料理
 - ・肉料理
 - ・魚料理
- 37 お弁当
 - ・お弁当
 - ・お弁当
 - ・酒のおつまみ
- 38 お国自慢郷土料理
- 39 みぎ作り
- 40 漬物作り

- 41 果実酒
- 42 1102作り
- 43 お菓子作り
 - ・和菓子
 - ・シフォン
 - ・クッキー
- 44 和裁
- 45 洋裁
- 46 縫い物・リボン
- 47 日曜大工
 - ・用具の購入
 - ・障子・ふすまの
 - 12110元

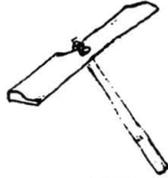


- 48 住居・衣類用品の購入
 - ・電器用具の手入れ
 - ・冷暖房具の手入れ
- 49 8ミリ、VTR撮影
- 50 盆栽
- 51 花作り
 - ・葉作り
 - ・観葉植物
- 52 野菜作り



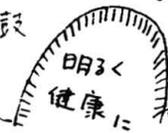
ふるさと・歴史を
ふりかえり
伝承文化

- 53 竹細工
 - ・ししゆゆ作り
 - ・かご作り
 - ・竹かんざし作り



54 郷土芸能

詐琴太鼓
神楽



- 55 伝承遊戯
 - ・お手玉
 - ・おはしご
 - ・かごて
 - ・折紙

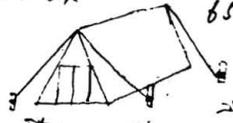


- 56 郷土研究
 - ・民話
 - ・郷土史



指導者になって
詳しいことは
事務局へ
おたずね
ください

- 57 ジョギング
- 58 卓球
- 59 バドミントン
- 60 体操・ダンス
 - ・ヨカ
 - ・エアロビクス・ダンス
 - ・アークダンス
- 61 コンパ



スポーツ・体育
レクリエーション

- 62 空四レクリエーション
 - ・ゲーム
 - ・10-10-クイズ
 - ・ビンゴ
- 63 インディアカ
- 64 プールテニス
- 65 バドミントン



5. 学習に参加するときの手続き

その1

あなたが何かを学びたいとか身につけたいとか思ったときは



同じような望みをもった人を
5人以上 みつけてください



↓ つぎに



事務局へ “こんな事を
学習したい”と

いう電話を
してください



そうすると

事務局で指導者を紹介いたします



あとはみなさんが指導者の方と
連絡・相談をして時間や場所などを
決めて活動を始めてください

スタート!



その 2

事務局で講座を開設し、
学習者を募集するときは

指導者・場所・時間等をあらかじめ
事務局で決め

コミュニティ学習新聞で
学習したい人を
募集します

コミュニティ学習新聞

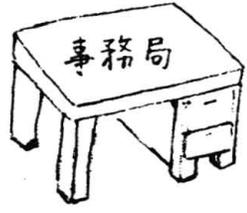
① 家

💡

その中で「あなたが
学習したいものが
あったときは

まず

ハガキで事務局
へ申し込みます



そうして

あなたのお手元に
ハガキが来たとき
あなたの学習が
始まります！

□ 申込者

6.

学習者心得



一杯で

学習

を!!

① 学習料は 1回

300円 (予定)

です



② 学習料の納入方法は、

4回目までは (300円×回数)分を1回めに

5回以降は 4回をひとまとまりにして、それぞれの初回に

指定口座



集めたお金を市民学習
ネットワーク事業の指定口座
へ振り込んでください。

会計係は、

各学級で
会計係が集め

学習の場所はきまって
いません。あなたが決めて
ください。

自宅

でも気軽に
できます。

③ 学級の運営にあたっては

学級生は 5人以上 いないと学習を始めることができません。

第1回目の最初にみんなで相談して、学級長、会計係、会場係等を決めてください。学級長は全体のまとめ、会計係は学習料の納入その他経費についての世話を、会場係は会場の確保や手続きを行います。

1回の学習時間は

2時間



くらいを基準として
ください。

時間帯

は指導者と相談して決めてください。

ただし 小・中・高校生は原則として

土曜の午後、日曜日、長期休暇を利用してください。

学習申し込み



小・中・高校生が学習する場合には保護者の許可を得た学習申し込み書を提出してください。

※ 必要な書類は事務局に用意してあります。

施設・設備・備品等の破損



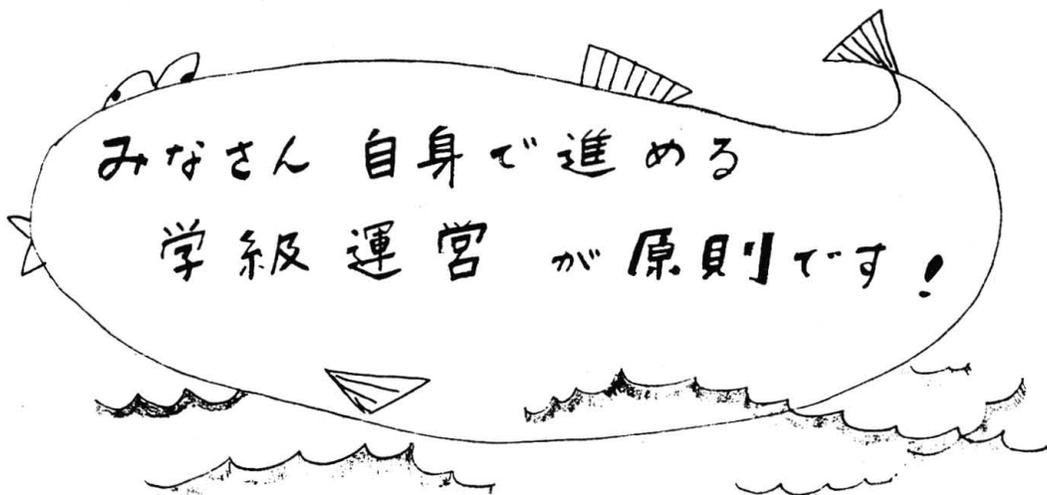
もしも学習中に備品などを壊してしまったら、壊した人に弁償していただく必要がありますので、できるだけ壊したりしないようにお気をつけください。



傷害保険の加入について

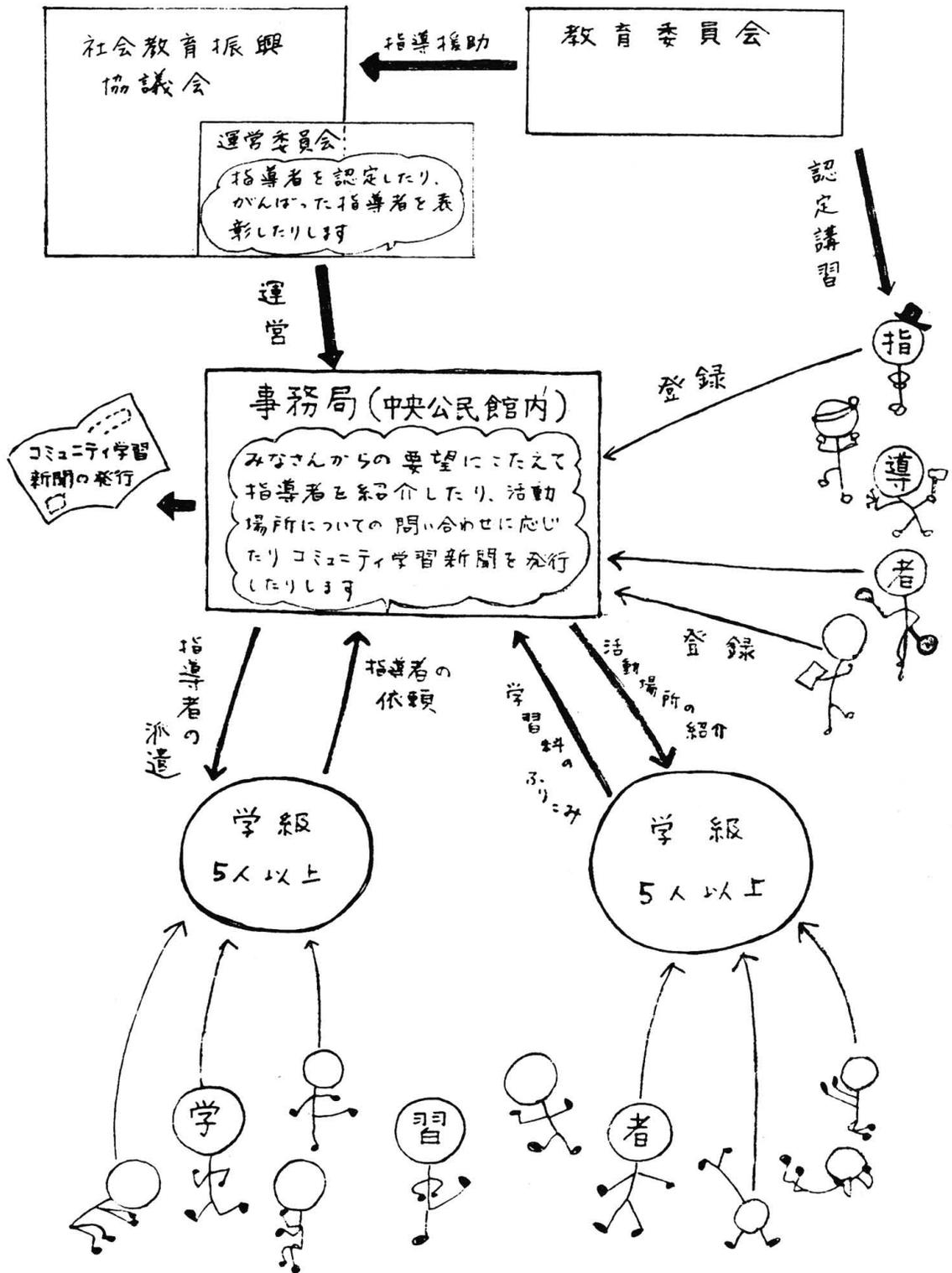


学習活動の中には事故などが起こる可能性があるものもあります。事故などが起こらないうちにお気をつけたのが一番ですが、危険が伴うと思われるものについては、学習者のみでそれぞれ傷害保険に加入していただくのもです。



8

学習ネットワーク事業のしくみ



悩み続けながら運営面の活路を求めて

福岡市有田公民館長 柴田 広吉

1. 開館（55年）後の3か年の歩み

当館区は急激に都市化が進み、世帯数は増加の一途をたどりいま4,800戸（28年前の約4.8倍）である。しかしまなお街と自然が調和している地域である。

4年前に発足した自治連合会は、地域住民の（3団地・新興住宅地の4町内・従来からの集落の2町内）（ふれあいと連携）をめざした地域づくりを、当面の地域課題としていた。

(1) 公民館が開館した初年度は、市の教育施策に沿うとともに、自治連合会の事業とも関連させながら公民館を運営してきた。

当時は公民館に対する住民の認識を深めることが緊急であったので、公民館は住民のふれあいの場、人間らしく行動するための学習の場ということをはりめぐり、定着させることに努めた。

過去の経験から、自由な自主的学習活動としてのサークル活動を奨励したが、サークル活動の企画・運営のあり方・部員の協力づくり、グループ相互のコミュニケーション等への手だてが充分でできなかった。

また、趣味・レクリエーションに片寄ったサークルが大半であった。

主催事業である学級・講座・教室の開設にあたって、テーマ・学習内容・方法等を含む学習プログラムの編成に、学習参加者の意向を反映させるとりくみが欠けていたように思う。

(2) 2年目は、年間の学習計画の立案やサークル活動の育成面で、あれこれ配慮を試みたが、いずれも不十分であったように思う。サークル活動の参加者が漸増していく中で、主催事業の学級生が減少している。原因として学習

要求を十分に把握できなかった。学習内容がむずかしかったこと・学習が単発的に終わったこと等が、あげられる。

学習参加者の学習意欲・学習経験が、学習活動の展開に影響を及ぼすので、学級・講座・教室の運営のむずかしさを感じさせられた。
(3) 3年めは学級・講座・教室の受講生の学習意欲を高めるため学習活動の前後に、学習テーマに対する関心度を調査したり、学習効果の反省評価等を行ってみた。その成果として次第に学習意欲が高まってきた。

学習参加者の学習テーマに対する関心や興味を、地域課題と結び合わせることは、言うは易く実際は容易なことでない。

以上主催事業実施に当たっての悩みの面ばかり述べたが、学級参加者がまわりの人を勧誘して、学習に参加させてくる時のよろこびは、また格別なものがある。

2. 58年度の公民館運営を考える

市教育行政の重点施策をうけ、市民センターの運営方針・事業推進のねらいとの関連性において、公民館は地域住民の生涯学習の観点にたって、地域住民の自主的・民主的な学習活動の場として機能しつつあるであろうか、公民館に対する地域住民の必要感・期待感に應える役割を果しつつあるかを見直していった。

(1) 地域の実態・日常生活に根ざした公民館運営を、次のような面から見直す

ア 展望をもった（数年次にわたる）公民館運営を、企画し進める。

○ 主催事業に対する発展的な年次計画を立案して、事業を積みあげる。

- 館区の実態にもとづく地域像を模索する。
- イ 生涯学習に対する男子成人の学習意識の高揚につとめる。
 - 男子成人の余暇活動の志向をさぐる。
 - 年代別の生きがいとしての学習要求をつかむ。
- ウ 生活の現実にとって、地域住民の学習課題に対する興味・関心と、地域課題を結びつけていく。
 - 学習参加者の興味・関心と、地域課題のかかわりを知る。
 - 地域づくりの原動力になるように、学習活動の中味を充実する。
- エ 団体の学習活動と公民館における学習活動の関連性について考慮する。
 - 地域における団体活動の中の学習活動を総合的にとらえて、公民館における成人の学習プログラムを編成する。
 - 団体の運営上の問題点の解決にあたっては、対症療法的な対応に終わらないで、学習活動につないでいくように啓発する。

3. 公民館運営上の留意点

- (1) 事業の企画立案にあたっては、市民センターの事業との連けいを密にして、事業の分担を話し合い、相互補完につとめる。
- (2) 学級・講座・教室等の学習プログラムの編成の過程において、市民センターのもつ専門的な機能を活用する。
- (3) 同和問題に対する認識を深める学習を、主催事業の中に位置づけるとともに、一人ひとりの基本的な人権の尊重の視点から、事業の推進を図る。
- (4) 地域内に居住する講師を活用するとともに、学習経験者の指導的活動の機会や場の設定を工夫する。
- (5) 学習参加者の学習の広がりを奨励し、地域

課題への取組みにつながるように誘導する。

4. 公民館事業の概況

(1) 主催事業

- | | |
|---------------|------------|
| ア 家庭教育学級 1 | イ 高齢者教室 1 |
| ウ 婦人講座 1 | エ スポーツ教室 2 |
| オ 時局講演会 4回 | カ 講習会 3回 |
| キ 指導者研修会 3回 | ク 相談事業 2 |
| ケ 同和研修 延 7回 | コ 図書貸出常にか |
| サ サークル代表者会 4回 | |

(2) 共催事業の準備会 5回

5. 社会参加活動のための公民館の取り組み

学習活動の経験を積み重ねていけば、自ら学習は広がり（学習の社会化）発展してくる。その素地づくりとして学習者の自主的・集団的学習態度を学級・講座・教室等の主催事業の中で育成している。

- (1) 学習の広がり発展をあらかじめ計画にいれて、スポーツ教室を開き、学習経験者をリーダーにスポーツのサークルを生み出させていく。学習経験者をスポーツの大会の審判員に活用している。但し趣味的なものや生活技術の学習活動の積み上げの中から、サークルへの発展は容易なようであるが、教養面の学習活動からサークルは育ちにくい。
- (2) サークル代表者会を通じての働きかけて、サークル参加者の主催事業への参加が多く見られるようになった。
- (3) 教室・学級間の交流から、子育てのための共同学習が設定され、それを機会に学習の成果を分かち合う場がつけられるようになった。
- (4) 高齢者教室と校区婦人部の交流の中で、高齢者を講師に校区婦人部の手芸講習がもたれるようになった。こゝでの問題は講習会の回数を重ねていくためには、高齢者の技術の質的向上が望まれている。

(5) 高齢者教室でいまの教育と昔の教育を学ぶための学校参観は、公民館事業と学校教育の連けいをよくするだけでなく、学校と地域社会との距離を近づけ、双方により影響をもたらしているといえよう。

2年めの学校参観では全教職員・全児童がこれにかかわっている。

児童代表委員会の出迎え、歓迎のことは、各教室に分散して児童といっしょに給食・給食後の語り、児童等からの作文作品・敬老の首飾り・手紙の贈呈が行われ、高齢者教室生と児童等とのふれあいがよくなった。

○ 校区の敬老祭では、児童代表委員会が会場の清掃を行い、敬老の作文を届ける等、高齢者と子どもたちと学校職員とのつながりが深くなった。

(6) 家庭教育学級と高齢者教室との交流・高齢者教室と校区婦人部との交流の促進

○ 子育てに関する学習において、理想的な子育てをめざす若い母親たちと、経験豊かな高齢者教室生との子育てに関する学習の交流

は、学習活動を活発にただけでなく、相互のふれあいを深めている。

○ 高齢者教室生を講師に迎えての、校区婦人部の手芸講習会は、学習を広げていくだけでなく、学習成果を分かちあい地域づくりにも影響をおよぼし、相互の学習意識をさらに高めている。

6. 今後の問題

(1) 男子成人の余暇活用の志向傾向・年代別の学習要求を把握する必要がある。

(2) 地域における成人の総合的な学習活動の構図の中で、市民センターやその他の施設・団体の学習活動との関連のもとに、公民館の学習活動を見直す必要があろう。

(3) 主催事業を、基本的人権尊重の視点にたって実施すべきであるといわれてきたが、具体的にどうしたらよいかを考えねばならない。

(4) 学習参加者の生活課題と地域課題とを、どのように結びつけたらよいか、具体的方法・手順を学びたい。

第5分科会

(事業活動・同和教育)

討議のテーマ 同和教育推進のための公民館の役割
 ・ 学級・講座等における同和教育の推進について
 ・ 地域指導者の養成方策について
 助言者 県教育庁指導第二部同和教育課指導主事 金 沢 啓
 司会者 県教育庁筑豊教育事務所社会教育課長 鎌 田 俊 浩
 記録者 筑紫野市中央公民館係長 山 内 忠 夫
 会場責任者 福岡町教育委員会社会教育課長 補佐 小 幡 健 次 郎

公民館活動の中での同和教育の取り組みについて

— サークル活動の中から —

方城町教育委員会社会同和教育係 竹 下 隆 広

1. 同和教育入門講座の取組み

- (1) 人権週間の取組(昭和55年12月) 「同和教育入門講座」受講生募集
- ア 企画立案会議(11月5日・7日)
- イ 資料完成・確認会議・回覧・ポスター貼り 昭和55年度人権週間(12月4日～12月10日)の期間中に教育委員会では、部落問題を正しく認識して頂くために、30才代までの町民の皆様を対象に学習会を開くことにいたしました。
- ウ 準備点検完了
- エ 実施
- 部落問題を正しく認識するために 皆様方の多数のご出席を期待いたしております。

場所	月日	内 容	係の分担
中央公民館	① 12月5日(金)	○映画 「いのちは緑なれば」 ○グループ討議 ○同和教育資料配布	進行係 主旨説明 映 写 司 会 記 録 まとめ
	② 12月8日(月)	部落差別の現状 ○VTR(就職差別・身元調査) 北九州市・市政TV番組 ○差別事象の実例	学習のめあて・司会 資料説明 映 写 記 録 まとめ
	③ 12月10日(水)	解放運動のあゆみ ○講 義 討 議・質 疑 ○アンケート	学習のめあて・司会 資料説明 まとめ

- ◎ 日時 12月5日(金) 19:00～21:00
12月8日(月) 19:00～21:00
12月10日(水) 19:00～21:00
- ◎ 会場 方城町中央公民館大会議室
- ◎ 内容 1.映 画「いのちは緑なれば」
2.北九州市・市政テレビ放送VTR
3.スライド「生きる」
～～～～～
受講をご希望の方は12月3日までに中央公民館にご連絡下さい。
TEL (2) 4300

オ まとめ

参加者について

- 第1日(16名)、第2日(11名)、第3日(10名)であった。
- 自主参加(動員、強制なし)
- 受講者は少なかったが、学習に深まりがあった。

期日について

- 56年1月開催の同和教育講演会を前にして、その雰囲気づくりに役立った。
- 当初5日間の講座予定であったが、参加しやすいようにということで3日間とした。結果としてそれでよかった。
- 今後は1日だけの講座も必要ではないだろうか、そしてその次に3日間というように企画したい。

年齢制限について

- 一応の制限はしたが、対象外の者でも希望する者は受講させた。
- 年齢制限をしたことで、受講者が同じような年代だったので発言しやすいようであった。

講座運営について

- 外部教師に頼らず自分達で企画、実施したことがよかった。
- いろいろな見方・考え方を尊重するように配慮し、決めつけないでみんなで考えるようにした。
- 第1日目、第2日目は受講生全員が一言ずつ発言し、全員参加の学習会となった。このことは自主参加の結果だと考える。
- 映画・VTR・差別事象の資料・解放への歩みなどの資料提供はよかったが、反面資料が多くて消化不足となった。

その他

- 入門講座の開催については、広報活動

(ポスター、有線放送、回覧)で住民に大体知ってもらえたが、回覧については講座終了後に届けられた地区もあった。

- 店以外の電柱、掲示板、電話ボックスなどに貼ったポスターはかなりはがされた。
- 受講にあたって、事前の学習(テキストを読む等)をするよう提案したが、特に主婦には負担を感じさせたようである。

(2) 昭和57年の取組の紹介

「同和教育入門講座学習テーマ」

- 許されぬ宗教の差別性
- 労働者と部落の連帯
- これから共闘の課題
- 松本治一郎の精神に学ぶ
- 映画「明日への構図」
- 映画「若者達の朝」
- 部落解放研究第16回全国大会参加者からの研修内容の報告・質疑
- 解放教育を基盤とした生徒指導について
- 映画「松葉づえの少年」
- 中学生徒の差別意識について
- 私達の生活の中から
- 2月8日県同教大会報告レポートについて
- 映画「父と子」の紹介、解放運動について
- 地区起こしということについて
- 健康保障について、県同教運動について
- 1982年度人権学習、実践報告書について
- 解放運動と自己変革について

(3) 一層の躍進を期待しての取組

どのくらいごぞんじですか……

自己診断してみませんか 同和教育入門講座

		よ く 知 る	少 し 知 る	知 ら な い
1	・松本治一郎氏の精神に学ぶとよく言われますが、精神の基本となることが七文字に凝縮されていると考えられますか知っていますか。	○	○	○
2	・同和对策審議会答申・同和对策事業特別措置法・地域改善対策特別措置法について知っていますか。	○	○	○
3	・京都で起った「オールロマンス事件」を知っていますか。	○	○	○
4	・識字学級・解放子供会・解放学級などはどんなものでどのような活動をしているか知っていますか。	○	○	○
5	・「破戒」「橋のない川」などについて知っていますか。	○	○	○
6	・差別法名・差別戒名などが報道されていますか知っていますか。	○	○	○
7	・「部落地名総鑑」を知っていますか。	○	○	○
よく知っている1点、少し知ってる2点、知らない3点で総得点を出して下さい。				
＜自己診断＞				
9点以下…よく勉強されています。これからの教育活動に生かして下さい。				
11点以下…生活の中で同和問題に対してのアンテナをもう少し整備される必要があると思われる。				
12点以下…総合的な学習が必要ではないでしょうか。				

わたしたちの「サークル」へ

入りませんか。

「だれでも幸福になりたい。

私達の後に続く子供達も幸福にしたい。」

だれもがそう願っているのに……。

いまだに基本的な人権が守られずに侵されています。なぜなのでしょう……？

この問いにあなたは答えることができますか。

私達は同和教育を学ぶことによって、世の中のいっさいの差別に気づき、自分達が変わっていくことを願っています。



テキストを参考にした学習、テレビ、映画等による学習会、身近な私達の生活の中での悩みなどを出し合って、みんなが明るく差別のない社会になるようにと頑張っているサークルです。

あなたもぜひこのサークルにどうぞ！

毎月第3水曜日 中央公民館 19:30～21:00

……切りとりセン……

氏名		住所	
電話	<自宅>	<職場>	
7月31日(出)までに、教育委員会同和教育係まで提出して下さい			

(4) 現状と今後の方向

○ 昭和58年度同和教育入門講座年間計画

3月～5月	同和对策審議会答申
6月	部落の歴史
9月	部落解放運動
10月	県同教運動
11月	方城町住民意識調査
12月～1月	同和教育の課題
2月	自己変革

会運営

事務局→運営委員会→全体

- 参加グループの職域の中から1名の運営委員選出
- 運営委員で事前に運営委員会を開き、会運営がスムーズに行くよう配慮する
- 7月以降、運営委員で資料集(テキスト)を作成する

2. 方城町部落解放史調査研究会の発足

- (1) 教育対策会議の中から生まれる運動体・同推・同和教育係で「情報交換をする会」の中から提案された。
- (2) 第1回目の準備会(3月8日)
 - 趣旨、目的の検討
 - 当面のとりくみとして
 - 町史の見直し(資料集)活字となった現資料の解読
部落関係資料の見抜きだし
 - 紹介済み資料の収集
 - 聞き取り調査と遺物調査
- (3) 発会式(4月27日)
記念講演「部落解放史について」
福岡部落史研究会 事務局長
原口 頌雄氏
- (4) 方城町部落解放史 調査研究会 設立職意書

部落解放の運動は、自由と平等と正義とが侵され続けてきた人達の熱い闘いの中から生まれ、もう半世紀を越えている。しかし、その進展は遅々として進まず、かえって複雑な様相を呈し、私達により多くの問題を投げかけ、原点に帰った中でのとりのくみが今問われてきている。

特に部落史、部落運動解放史の科学的な跡づけ、史資料の収集、整理、埋もれつつある

血にまみれた歴史のほりおこし等々といった分野の取り組みが立ちおくり、その方面の研究の推進と共に、部落解放運動と有機的に結びつける作業とが重要である。

この様な趣旨にのっとり、部落解放同盟方城町連絡協議会はもちろんのこと地道に調査研究を進めてきた人や地元の活動家及び各界の人達の努力により、本会が正式発足をみる事となった。

多くの方々の部落解放への想いがやっとここに結実し、今後は人間解放の精神に則って発展させてゆきたい。

方城町部落解放史調査研究会規約

(目的)

第1条 この会は方城町を中心として、被差別部落の生成、部落解放運動の歩み、解放教育運動の発展等にかかわる史実を調査し、研究し、その成果を広く全市民のものとする事によって、部落の完全解放に寄与することを目的とする。

(名称・事務局)

第2条 この会は、方城町部落解放史調査研究会と称し、事務局を方城町教育委員会におく。

(会員)

第3条 この会の会員は、第1条の目的に賛同し、所定の会費を納入するをもって構成する。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 資料の調査、収集、保管、および刊行等の事業
- 各種の研修会講座、および発表会等の開催
- その他、目的達成のため必要と認められる事業

(経費・会費)

第5条 この会の経費は、会費、寄付金、補

助金および事業収入等をもってあてる。

(会費は会員1名年額1,500円とする)

(役員・役員の職分)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名会務を統括し、本会を代表する。
- 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故のある場合は、これを代行する。
- 事務局員 1名 本会の事務整理にあたる。
- 会計 1名 会計事務の処理にあたる。

(役員を選任)

第7条 本会の役員は、総会において、会員の互選とする。事務局員は、会長が任命する。

(顧問・協力者)

第8条 この会に顧問・協力者を置くことができる。顧問協力者は、役員会の議を経て、総会の多数決により推挙する

(会議・定例会)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

- 会員総会は、毎年度1回以上開催する。
- 各会議は、会長が必要と認めた時、または、構成員の2分の1以上の要求により、会長が招集する。
- 定例会は、毎月1回行う。

(委任)

第10条 この規約に定めのない事項、または細則等を設ける必要がある場合は、役員会において定めることができる。ただし、前項については、次回の総会において承認を求めなければならない。

(規約の改正)

第11条 本会の規約の改正は、総会において3分の2以上の賛同を要する。

附 則

この規約は、1983年4月27日より施行する。

志摩町立芥屋公民館における同和教育の取組

志摩町立芥屋公民館主事 秦 秀 道

1. はじめに

- 当町ならびに担当地区の概要について

2. 芥屋地区同教の歩み

- 結成の背景

- 組織・予算

◦ 討議の柱

4. 今、私に問われるもの

◦ 反省・意見から

3. 私の社会同和教育の出会いと実践

◦ 同和教育学級と対象者別研修会

5. おわりに

◦ 運営方法と成果

第6分科会

(事業活動・公民館図書活動)

討議のテーマ	公民館図書室(館)の役割		
	・ 公民館における読書活動の推進について		
	・ 住民の学習要求に応える公民館図書室(館)のあり方について		
助言者	県立図書館普及課長	小野敏弘	
司会者	県教育庁京築教育事務所主任社会教育主事	奥畑征治	
記録者	前原町南公民館係長	牧野盛泰	
会場責任者	宗像市教育委員会社会教育主事	立石実	

公民館図書室の役割

—住民の学習要求に応える公民館図書室のあり方について—

筑紫野市中央公民館主事 船津ミエ子

1. はじめに

筑紫野市は、福岡県南西部に位置し北東に三郡山系、南西に背振り山系があり東西に狭長なる平野部を有する。古来より九州南北を結ぶ交通の要衝で、市の中央に国道3号線、九州縦貫自動車道国鉄鹿児島本線、西鉄大牟田線等が貫いている。

これらの交通機関を利用すると大都市福岡、久留米にわずか15分という交通の便もあって近年は、ベッドタウンとして人口急増の地である。

市の中心街は、その名のとおりに古くから商業の町として栄えた二日市があり、総面積87.5 Km²市制施行当時(S47年)3万2千の人口も現在では6万を突破する程となり、小学校8、中学校4、公立公民館5館をもち、筑紫野市中央公民館は、そのうちの1館昭和47年市制施行記念館として建設されたものである。

2. 公民館図書室の基本的な考え方

生活のレベルの向上による余暇の増大、生活領

域の拡大による要求の多様化、高学歴市民の増加による文化的活動の活発化から、市民の公民館図書室に対する要求は迅速かつ確かな情報資料の提供を求めている。

したがって、公民館図書室は市民の要求に答え得る、組織化された豊富な資料群と施設機能の完備された文化的な場を準備しなければならない。

つまり公民館図書室は、公民館を利用する学習者への図書資料(体)の提供の場であり、学習者への調査研究の援助(レファレンス)、これらの二つのサービスの場である。

この基本に立って、次の機能を完備しなければならないと考えている。

- ① 資料収集保存センターとしての機能
- ② 調査研究レファレンスとしての機能
- ③ 郷土資料収集の機能
- ④ 広報活動としての機能
- ⑤ 読書普及、貸出業務の機能

- ⑥ リクエストサービスの機能
- ⑦ 子どものための図書館サービスの機能
- ⑧ 図書館サービス網としての機能

3. とりくみの現状

(1) 図書室の実態と利用状況

ア 蔵書と予算と利用者等の推移

年	登録者数	入室者数	貸出者数	貸出冊数
53	1814	17956	9963	18006
54	1614	19959	10967	19148
55	1950	23750	17185	29169
56	2229	28486	20891	34885
57	2257	26985	22953	54436

年	蔵書冊数	購入冊数	図書購入費
53	11847	556	889224
54	13119	1272	1298658
55	16599	2076	2029370
56	19562	3279	3073871
57	21436	3947	4500000

(筑紫野市中央公民館図書室利用状況)

イ ブラウン式貸出

本市では1978年(S53年)にこれまでのニューアーク式貸出方法から、逆ブラウン方式に貸出方法を変えた。この貸出方法は、記述式でないで字が書けない幼児でも簡単に本が借りられること。本を返せば誰が何を借りたか記録が残らないという利点がある。

このことは、読者についての心理的束縛を解き放ち安心して図書室が利用される。

また、図書室は誰が何を read したか、というプライバシーを守らなければならない。

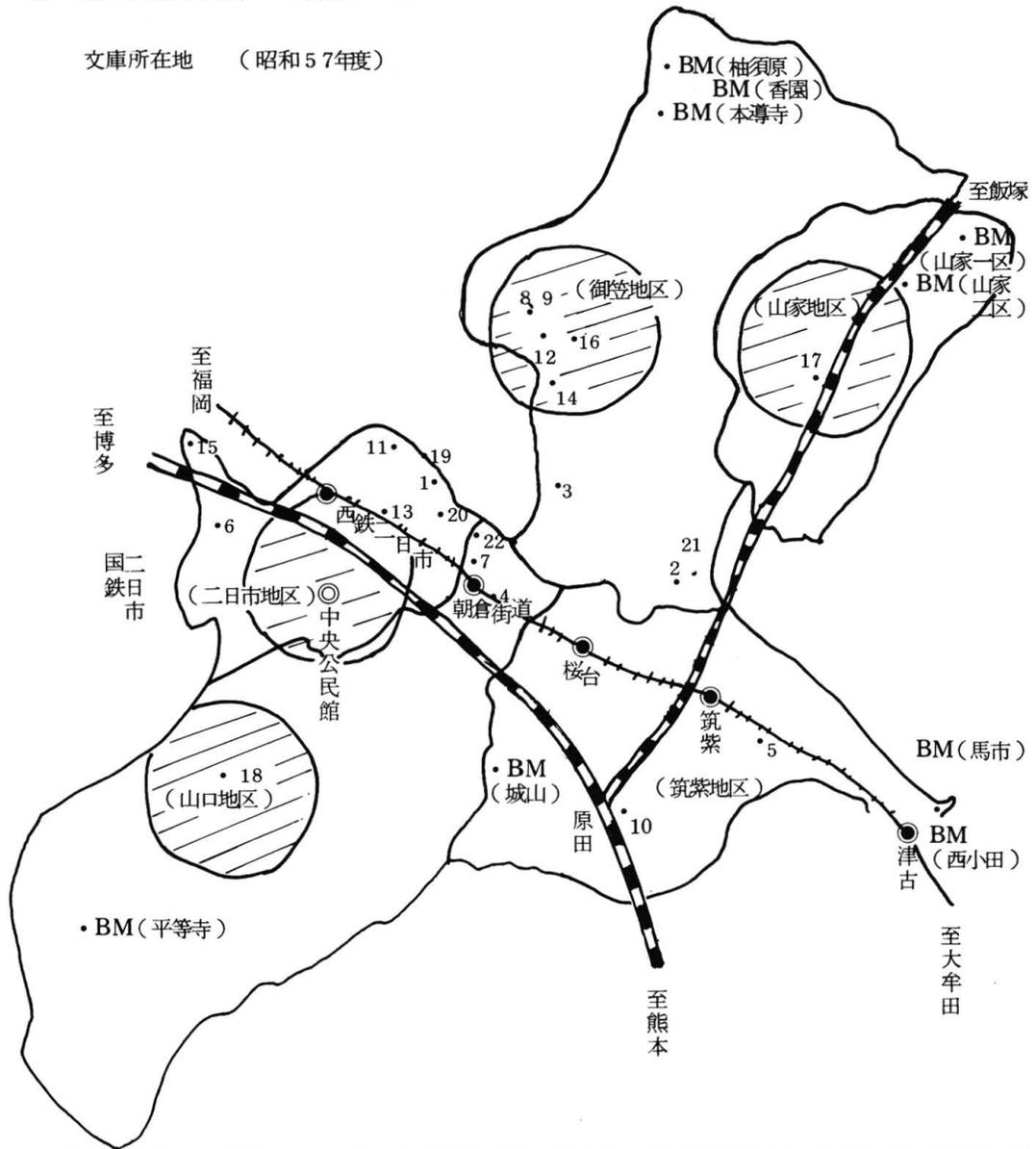
これは職員としてのモラルでもあり、そういう意味でブラウン式貸出方法をとっている。

ウ 地区公民館に図書室の設置

図書室の地理的理想の圏内は、1Km以内といわれている。当市は76行政区あり、その内で中央公民館図書室から半径1Kmの圏内にある行政区は17ヶ所。そこで1980～82年にかけて「台所に図書室をー」をスロガンに中央公民館の他に4館ある公立公民館3館に図書室または、図書コーナーを設けた。貸出しなど、運営の一切は囑託の館長が行い、図書祭り(行事)などの時は司書の資格を有する読書普及員や中央公民館の職員が応援に行き、このことによっても、地域や小学校の貸出し、図書活動が活発になってくる。

(2) 地域（家庭）文庫への集配サービス

文庫所在地 （昭和57年度）



1	曙文庫ABC	9	原文庫（ゴルフ場団地）	17	山家公民館文庫
2	天山文庫	10	原田家庭文庫	18	山口公民館文庫
3	牛島文庫	11	星ヶ丘文庫	19	県学校給食会
4	俗明院グループ	12	みかさ台文庫	20	月見ヶ丘幼稚園
5	筑紫なかよし文庫	13	紫ヶ丘文庫	21	宝満文庫
6	塔原文庫	14	柚ノ木文庫	22	若葉中原文庫
7	針摺文庫	15	北杉塚文庫		
8	原文庫	16	御笠公民館文庫		

※ 曙文庫のみ3ヶ所

24の地域文庫（家庭文庫）へのサービスとして3ヶ月に1度希望に応じて図書の配本集本を行い、図書館はなくても、中央公民館図書室を基点とした組織網としてのサービス移動図書館車によって図書室機能を成立させている。

(3) 一日移動図書館サービス

B・Mについては1982年度から市民の強い要求が高まった。しかし、実現までにはいたっていない。

B・Mまでとは行かないが1978年度より、夏休み期間を利用して、日頃図書貸出件数の少ない行政区に一日移動図書館として、数ヶ所回っている。

また、そこでは、図書資料の貸出しだけでなく本の読み聞かせ、クラフト、レクリエーションなども行っている。

図書館が建設されるまで指をくわえて何もしないということではなく、これからの公民館図書室はあらゆる機会をとらえて、あらゆる人にできるだけの資料を提供していくことに努めなければならないと考える。

(4) レファレンスサービス

1979年、総理府が発表した「読書、公共図書館に関する世論調査」によると、住民の公共図書館に対する不満の理由として「利用したいが本が少なかった。（なかった）」と回答した人が68%もあった。これらは、図書選定に於て住民の身になったサービスが行われていないということであり、資料の収集にあたっては、出版界の動向に注目し、また最近の読書における意識の変化にも、目を向けることが必要になってくると思われる。

昔は「本は買って学ぶ」ものだったが、現在では「楽しむ」ものになってきている。それは、テレビで放映され、本が出版されると、ドーンと、図書室にリクエストがあり順番待

ちに大変という実態にみる事ができる。

当市に於ては、娯楽中心型読書傾向に対応して、婦人向けには「料理」「手芸」ども向けには「図鑑」「工作」「釣り」といった趣味、実用書を多くそろえ、雑誌は20種入れている。

これを契機として、いろんな本が読まれ、学習が深められていることを期待し、そのための、リクエストサービス・レファレンスサービスに努めている。

つまり住民のニーズ（学習）に応えるだけでなく、ニーズが生まれるように協力できることは、図書サービスを担当する者の使命であり、よろこびでもある。

(5) 文化情報、収集サービス

文化情報、学習情報のサービスとしてロービーの活用（情報提供コーナーの設置）を行い、美術展、音楽会、講演会（学習会）、公民館活動情報、スポーツレク情報、行政情報の提示、提供に心がけている。

あくまでも公民館学習利用者のみへの資料提供にとどまらず、行政資料（令規集、予算書、議会だより等）の収集、保存、また、郷土の文献資料の発掘、古文書の収集、整備、新聞切抜き整備、保存をし、いつでも提供できるようにしている。これらの資料や古文書の収集、整備保存については、歴史民族資料館との連携を深めなければならない。

(6) 図書室だより

情報の提供の一つとして、広報活動が重要である。本市では公民館報の一面分を図書室だよりとして、図書室利用の方法、新着書のお知らせ、読書活動（学習）のニュースなどを掲載している。

(7) おはなしのじかん

読書普及のための活動の一つとして、子どもたちに読み聞かせを通して、豊かな想像力

を養い、本との出会いのよろこびを高めることをねらい、公立公民館4館に於て、毎週おはなしのじかんを設定し実施している。

を読む会などの自主グループへと発展して、それぞれのサークルで学習活動をしている。

(8) 学習機会の提供

生涯学習の要求に対応し、まわりに環元で
きる自立した社会人を育てることをねらいに
「読書ボランティア養成講座」「地域文庫ジ
ニアリーダー養成講座」などを実施している。
「読書ボランティア」では、すでに、点字サ
ークル、パネルシアターグループ、源氏物語

4. 今後の課題

- (1) 住民の要求に応える 図書室の条件整備の
拡充
- (2) 専門司書の配置
- (3) サービスの拡充

5. おわりに

(読み聞かせ日誌)

回 数	館 長	係 長	主 事	6月24日 金曜			
天 候	晴	氏 名	新 生 裕 子	認 印	人 数	男	11人
・内 容 (読んだ本)							
① わたしのワンピース 西巻かや子作							
② わたしのいえあはれのいえ 加子里子作							
③ 紙芝居「セロ弾きのゴーシュ」 宮沢賢治作							
④ フラット...折り紙 (朝顔 金魚)							
・その他参考事項 関心態度がよいため静かで交流が早くおこした。							
出来上がった折り紙をみて、みんな喜んでくれた							

椎田町図書館の活動状況

椎田町図書館司書 新木安利

1. 椎田町の概要

椎田町は、県の東部、豊前海に面し国鉄日豊線と国道10号線が走り、小倉へ35キロ、中津へ15キロというところにある。椎田地区を中心に商店街があり、まわりは田んぼと山が広がる「田園都市」である。人口は14,000人。小学校が6校(1400人)、中学が1校(700人)、高校が1校ある。また町内に自衛隊築城基地がある。

2. 図書館の概要

図書館は、最初中央公民館の図書室として昭和50年7月に開館した。その時の蔵書数は1,965冊。その後、昭和56年4月に、延塚記念館(公民館)と併設の形で、その3階に移転し、椎田町図書館として独立した。

開館して2年あまりたったけれど、公民館のころにくらべて、利用者数、利用冊数ともに増えてはいる。一度に3冊まで、2週間借りられる。

56年度利用者数

10428人=2454人(大人)+7974人

56年度利用冊数

23666冊=5536冊(大人)+18130冊

57年度利用者数

10505人=3085人(大人)+7420人

57年度利用冊数

25398冊=7297冊(大人)+18119冊

場所は町のまん中あたりになるけれど、3階というのはいかにも利用しにくい。ちょっと寄ってみようか、という訳にはいかない。

特に老人、身障者の方々の利用について問題がある。3階でよい点というと、見晴しがいいこと、大洪水があっても本はぬれないだろうということだ。

閲覧室の広さは、たてよこ15mの225㎡。

一般閲覧、児童閲覧、郷土資料・レファレンス、学習の各コーナーを設けています。あと事務室と書庫があり、開架25,000冊、閉架25,000冊が収蔵出来る。57年度末の蔵書数は

14,454冊=10,906冊(一般)+3,548冊。

年間増加数は1,800冊

職員は、館長(教育長)をのぞけば、司書が一人であらゆることを兼任しているため、役場等に出かけると留守になるし、出張とか年休を取ると休館になる状態だ。

夏休み中(学校の)は、一人アルバイトに来てもらっている。休館日は、金曜日と土曜日の午前中で、土日開館している。

3. 読書会について

読書会は、54年6月に第1回、山本周五郎の「さぶ」をやって、2回目はメンバーが集まらずのびのびになって、やっと10月に「青べか物語」をやった。それからは毎月一度ずつ開いて、この7月で47回になる。全く平凡な読書会で、特徴のあるようなことは何もしていない。

メンバーの方々にテキストを決めてもらい、各自買ってもらって(文庫本だから安い)、第2木曜に集まって、それぞれの意見や感想をのべ合う。

あるいは、何も言わなくてもいいという気軽なものである。又、どこかに見学に行きたいといえは見学にも行く。会費というようなものはなく、ただ、お菓子代が100円か200円くらい。

メンバーは主婦の方が多い。若い人もいるし老年寄りもいる。ウィークデーの午前中というのでそうならざるを得ない。一人農業をなさっている勉強家で話好きの男性がいて、話がはずむ。以前は自衛隊員の奥さんが数人いたけれど、転勤とか

でいなくなってしまった。

いつも大体7～8人くらい集まる。作家によっては12～13人になったり、2～3人になったりする。このあいだ44回、本田勝一「日本語の作文技術」の時は、3人だった。

一人の作家、テーマを2～3回つづけてやることがある。たった1冊読んでもその作家のことはよく分らないと思うし、もちろん2冊でも分らないでしょうが、2ヶ月あれば、他の本を読む時間も出来てくる。

それから、去年の10月と今年の5月、吉富町の「読書を楽しむ会」と合同の読書会を開いた。これは今後年2回くらい往来したいと思っている。

あと、資料として図書館の本からさがしてB4、1枚が2枚程度に参考になりそうな資料をまとめる。

たとえば、46回田辺聖子「欲しがりません勝つまでは」をとり上げた時の資料として、山中恒の「欲シガリマセン勝ツマデハ」から、この標語は小学生の作品ということになっていたが、実はその父親が子供の名前で応募していたということが分ったという記事を出しておく。

また、37回「檜山節考」を取り上げた時、これを「共同幻想論」で附分けしてみると、従来のたとえば正宗白鳥に代表される「人生永遠の書」といった解釈とは全く逆の切り口が見えてくる。

本を読むというのは、一人ひとりの孤独な作業なのだけど、その感想や意見や批評を社会化し、交通させるということが、読書会の意義ということになると思う。

第7分科会

(自治(町内)公民館・都市)

討議のテーマ	地域づくりのための自治(町内)公民館のあり方	
	・自治(町内)公民館の管理・運営について	
	・住民の交流を深めるための自治(町内)公民館のあり方について	
助言者	稲築町教育委員会教務課長	久家貞美
司会者	北九州市教育委員会社会教育主事	延吉照安
記録者	志免町教育委員会社会教育係	岩下義文
会場責任者	宇美町教育委員会社会教育係	藤木泰

地域づくりのための自治(町内)公民館のあり方

春日市紅葉ヶ丘区公民館長 井上元次

1. 紅葉ヶ丘区の沿革

紅葉ヶ丘区は春日市のほぼ中心に位置し、東にちくし台、春日、惣利、西に上白水、北が若葉台に近接する丘陵地である。区を縦断する観光道路は光町から若葉台を経て上白水に通じている。春日市の中でも人口は逐年過密化し、現在戸数830戸、人口3,000名をこえ、隣組数39組、区の総面積24,000㎡、区内に緑地帯、池あり、生活環境に最適の地域である。紅葉ヶ丘区の始まりは、S38年当時は雑木の群生する山野を開発してS40年から住宅の建築と入居が始まりS42年に、100戸、人口390名。S43年、4.1に紅葉ヶ丘区の誕生をみた。公民館の建設はS44.1.0に区民の総意にもとづき着工されて、S45.6に完成している。

2. 公民館活動

「紅葉ヶ丘区運営規約」

(総則)

第1条 住民自治の精神に基づき、地区住民の

相互協力によって明るく住みよい環境づくりに努め、地区の発展に寄与することを目的とする。

第2条 区は前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- 1 道路、公園公共用地等の環境整備の促進。
- 2 消防並びに防犯活動への協力。
- 3 民生及び環境衛生事業への協力。
- 4 公民館活動の推進。
- 5 各種団体への協力と援助。
- 6 その他、第1条の目的のために必要なこと。

(以下略)

この運営規約の第2条、第4項の公民館活動の推進を具現化するために、公民館活動規定が制定されている。

「紅葉ヶ丘区公民館活動規定」

第1条 この規定は公民館活動推進に必要な

基本方針を定むると共に区内居住者の親和と協調の精神にのっとり、心身の向上をめざして環境の浄化を図り、少年児童の保護育成、教養、スポーツ、文化等の発展に主眼を置くものとする。

第2条 公民館活動の主体は館長、副館長、及び各部長であり、その客体は区内居住者全員である。

第3条 公民館活動については、春日市教育委員会社会教育課（体育課を含む）及び福祉事務所と連携を保ち担当役員が下記の主たる諸行事を遂行する。

1 公民館活動全般的指揮統轄

……………館長。副館長。

2 活動経費の収支出（会計）及び備品等の整備保管

……………総務部長。

3 文化活動 ……………文化部長。

4 機関紙の発行……………広報部長。

5 少年、児童の保護育成と教育・体育の向上 ……………育成会長。

6 保健、体育活動

……………体育部長。

7 教養実践活動（婦人運動）

……………婦人部長。

8 青年活動 ……………青年部長。

9 その他、公民館活動として必要なる行事 ……………各部長。

（以下略）

(1) 昭和58年度 紅葉ヶ丘区公民館事業計画
（資料-1）

(2) 公民館事業計画に基づく「予算」
（資料-2）

3. 紅葉懇話会

県下でもユニークな地域ゴルフ愛好者の集いの紅葉会（ゴルフ会）が紅葉ヶ丘区に発足してすでに11年、コンペ回数も62回に及び過日は読売新聞にも大きく報道されたが、これもひとえにスポーツを通じての地域住民相互の親睦と融和を目的としたものである。また、一方、更によりよい町への発展することを共に考え、共に協力して進めたいとの念願から、一部有志の発起によって「紅葉懇話会」を設けてはとの意見が出て54年に発足をみたものである。この方は文化面、教養面から一緒に話を聞き、一緒にものを考えようというもので、原則として毎月1回適当な講師を招いてその講話を聞いたり、共同のテーマを設定してよりよい町づくりへの研究会を行うことなどを主たる事業として考え、そしてその運営費には会員の会費によってまかない、講演には会員外の方も老若男女を問わず歓迎し隣接区民へも門戸を解放してさらに親睦のパーティ、レクリエーション等も催すという考えで発足から4年間を経過した「紅葉懇話会」である。

運営に当っては区及び公民館役員のOBと現役員が活動しているが、地域ぐるみの社会教育を推し進めるには現在の区の行政、公民館事業のみに依存してはことたりず、側面から紅葉懇話会を併用してより成果を求めようと取り組んでいる現状である。

紅葉懇話会の発足から現在までの行事一覧表
（昭和54、9～昭和58、6）（資料-3）

(資料-1)

昭和58年度紅葉ヶ丘区公民館事業計画

実施月日	事業名	実施場所	参加対象	担当部
4 17. 24	(市) 第8回少年ソフトボール大会	スポーツセンター他	子供会対抗	子供育成会。スポ少団
12～13	婦人部幹部研修会	筑豊ハイッ	各地区幹部	婦人部
15	区内親子ソフトボール大会	南小グラウンド	区ブロック対抗	体育部
1	(市) 第8回少年バレーボール大会	スポーツセンター他	子供会対抗	子供育成会。スポ少団
15. 22	(市) 中学男女バスケケットボール大会	"	"	" 及び中学校役員
12	区男女バレーボール大会	南小体育館	区ブロック対抗	体育部
19	(市) 第8回一般女子バレーボール大会	スポーツセンター	公民館対抗	"
5. 12. 19	(市) 第8回壮年ソフトボール大会	"	"	"
3	(市) 第8回一般男子バレーボール大会	"	"	"
10	バザー	公民館	区民	婦人部
9. 10	(市) 野外活動(初級)指導者講習会	夜須野外活動センター	子供育成会。スポ少団	体育部長
17	(市) 第12回春日市水泳大会	スポーツセンター	市民	体育部
夏休期間	ラジオ体操	指定された場所	育成会。区民自由参加	
12	あんどん祭り	"	区民	文化部
13	盆おどり大会	"	"	"
21	(市) あんどん祭り	スポーツセンター, 大谷小	市民	"
7	(市) 第5回子供会バレーボール大会	スポーツセンター	子供会対抗	子供育成会。スポ少団
15	敬老の日	公民館	70才以上	婦人部
25	第9回紅葉ヶ丘区大運動会	スポーツセンター	区民	体育部
10	(市) 第12回春日市民体育大会	"	市民	"
23	(市) 第7回青年バレーボール大会	"	公民館対抗	"
30	文化教室研究発表会	公民館	各教室	文化部

実施月日	事業名	実施場所	参加対象	担当部
11 5～6 中旬	紅葉ヶ丘区文化作品展	公民館	区民	文化部
	婦人部研修旅行	希望地	婦人部	婦人部
	青年部研修会	〃	青年部	青年部
12 6 2～4 11 18	(市) 第6回卓球大会	スポーツセンター	公民館対抗	体育部
	(市) 文化祭	文化会館	市民	文化部
	(市) 第9回春日市走ろう(駅伝)大会	スポーツセンター	〃	体育部
1 2 3 中旬	もちつき大会	公民館	子供育成会および母親。スポ少団	
	成人式	〃	成人者	青年部
	囲碁, マージャン大会	〃	区民	文化部
	59年度公民館事業計画検討会	〃	役員	公民館長外役員

公民館教室

曜日	時間	教室	備考
月	13.00～15.00	民舞	○ 各教室の指導者は区内居住の先生による。
火	19.30～21.30	詩吟	
	9.30～12.30	和裁	○ 部外の教室に、書道。ソロバン。公文式。健康体操がある。
	20.00～22.00	民謡	
金	19.30～21.30	居合道	
土	19.00～22.00	囲碁	
日			
料理教室		毎月第3火曜日	10.00～14.00
紅葉懇話会		毎月第3木曜日	19.30～21.30

(資料-2)

昭和58年度 公民館予算

収入の部			支出の部					
項目	科目	予算	項目	科目	予算			
区補助金 市補助金	57年度繰越金	93,091	文化 部	詩吟教室	40,000			
	運営費	1,800,000		民謡教室	40,000			
	〃	70,000		居合道教室	30,000			
	館長手当補助	35,000		囲碁同好会	20,000			
	スポーツ備品補助	40,000		文化教室研究発表大会	70,000			
	あんどん祭り補助	60,000	小計		570,000			
	寄附金	300,000	体 育 部	市少年ソフトボール大会	30,000			
	廃品回収金	200,000		区ソフトボール大会	40,000			
預金利息	2,000	区バレーボール大会		50,000				
合計	2,600,091	中学男女バスケット大会		40,000				
支出の部				市野球大会	45,000			
総 務 部	館長手当補助 交通通信費 備品費 館長研修費 敬老会費 各部予備費	35,000 30,000 150,000 20,000 150,000 135,091		市女子バレーボール大会	25,000			
				市男子バレーボール大会	25,000			
				市壮年ソフトボール大会	25,000			
				区大運動会	330,000			
				市民体育祭	60,000			
			男女青年バレーボール大会	30,000				
			ゲートボール大会	20,000				
小計		小計		720,000				
婦 人 部	幹部研修費 婦人部研修費 料理教室 婦人部会合費 手芸教室 和裁教室 春婦連負担金	10,000 150,000 30,000 30,000 30,000 30,000 10,000	育ス 成ポ 少 会 団	子供育成会助成金	250,000			
				スポーツ少年団 ソフト部補助金	50,000			
			小計		小計		300,000	
			文 化 部	盆おどり大会 市あんどん祭り 文化祭 囲碁・マーじゃん大会 民舞教室	250,000 20,000 20,000 40,000 40,000	青 年 部	成人式	100,000
							交歓会費	30,000
							新入部員歓迎会費	30,000
野外活動費	30,000							
連絡会費	10,000							
小計		小計		200,000				
合計		合計		2,600,091				

紅葉懇話会発足から現在までの行事一覧表(昭54.9～昭58.6)

回	実施年月日	講	師	演 題 及 び 行 事	摘 要
1	54. 9. 20	西日本新聞解説委員長	益 田 憲 吉	国内外の情勢	
2	" 10. 20	西相銀研修所所長	福 田 靖	家庭に心温まる会話を	
3	" 11. 15	戒壇院住職	大・西 真 応	人の出合いと因縁	
4	" 12. 9	医博東大教授	田 中 潔	アルコールとタバコの功罪	忘年パーティー(福岡国際ホール)
5	55. 1. 17	西日本新聞論説委員	友 田 浩	イラン問題の背景と展望	
6	" 2. 21	弁護士、元福岡裁判事	丹 生 義 孝	家庭婦人と法律知識	
7	" 3. 20	登山家	石 崎 史 郎	アルプスはほか登山いろいろ	
8	" 4. 27	レクリエーションわらび狩り	(秋 月 ～ 小 石 原)		バスハイク
9	" 5. 15	西日本新聞編集委員	片 江 欣 夫	福岡大都市圏と春日市の展望	
10	" 6. 26	春日市議(紅葉ヶ丘選出)	秀 島 重 信	春日市政の現状と問題点	
11	" 7. 17	西日本新聞社会部長	稲 積 謙 次 郎	新しい地域の連帯をめざすムラ興し運動	
12	" 8. 21	元航空自衛管	井 上 元 次	日本の防衛	
13	" 9. 18	テレビ西日本アナウンサー	白 杵 昭 子	アナウンサーのうらばなし	
14	" 10. 16	福岡県警少年補導員	重 松 和 子	青少年の非行の実態	
15	" 11. 20	日本相撲協会	呼 出 し 三 郎	相撲の話あれこれと相撲甚句	チャソコ鍋大会
16	" 12. 14	九大教官	安 松 昭 道	自分の知らない自分の世界	忘年パーティー(福岡国際ホール)
17	56. 1. 15	西日本新聞解説委員会	益 田 憲 吉	新年の展望	
18	" 2. 19	教育心理センター所長	太 田 毅	心できまる自分の人生	
19	" 3. 26	元ソ連駐在武官	和久井 利 員	モスクワ市民の生活状態	
20	" 4. 16	西日本新聞論説委員	山 下 国 語	日米交渉の焦点	
21	" 5. 17	レクリエーション	潮 干 狩 り (今 津 海 岸)		
22	" 6. 18	懇話会会長	古 城 靖 夫	歌舞伎あれこれ	

回	実施年月日	講	師	演 題 及 び 行 事
23	56. 7. 16	内科医	安藤 孫 衛	心身の健康と正しい食生活
24	" 8. 27	座談会	座長、松尾季典	終戦36年目にして考える
25	" 9. 28	西日本新聞解説委員長	益 田 憲 吉	時局を斬る
26	" 10. 15	大和証券福岡支店営業部長	盛 田 敏 教	株式について
27	" 11. 5	日本相撲協会	呼出し三郎	相撲界のうらばなし
28	" 12. 13	西部観光(株)専務取締役	津上 龍 一	"よかおなご"とは
29	57. 1. 21	西日本新聞都市圏部次長	山 本 敏 一	最近の中国事情
30	" 2. 18	弁 護 士	湯川 久 子	弁護士の部屋
31	" 3. 19	冬野主宰者ホトトギス同人	小 原 菁々子	俳人芭蕉論
32	" 4. 15	春日市助役	三 村 隆 資	春日市情報公開条例について
33	" 5. 20	元春日東中学校長	亀 井 勇 一	春日市の昔を訪ねて
34	" 6. 17	西日本新聞都市圏部長	清 水 正 信	地方自治とは
35	" 7. 15	西日本新聞文化部	野 口 郁 子	日本の婦人とアメリカの婦人
36	" 8. 19	元スウェーデン駐在武官	山 崎 友 久	スウェーデンの国情と国民性
37	" 9. 13	俳 人	佐佐木 忠 雄	雑学人生訓
38	" 10. 2	西相銀研修所所長	福 田 靖 一	現代社会をみつめて
39	" 11. 8	民謡教室	安河内 錦 昇	日本人と民謡
40	" 12. 12	春日市長	亀 谷 長 栄	春日市政の展望
41	58. 1. 10	西日本新聞解説委員長	益 田 憲 吉	国際情勢
:	:			
45	" 5. 29	レクリエーション	史跡探訪(唐津)	バスハイク
46	" 6. 16	歯科医師	西原 義 昭	虫歯の予防

地域づくりのための自治（町内）公民館のあり方

八女市中央公民館長 小 島 昇

1. 八女市の現状

当市は、福岡市より南へ約60Km、国道3号線と九州縦貫高速自動車道が筑後平野を縦断し、八女インターチェンジをおりたところに位置する。お茶と菊、仏壇と提燈、石どうろう、そして古墳の町、矢部川にそった山紫水明、風土豊かで人情厚い、八女地方の中心をなす田園都市である。

- 昭和29年市制施行
- 人口（40,212人）、世帯数（10,263世帯）58年6月1日現在
- 幼稚園（4）、保育所（9）、小学校（8）中学校（4）、高等学校（4）、短期大学（1）
- 公立公民館（3）、図書館（1）、総合体育館（1）、勤労青少年ホーム（1）、野球場（1）、市町村会館（1）、老人福祉センター（1）、隣保館（1）
美術館・歴史民俗資料館（建設中）

2. 昭和58年度八女市の教育方針

当市では、市民憲章に提唱されている「新しい町づくり」をめざし、努力を続けている。

八女の美しい自然と輝しい伝統を継承し、新しい町づくりを一段と発展させるために、市民一人ひとりが、基本的人権を重んじ、自ら考え、判断し、正しく行動する力を持つと共に、働くことの喜びと文化を高め、明るく豊かな生活を営むことで取り組んでいる。

この実現のために、指導の重点を次のとおりかけ実践することとした。

- (1) 豊かな人間性を築くために、日常生活の中でできるそれぞれの活動を幼児から老人に至

るまで徹底して行う。

- ア. あたたかい心と心のかよいを促す「気持ちのよいあいさつ」をかわす。
 - イ. 人や物への感謝の気持ちを表わし「物を大切にする習慣」と「ありがとう」と言える態度と節度ある行動を育成する。
 - ウ. 勤労の尊さを知り奉仕の心を持って「進んで働く」ことができるようにする。
- (2) 生涯の各時期に応じた学習を進めていくための方法を身につけ、創造的な思考力と基礎学力の充実につとめる。
 - (3) 遺跡や古墳が多い八女の特性に立ち、文化財を保存し、芸術や文化を重んじ豊かな風土を大切に市民の育成につとめる。

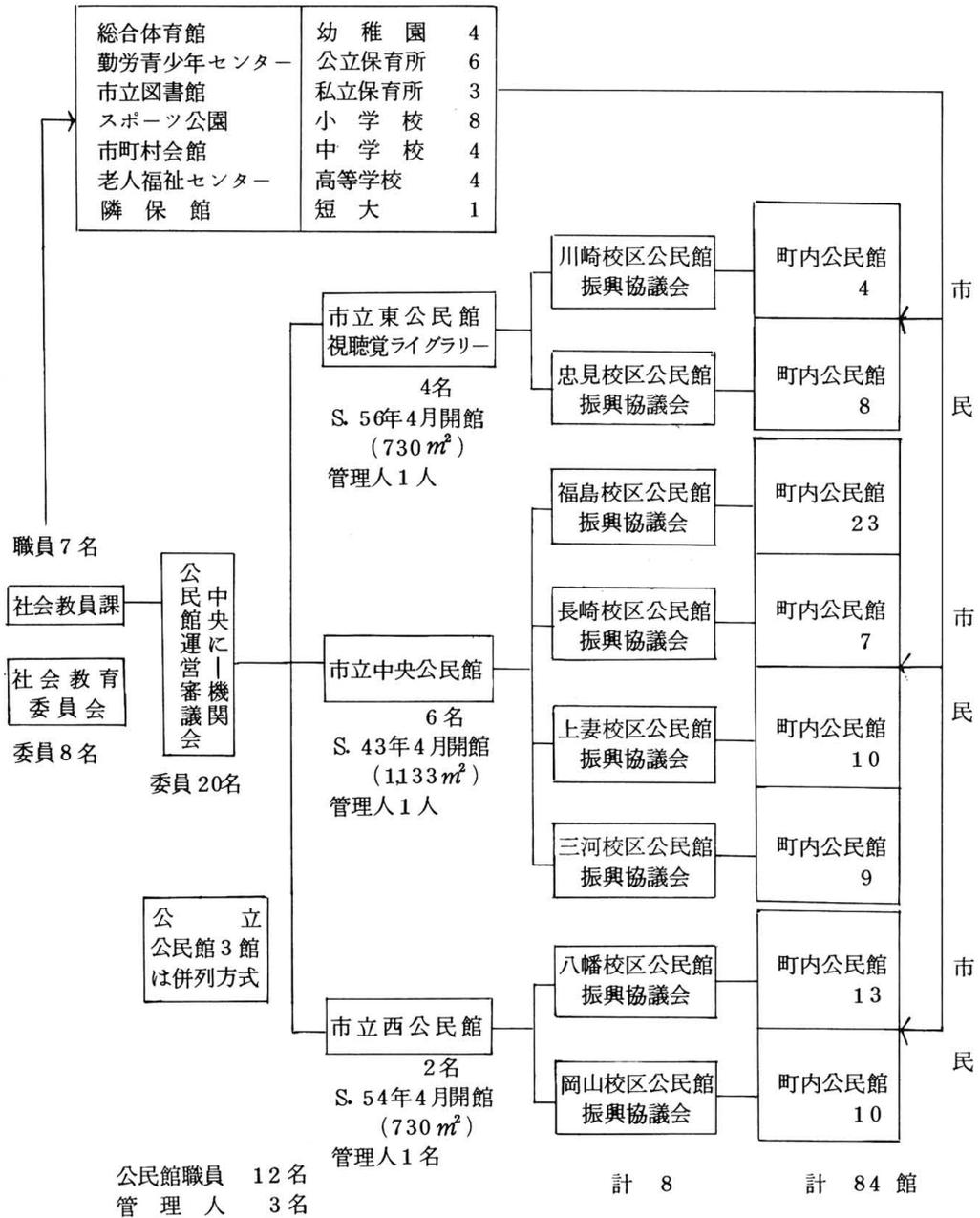
3. 社会教育

当市では、新しい時代に対応する「人づくり」をめざして、社会教育行政基盤の充実と生涯の各時期に対応する教育活動の推進につとめてきた。今後、社会教育を積極的に推進する立場から、市民一人ひとりが生涯各時期に直面する新しい課題に対応できる社会教育基盤の充実と社会教育活動の推進につとめると共に、豊かな人間性を養い生きがいある市民生活をめざし、生涯教育推進の環境づくりにつとめる。

- (1) 職員の充実と研修による資質の向上
- (2) 社会教育施設の充実
- (3) 公立公民館と町内公民館事業の振興
- (4) 図書館の建設と充実
- (5) 指導者の研修と充実
- (6) 各種事業の充実（青少年健全育成・婦人・成人・高齢者の教育・芸術文化・文化財）

- (7) 社会教育関係団体との連携及び活動推進の強化 (8) 同和教育の推進
 (9) 文化財保存と整備 (10) 新生活運動の推進

4. 社会教育施設と公民館の現状



5. 町内公民館の整備状況と建設補助金

- (1) 昭和34年3月、公民館整備の請願が議会で採択され、昭和34年～昭和37年の間に町内公民館が整備完了した。
- (2) 昭和38年～昭和47年(10年間)15館新築
- (3) 昭和48年～昭和57年(10年間)22館新築
- (4) 建設補助金状況

年 度	市補助金	県補助金	計
昭和49年度まで	20万円	20万円	40万円
" 51年度まで	40	40	80
" 55年度まで	250	40	290
" 57年度	400	40	440

6. モデル町内公民館の設置

- (1) これからの公民館活動に要請されることは、中央公民館活動と併行して、町内公民館の振

興にある。生活課題や地域課題をめざした住民による住民のための地域づくりを、町内公民館に期待し、その振興策として、先導的役割を果たすためにモデル町内公民館を設置した。(期間は1期を3年とし、小学校区ごとに1館計8館)

- (2) モデル町内公民館の設置にあたっては、まず、八女市町内公民館長会に提案し、ついで各校区公民館振興会ごとに説明会を開催して、趣旨の徹底をはかりその協力を求めた。

説明会開催の折、次のような意見も出された。

- ア. モデル公民館として受ける資格がない。
- イ. 館長の仕事が増える。
- ウ. 事業をすれば金がかかる。
- エ. 人が集まってくれるだろうか。

- (3) モデル町内公民館指定状況

モデル町内公民館指定状況 (補助金1館当り10万円S.58年度)			
校 区 名	1 期	2 期	3 期
	S.49年度～S.51年度	S.52年度～S.54年度	S.55年度～S.57年度
福 島 校 区	東唐人町町内公民館	西紺屋町町内公民館	東右松町町内公民館
長 峰 校 区	吉 田 "	豊 福 "	岩 崎 "
上 妻 校 区	祈禱院 "	下津ノ江 "	平 田 "
三 河 校 区	光 "	光 "	矢 原 "
八 幡 校 区	西 田 "	上新庄 "	平 "
忠 見 校 区	忠 見 "	井 延 "	大 籠 "
川 崎 校 区	長 野 "	柳 島 "	山 内 "
岡 山 校 区	室 岡 "	鵜 池 "	蒲 原 "

7. 町内モデル公民館の指導と育成

- (1) 先進地視察，研修会，反省会等を実施し指導者の育成を図っている。
- (2) 町内公民館経営についての資料を作成し，基本的指針を示している。
- (3) 町内公民館研修会を実施し，その折，モデル町内公民館から実績発表を行い，相互に研修を深めている。

8. モデル町内公民館活動の実践活動と特色

祈禱院町内公民館

- (1) 昭和49年10月に完成（総事業費1,078万円，建坪21,000 m^2 ）
- (2) 施設建設により，公民館活動に対する雰囲気が高まり，町内あげての文化祭の開催，さらに町内運動会へと発展し，これと併行して河川敷を利用した運動場（4,500 m^2 ）とナイター施設（130万円）が整備された。
- (3) 町内公民館の運動会が市内で始めて開催されたことから，市内の各公民館に波及し，今では10町内が毎年開催している。
- (4) 昭和51年度から，バスを利用した移動図書館を開館し，親子図書奨励，読書感想文絵画展を開催し，図書利用のための貸出し，整理等の体制を確立した。
- (5) これらの活動を通して，町内（市内第4位の大世帯）に連帯の輪が広がった。

矢原町内公民館

- (1) 当町内は，スポーツ活動が盛んな町内で，特に，昭和53年から，ママさんバレーボールのチームが結成され，河川敷を利用した練習が続けられた。
- (2) 昭和54年度には，河川敷を利用した運動

場を整備（80万円）し，町内運動会の開催となり，さらに，昭和57年度には，60万

円をかけ約7,000 m^2 を総合的に整備した。

- (3) 今では，隣接する4町内が利用し，近年中には，5町内合同運動会を実施しようという話し合いが進められている。
- (4) 昭和56年度から「提防の草切り運動」を7月と11月（年2回），延長1,400mに及んで実施している。このことが，河川上流下流の3町内に広まり，今では地域ぐるみの運動となった。昨年からは，町内の美化を促進するため，提防の一部に菜種をまき，環境の美化につとめている。
- (5) また一方では，新生活運動が定着し冠婚葬祭についての申し合せ事項がよく守られ，明るい町づくり推進がなされている。

岩崎町内公民館

- (1) 昭和53年12月に懸案の町内公民館が建設（3,500万円，25,100 m^2 ）された。
- (2) 当館では，「町内の親睦と融和をはかり連帯の輪を広げスポーツ・レクリエーションを通じて住みよい町づくりのために努力する」という方針のもとに，青少年の相撲大会の復活，祈禱院町内の指導を受けての町内運動会の開催，夏祭りにおける芸能祭の開催など各種の活動を行っている。
- (3) 昭和56年2月には，運動場拡張委員会が発足し，昭和57年に，ナイター施設をもあわせて町内運動場（1,300万円，3,000 m^2 ）が完成した。
- (4) 町内の各種の施設や多彩な行事ができたのは指導者の努力と協力に他ならない。

平町内公民館

- (1) 昭和56年の春、町内に火災が発生、昼間であったが、婦人の一致協力によって消火作業が進められた結果、大事に到らず鎮火した。このことが町内で大きな反響となり婦人会による自衛消防隊が発足した。昨年からは、春、秋の2回、婦人の手による消防ポンプの取り扱い訓練が行われ、秋の防火講習会には消防団と共に防火訓練に加わって、町ぐるみの運動となった。
- (2) このことから、懸案であった高価な消防ポンプの購入や防犯燈の増設等、全町あげての協力体制ができ大きな成果をあげている。

光町内公民館

- (1) 当町内においては、環境の美化と新生活運動が定着し、特に町内の清掃活動は、各班ごとに週1回を清掃日と定め、また、月1回は全町あげて清掃が実施され、今では塵一つない現状にある。
- (2) このことが、市の環境衛生協会に伝わり、

八女市の清掃日が第3日曜日に定まり市全体に広まった。

9. 今後の課題

- (1) 町内公民館長は兼務でなく専任化が必要。
- (2) 活動できる壮年層のリーダー養成が必要。
- (3) 町内公民館の組織づくりが必要。
- (4) 町内公民館の活動費の増額が必要。

10. 結 び

世の中が進むにつれて、人と人との交流、地域のしきたり、みんなで協力する事業などがだんだん失われていく傾向にある。また、地域の環境もよごれこわされていく傾向にある。私達は、祖先が残してくれたこの土地環境、地域の人々が守り、よりよい郷土にしたいものである。結局、これらのことを実現していくことが町内公民館活動のすべてではないだろうか。

今は、地方の時代と言われているが、私達も住民の中にあって、町内公民館が地域の課題解決に向って自主的な活動を進め、発展するよう、「継続は力なり」と言われるよう尚一層の指導に努力していきたい。

第8分科会

(自治(町内)公民館・町村)

討議のテーマ	地域づくりのための自治(町内)公民館のあり方	
	<ul style="list-style-type: none">自治(町内)公民館の管理・運営について住民の交流を深めるための自治(町内)公民館のあり方について	
助言者	広川町中央公民館長	中村 寿太郎
司会者	県教育庁北九州教育事務所主任社会教育主事	重富 大
記録者	福岡市南市民センター社会教育主事	井上 孝史
会場責任者	福岡市教育委員会社会教育係長	中原 武文

心豊かなふるさとづくりをめざす分館活動について

八女郡広川町藤田分館長 古賀 哲夫

1. 地域の概要

(1) 藤田区は、東西に細長い広川町の最西端に位置し、北、西は久留米市、筑後市と境をなしている。昭和30年、町村合併の問題がおり、何回となく区民の話し合いが開かれたが、意志の統一ができずに、広川町と筑邦町(現久留米市荒木町)に分離した。「親和と団結」を誓い合った広川町藤田区民は85世帯だった。

その後、町営住宅ができ、自衛隊官舎ができ、前峰の宅地造成によって団地が新設されて、6月1日現在 戸数155戸、人口599名(男293名、女306名)と発展し、面目を一新した。

(2) 前から居住している人の大半は農業経営であり、後から居住している人のほとんどはサラリーマンである。新旧相半ばする住民構成の中で、親睦を深め、心の溝を埋めていく分館活動が重要な課題となってくるわけである。

2. 施設設備

(1) 公民館の建設

合併前は、区に集会所があったが、分離後は広川町側の区民は利用せず、当区内にある寺を集会のために借用していた。

昭和31年小学校校舎改築があり、校舎の一部を払い下げてもらい、区民の共同作業で公民館を建設した。以来20年間、区民のいこいの場、研修の場、親睦の場として利用して来た。長い年月の間に損傷がひどく、真冬の集会など寒さのために出席者も減少する状態だった。再度、公民館建設の問題が提案され、満場一致で建設賛成が可決されたのは昭和48年3月の区総会であった。建設委員会が結成され、先進地優良公民館の視察が始まった頃、「基地周辺の供用施設の新設に対する助成金交付制度」のあることを知って、町当局と一体となって防衛庁に申請をした。

その許可があり、昭和51年10月から工

事開始、昭和52年2月に完成した。

- 構造 鉄筋コンクリート1階
- 建坪 165.62 m²
- 所有部屋 会議室兼広間1、研修室2、炊事室1、物置1、便所1
- 工事費 1,500万円

(2) 青少年の家

- 構造 鉄骨1階
- 建坪 66 m²
- 工事費 271万円(全額区費)
- 完成 昭和52年11月

(3) バス図書館

昭和54年2月、県より設置してもらった。

(4) 運動場

昭和32年前峰丘陵の頂上を区民の力で開墾して広場を作る。子供たちの遊具を設置し、第1回の区民運動会を開いた。昭和40年までは毎年秋に運動会を開き、親睦の輪をひろげて来た。昭和48年、前峰が宅地に造成されるや、町当局に依頼して、南北70m、東西40m、約2,800m²を公民館用地として確保することができた。現在夜間も利用できるよう照明灯を設置している。ゲートボールの練習、ソフトボール、バレーボールの練習に利用している。

3. 分館の運営

分館は区民の教養の向上、健康と福祉の増進に役立つと共に、区民の連帯感を高め、親睦融和の中核とならねばならないと思う。

藤田分館は、代々の分館長の熱意と実践により、分館運営活動のレールが敷設されている点は実にありがたいことである。

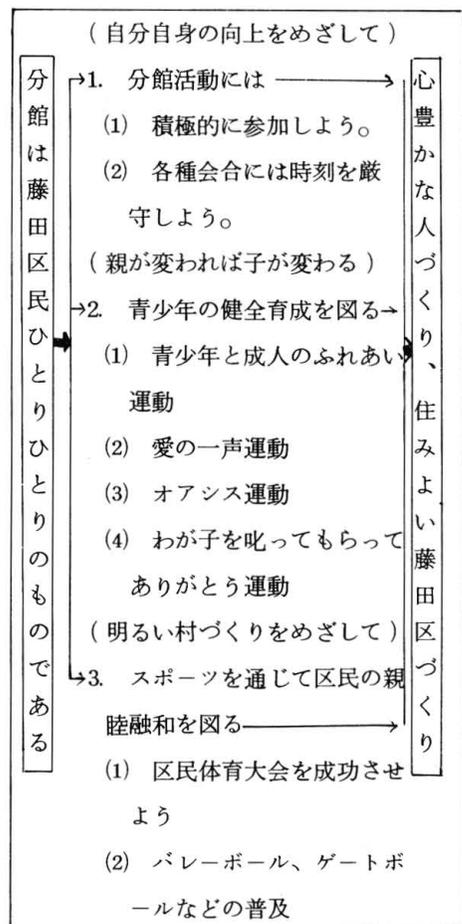
マンネリ化することなく、清新の気で運営に

あたっている。

(1) 分館運営委員会

- 構成 町議・区長・衛生班長・民生委員・子供会育成会長・少年団育成会長・老人会長・婦人会長・野球連盟代表・前分館長・体育部長・前婦人会長・青少年対策部長・少年補導員隣組長代表・ゆのそ地区代表
- 回数 年間 7~8回(随時開催)

(2) 昭和58年度 藤田分館の目標



(3) 昭和58年度 藤田分館予算書

収入の部

項目	前年度決算額	本年度予算額	付記
分館費	300,000	300,000	区費より
助成金	63,000	40,000	中央公民館より
寄付金	90,000	0	香典返し
繰越金	206,706	227,110	
雑収入	112,680	50,000	夏祭り等の芳志、利子
計	772,386	617,110	

支出の部

項目	前年度決算額	本年度予算額	付記	
役員手当	50,000	50,000	分館長副分館長手当	
事務費	0	5,000		
会議費	25,890	30,000	運営委員会、反省会、接待費	
備品費	51,260	100,000	スクリーン、バレーボール、掲示板等	
消耗品費	17,071	40,000	西洋紙、原紙、フィルム等	
交際費	6,000	15,000		
事業費	295,055	360,000		
内訳	文化部	(19,480)	(30,000)	講師謝金
	厚生部	(34,750)	(40,000)	夏祭り、のどじまん等
	体育部	(90,825)	(100,000)	区民体育大会
	青少年対策	(0)	(40,000)	健全育成行事費
	団体助成	(150,000)	(150,000)	子45,000 青少15,000 老40,000 婦30,000 野20,000
定期貯金	100,000	0		
繰越金	227,110			
予備費		17,110		
計	772,386	617,110		

(4) 備品

テレビ1台、ラジカセ1台、放送用具、紅白幕、納涼大会用提灯、万国旗、
大型額縁4枚、謄写版、将棋2、碁盤2、キャビネット、バレーボールポール
2、バレーボールネット2、など

昭和58年度 事業計画表

	4 月	5 月	6 月	7 月
分館・地区	分館運営委員会 (新、旧合同) 敬老会 分館だより 37	講演会 ゲートボール教室 →38	映写会 遊びのフェスティバル →39	分館運営委員会 地区懇談会 ラジオ体操 →40
	役員会 総会	1年生を仰える会 子供の日の集い 映写会 廃品回収	遊びのフェスティバル 社会奉仕	懇談会 映写会 ラジオ体操
少年団育成会	役員会 総会	親子懇談会 映写会	遊びのフェスティバル 社会奉仕	懇談会 ラジオ体操
婦人会	班長会 敬老会	○ 講演会 カラオケ教室	○ 遊びのフェスティバル 生活を語る会	○ ラジオ体操
	P T A	常に小中学校と連絡をとり、懇談会等の開催にあたっては分館は全面的に協力をする。		
老人クラブ	総会 一泊研修 広川町G、B大会 稲荷山掃除	例会 講演会	例会 遊びのフェスティバル	例会 稲荷山掃除 ラジオ体操
野球連盟	総会 リーグ戦参加	例会	例会 遊びのフェスティバル	例会

	8 月	9 月	10 月	11 月
分館・区	分館運営委員会 遊びのフェスティバル →41	納涼大会 しようきさんまわし 同和教育懇談会 分館運営委員会 →42	区民体育大会 町民体育大会 遊びのフェスティバル →43	講演会 映画会 →44
子供会 育成会	七夕会 キャンプ 遊びのフェスティバル 広子連ソフトボール	夏休みの反省 納涼大会 しようきさんまわし	区民体育大会 親子ソフトボール 遊びのフェスティバル	映画会
少年団 育成会	旧サイクリング	夏休みの反省 納涼大会	区民体育大会 遊びのフェスティバル	映画会
婦人 会	○ 料理講習会 遊びのフェスティバル →	○ 納涼大会	○ 区民体育大会 町民体育大会 遊びのフェスティバル	○ 子供の健康管理
P T A				
老人 クラブ	例会 遊びのフェスティバル	例会 講演会 広川町G、B大会	例会 区民体育大会 研修旅行 遊びのフェスティバル	例会 お宮掃除
野球 連盟	例会 町主催野球大会	例会 納涼大会	例会 区民体育大会 遊びのフェスティバル	例会

	12 月	1 月	2 月	3 月
分館・区	分館運営委員会 →45	新年囲碁将棋大会 デートボール大会 耐寒遠足 →46	講演会 遊びのフェスティバル →47	分館運営委員会 反省会 区総会 →48
子供会育成会	懇談会 クリスマス会 社会奉仕	ぜんざい会 たこあげ大会 もぐらうち 耐寒遠足	遊びのフェスティバル	6年生を送る会 反省会
少年団育成会	懇談会 社会奉仕	志学会 耐寒遠足	遊びのフェスティバル	反省会
婦人会	○ 料理講習会	○ 姑と語る会	○ 遊びのフェスティバル 廃品回収	○ 総会
P T A				
老人クラブ	例会 ○	例会 新年宴会 G・B大会 ○	例会 遊びのフェスティバル ○ 稲荷山	例会 反省会 ○
野球連盟	例会	例会 G・B大会	例会 遊びのフェスティバル	反省会

4. 活動の一端

(1) 分館運営委員会

年間6～7回実施してきた。分館重点目標の設定、予算案の作製、年間事業計画表の検討、事業の実施にあたっての細部にわたる計画立案など、委員の意見を出し合って、共通理解の下に運営にあたることを努力をしてきた。

分館運営委員会は文字通り分館運営の心臓部にあたるわけである。

農村における会合はとかく無駄話が多くなり勝ちである。効率的な運用を図るために、案内状は必ずガリ版で印刷して、日時、場所議題を明記して配布した。

現在、委員の絶大な協力によって、分館運営がスムーズにできているのである。

(2) 分館だよりの発行

第1号は昭和55年4月である。以来、現在まで毎月1回発行してきた。当初は分館長の物好きという程度であまり関心がなかったようであるが、発行を重ねていくうちに、次第に、反響をよんできた。「分館だよりは全部とじて保管している。」とか、「コタツに入って、同じものだが毎日読んでいる。この次はどんな便利になるか待ち遠しい。」と敬老会の席上でお年寄りから聞いた時の喜び。続けていかねばならぬと痛感したのである。

公民館活動は生涯教育の場であり、区民の教養を高めるためのものである。活動が中央公民館 ↔ 分館長会 ↔ 分館運営委員会 ↔ 区民、と上意下達、下意上達の交流が心要だと思う。パイプが重要である。それが、どこかでつまってしまった状態を打破しなければいけないと考えて発行を思い立ったのである。

中央公民館の動きは、広報「ひろかわ」で報道されるが、分館の動きや、各種団体の活動などは報道されない。分館だよりには、膝元の動きを報道している。いつ、どこで、何が、どのように実施されるかなど身近なことに関心を寄せ、分館活動に参画することを目標にしている。ささやかな分館だよりであるが、地域づくりのために役立っている。

(3) 夏休みのこと

ラジオ体操を区民の体操にすることができた。公民館のアンプを利用し、生放送を利用している。

昭和55年度 実施日数32日

参加人員延1,611名

昭和56年度 実施日数39日

参加人員延3,031名

昭和57年度 実施日数36日

参加人員延2,833名

保育園児から老人クラブの方まで、まぢまぢの軽装で公民館前庭に集合しての体操は壮観であり、大切な分館の行事になった。

体操終了後に、分館長や、育成会長よりの連絡事項などは青少年の非行化防止につながっていると区民に喜ばれている。

(4) 子供会のキャンプ

公民館の前庭で行う。テントは中央公民館より借用する。1年生から6年生までを縦割りにして7～8班に編成する。1こ班に3,000円ずつ前渡しをし、各班で夕食朝食の献立を作り、材料も自分達で購入して自主的に実施させている。

夜のキャンプファイヤー時には、公民館前庭に一般の人も参加して、キャンプの雰囲気有一段と盛りあげている。

(5) 区民体育大会

1 時期中止せざるを得なかったのは残念であるが、昭和32年に第1回を開いて区民の親睦を深めたのは20余年前のことである。区民が最も期待している行事である。誰もが1回は必ず出場する種目を考えている。団体の競技種目もいくつかあり、全員輪になって広川音頭を踊って午前中の種目を終るのである。広場ができ、1周100mのコースがとれるようになったので、年令別リレー（隣組対抗）には一段と拍手がおこり熱がはいる。中食は全員持参で、隣組毎に円座を作って和やかな談笑の中ですませることにしたが、区民はよく理解して協力してくれる。午後は隣組対抗のバレーボールの試合である。区民の全員が参加してくれるのが嬉しい。

(6) 親子三代懇談会

「父この強きもの」の映写会の話し合いで、感想発表のあと、若い父親から、親子三代懇談会を開いてほしいという意見が出て、父親が賛成した。映写会が親子三代懇談会に発展したのである。

分館運営委員会を開き計画を立てた。懇談会の目的はわかるが、時代の相違、年令の違い、環境の違いなどで、子供たちが意見を出せるかどうかなど問題が続出した。

是非成功させたいという真剣な心がみなぎった。

- 子供の対象は小学生の5,6年にする
- 父親だけでなく母親にも参加してもらおう
- 各種団体長は会員に参加をよびかける
- 各戸にチラシを配布する

○ 議題は子供たちの作文をもとにして
分折しておく

こうして懇談会を開いたが、子供たちの発言が多く和やかな中に進行して行った。

祖父母と子供たちの会話は活発であったが、子供と親の交流が物足りない感があった。

会の結論として

- 子供たちのため、父母、祖父母は勉強をしたい
- 子供たちの疑問は何らかの機会に説明をしてやる
- 三代では時代のずれが大きい。小グループに分れて話し合いの場を作ろう。
- 老人クラブと子供会とふれあいは実行する

問題の解決にはならなかった。むしろ問題を残したことが大きい会だった。

大人の後ろ姿を見て子供たちが育っていることを知ってもらった点は大きい収穫だった。

5. おわりに

先輩分館長が営々として敷設されたレールの上を、中央公民館長をはじめ関係各位の指導助言をたよりに、ささやかな歩みを続けて来た。

問題はひとつとして解決はしていないように思う。解決していないところに社会教育の困難さを痛感している。

本年度計画している行事の中で

- (1) 遊びのフェスティバル……子供と成人のふれあい。昔の遊びをよび返そう。
- (2) 志学会……中3生を励ます会。
- (3) 耐寒遠足……新年を有意義に高良山までの遠足。鍛錬を兼ねる。

これらは次代を担う青少年の健全育成のため

に、区民総出での態勢を固めていかねばならない。

さらに、藤田区の沿革、公民館の歩みなどをまとめた沿革史と、藤田区の記録写真を整理保管をしたい。分館はその地域の歴史資料館でありたいという私の願いも実現させたいと思っている。

分館は分館長ひとりのものでない。区民ひとりひとりのものである。明るい地域づくりのために、心豊かな人づくりのために、今日から堅実な歩みを続けていきたい。

自治（町内）公民館の育成について

遠賀町中央公民館長 三 砂 貞 利

1. 自治公民館の現状と望ましい姿

本町では23の行政区に23の自治公民館が設置されているが、まだ施設をもたない自治区が4箇所（団地）ある。

各自治公民館の実態をみると

- 従来から単なる集会的な存在にしか考えてなかった住民の公民館に対する意識が遅々としてではあるが公民館が果たすべき役割を考え見直す傾向にきている。
- しかし、中にはその館長も名目上いるだけで運営方法、活動計画をも確立されていない館もある。
- 地域の課題を取り上げて解決し、自治能力の高揚をはかるための学習等は敬遠されがちである。

このような現状に対して、自治公民館のあるべき姿として、次のような事が考えられ地域住民に理解と協力を求めるべきである。

(1) 目的と理念

- 公民館活動の基底は人間尊重の精神
- 公民館活動の核心は住民の生涯教育の態度の確立
- 公民館は住民の自治能力の向上をはかる

(2) 役割

- 集会和活用（出合いを大切にする場）
- 学習と創造（わかち合いの場）
- 総合と活用（ふれ合いの場）

以上目的、理念、役割を明確にするためには4つの原則を確立させなければならない。

① 自主運営の原則

地域住民の手による運営と組織を確立さ

せて、その責任者にも住民代表が当たりいくつかの専門部制をとり、多くの人々が公民館に何んらかのかかわりを持つようになること。

② 自主財源の原則

施設そのものを設置する際には、市町村当局からの援助と住民の寄附及び負担を合わせて行う。経常的な事業費・運営費の一部は、公的援助があるにしても、住民からの公民館費や寄附金・参加費等によってそれに当てる。

③ 地域形成の原則

自治公民館は、住民の連帯、共同性をつくり上げる場であるから高齢者から幼児にいたるまで地域活動に一役演じさせるスタッフでなければならない。

④ 真の生涯教育機関としての原則

単なる知識、学術を習得するだけでなく地域住民が参加協力して実践を通じて、自らを高め相互学習を行う場である。

2. 自治公民館を育てる手だて

(1) 中央公民館（公立）と自治公民館を結ぶネットワークづくり

ア．教育委員会から指導として社会教育重点施策を次の通り示す。

- 地域住民の主体制の確立
- 中央公民館の運営、機能の充実化
- 中央公民館と自治公民館及び関係団体との連携をはかる

イ．中央公民館と自治公民館との連携

- 組織的連携

自治公民館連絡協議会・自治公民館連合会等

- 行政的連携—自治区々長会
- 事業的連携

中央公民館で行う各種団体、地域住民を対象とした行事への協力参加は、すべて自治公民館を経て呼びかける。

そして学習援助として各種学級、講座の持ち廻り開設

中央公民館（教育委員会）と自治公民館との地区懇談会を実施する。

自治公民館関係者の研修会の実施

- 人的連携

常に中央公民館職員と自治公民館役員とのふれ合いを考え公民館が行う行事にはアドバイザーとして出来る限り参加する、また、各地区における指導者、ボランティア、活動家等の人材発掘に協力する。

- 施設の提供（中央公民館）

図書、視聴覚器材の貸出し、印刷機の利用

- 情報センターとしての役割を果たす。

- (2) 自治公民館の連合組織の強化と内容充実単なる連絡会的なものでなく、連合組織の上にならば各自治区公民館相互の連絡提携をはかり各公民館の活動の内容充実を促進して、活動・集会等の目的が行政の下請け的な傾向から脱皮するにも連合体の活動が期待される。

以上の目的達成には次の事業が考えられる

- 公民館大会の開催
- 自治公民館関係者の研究集会の開催
- 自治公民館に関する調査研究資料の収集
- 自治公民館相互の情報交換
- 連合体自体による諸行事の実施

3. これからの自治公民館のあり方と問題点

- (1) 各自治組織に対して自治公民館は相対的な独立性を生かさねばならない。

自治公民館を支えるものは地域住民であり自治組織である。

公民館＝地域づくりのための学習と話し合い

自治区＝住民の生活課題の実践解決

- (2) 地域の若い力を生かしたい。

人材を発掘し、育て上げる機能を発揮すること、とりわけ、青少年の能力と行動力を生かすこと、いいかえれば若者の「出番」「居場所」をつくること。

- (3) 世代間の連帯を強化すること。

これまでは住民同士の横の連帯ということに重点をおいていたが、老・壮・青・少の世代の縦の連帯ということを考えなければならない

- (4) 中央公民館との共同活動の強化をはかる自治公民館は自治の振興、教育的活動と住民の融和をはかる事業活動を自らの手で企画し実施することはいうまでもないが、それを効果的にするためには公立公民館は援助、指導、共同の活動をすべきであろう。

- (5) 自治公民館関係役員の選出と任期はどうあるべきかを見直さなければならない。公民館の運営、指導の責任者として区長との兼任については、いちがいに悪いとはいえないにしても現実の問題としても、きわめて多忙で、任期も限られている区長が行政の末端と教育をともに担当することに問題があり専任が望ましい。

館長は公民館の運営、指導を行うと共に地区にその人材を求め、ことごとく公民館に関係を持たせることが大切である。ことに公民

館主事的存在の人材を任用し実際活動計画・実施の任に当らせるとか、若い指導者を養成し魅力ある行事（レクリエーション・スポーツ）等を諸事業の中に取り入れ普及してゆくことがその後の人材確保につながって行くのではないだろうか。これらの人材確保だけを仕事にしてもその存在意義は大であると思う。以上の事から短期間ではその目的の達成は望まれないからあまり任期などにこだわらず、後継者を養成してゆく体制づくりが必至である。

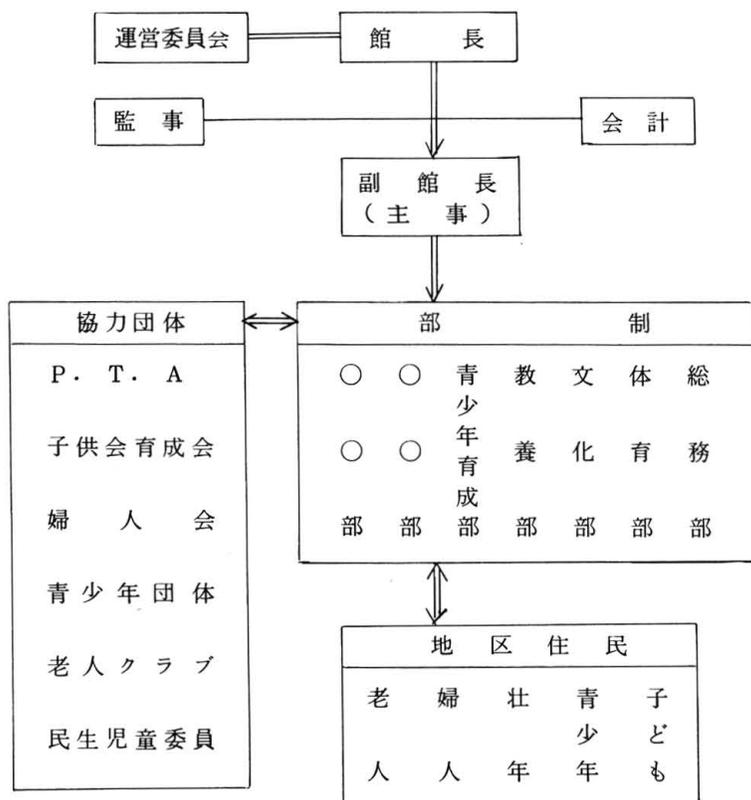
(6) 先住者と移住者が混住している地域では自

治公民館活動が容易でなく自治公民館では苦慮している。

移住者（都会からの団地への入居者）に地域性を求めるのはなかなか困難であるし、ことに公民館活動に対しての認識（地域に応じた活動内容）はまだまだの感がある。子どもの教育については非常に熱心であり、それが教育ママ的な個人教育になりがちであるが、自己の手許からはなし社会性を取り入れた社会教育（集団活動）に目を向けさせ、子どもを通して地域性を養うための公民館活動を展開すべきであろう。

(例)

自治公民館
組織図



第9分科会

(公民館職員入門)

- 討議のテーマ
- 公民館とは何か
 - 公民館の役割と職員のあり方

説明者	県教育庁指導第二部社会教育課主幹社会教育主事	川原黎治
司会者	県教育庁福岡教育事務所社会教育主事	青木潔
記録者	福岡市東市民センター社会教育主事補	松尾彰
会場責任者	福岡市当仁公民館長	石橋次郎

公民館職員入門

県教育庁指導第二部社会教育課主幹社会教育主事 川原黎治

— MEMO —

— MEMO —

参 考 資 料

- (1) 県内公立公民館の概要
- (2) 分科会討議参考資料

県内公立公民館の概要

(県内公立公民館調査による)
昭和58年5月1日現在

1. 政令市・市・町村別公民館数 (総数 380館)

両政令市 183館(48%)	その他の市 79館(21%)	町 村 118館(31%)
-------------------	-------------------	------------------

市町村 \ 館種	中央館	地区館	分館	総計
北九州市	7	61	—	68
福岡市	4	111	—	115
その他の市	18	58	3	79
町 村	74	41	3	118
総 計	103	271	6	380

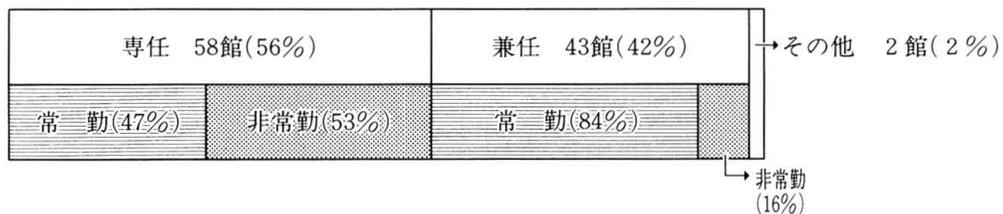
2. 政令市・市・町村別公民館職員数 (総数 1,315人)

両政令市 678人(52%)	その他の市 232人(17%)	町 村 405人(31%)
専任(100%)	専任(85%)	専任(40%) 兼任(60%)

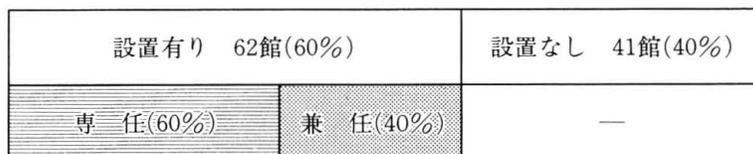
→兼任(15%) ()内の数は兼任……外数

市町村 \ 館種	中央館	地区館	分館	総計
北九州市	69 人	225 人	— 人	294 人
福岡市	57 (6)	321	—	378 (6)
その他の市	90 (16)	101 (19)	6	197 (35)
町 村	106(221)	58 (19)	(1)	164(241)
総 計	322(243)	705 (38)	6 (1)	1,033(282)

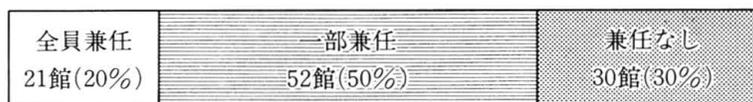
3. 公民館長の状況(中央館のみ)



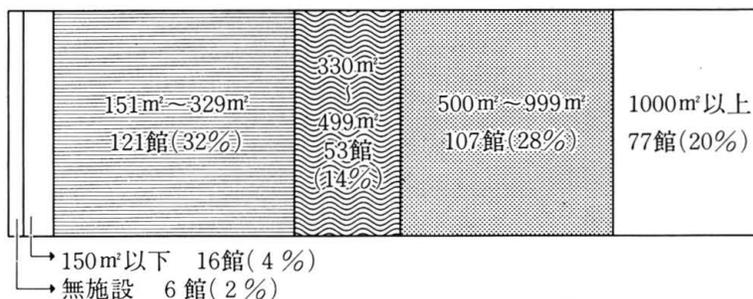
4. 公民館主事の状況(中央館のみ) ※辞令に根拠をおく



5. 公民館職員(館長のぞく)と社会教育課(係)職員等の兼任状況(中央館のみ) ※辞令に根拠をおく



6. 規模別公民館数



北九州市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外教

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	門司中央公民館	〒801 門司区栄町3-7	(093) 332-0888	S56・4・2	2200㎡	10人
	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門1-6-43	571-2712	S54・11・1	1970	10
	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園5-1-5	941-4220	S51・4・29	1735	10
	若松中央公民館	〒808 若松区浜町1-1-2	751-8683	S43・6・1	40(事務室のみ)	10
	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区尾倉2-6-3	671-6561	S26・10・15	2169	9
	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町19-1	641-7700	S51・5・2	2035	10
	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区浅生2-13-7	882-4281	S49・11・11	843	10
1	老松公民館	〒801 門司区老松町3-1	(093) 332-0889	S56・4・23	671	3
2	松ヶ江公民館	〒801-0 門司区恒見21-1	481-0290	S41・4・23	689	3
3	大里東部公民館	〒800 門司区下二十町1-12	371-4419	S48・5・13	692	3
4	大里中部公民館	〒800 // 高田1丁目20-1	381-2328	S48・5・12	703	4
5	大里西部公民館	〒800 // 稻積1丁目3-1	381-4927	S44・4・1	670	3
6	足立公民館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	531-3873	S58・4・22	702	4
7	日明公民館	〒803 // 日明4丁目3-7	571-3704	S42・4・1	539	4
8	小倉東公民館	〒802 // 堺町2丁目4-24	551-1201	S46・4・1	677	4
9	板櫃公民館	〒803 // 井堀2丁目7-4	591-8750	S51・10・1	769	4
10	霧丘公民館	〒802 // 黒原2丁目30-30	922-7365	S52・12・3	705	4
11	白銀公民館	〒802 // 白銀1丁目5-8	921-2606	S53・3・3	705	4
12	富野公民館	〒802 // 上富野5丁目 6-21	522-5233	S53・5・6	703	4
13	篠崎公民館	〒803 // 真鶴1丁目5-15	571-3281	S55・4・20	684	4
14	蒲生公民館	〒803 小倉南区蒲生3丁目6-15	963-0158	S29・4・1	153	3
15	企救公民館	〒802 // 北方2丁目16-7	951-0133	S43・3・31	644	4
16	北方公民館	〒802 // 北方3丁目62-5	951-0114	S25・1・1	209	3
17	志徳公民館	〒803 // 大字徳力636-4	963-3101	S53・12・2	709	4
18	城野公民館	〒802 // 富士見3丁目1-3	951-0231	S52・4・1	1327	4
19	曾根公民館	〒800-02 // 下曾根4丁目 23-38	471-7710	S48・8・21	703	4
20	沼公民館	〒802 // 沼緑町1丁目 11-19	473-2021	S52・9・1	706	4
21	東谷公民館	〒803-01 // 大字木下524-1	451-0217	S29・8・7	458	3
22	南曾根公民館	〒800-02 // 大字朽網1870	471-8566	S56・9・30	709	4
23	湯川公民館	〒800-02 // 湯川1丁目8-33	941-1751	S55・10・16	709	4

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
24	横代公民館	〒802 小倉南区横代東町4丁目13-1	962-1731	S52・9・2	716 ^{m²}	4人
25	両谷公民館	〒803 -02 // 大字徳吉724	451-1138	S50・5・10	706	4
26	浅生公民館	〒804 戸畑区浅生2丁目13-7	881-5688	S49・11・11	843	3
27	一枝公民館	〒804 // 一枝1丁目8-1	881-1029	S56・4・10	505	3
28	鞆ヶ谷公民館	〒804 // 西鞆ヶ谷町3-17	881-1039	S55・10・24	519	3
29	沢見公民館	〒804 // 小芝2丁目1-4	881-5689	S35・5・13	382	2
30	三六公民館	〒804 // 小芝3丁目12-2	881-0958	S47・12・6	490	3
31	天籟寺公民館	〒804 // 天籟寺2丁目2-13	881-1028	S34・6・6	318	3
32	大谷公民館	〒804 // 東大谷2丁目12-33	881-0067	S31・6・6	333	2
33	大谷西公民館	〒804 // 菅原2丁目12-12	881-3148	S40・4・5	293	2
34	中原公民館	〒804 // 中原東2丁目2-35	881-1038	S56・4・16	519	3
35	西戸畑公民館	〒804 // 南鳥旗町3-17	881-2330	S50・8・1	502	3
36	東戸畑公民館	〒804 // 干防3丁目1-12	881-1019	S52・4・21	514	3
37	牧山公民館	〒804 // 牧山4丁目1-22	881-1041	S58・4・20	409	3
38	牧山東公民館	〒804 // 丸山1丁目2-38	881-3177	S40・4・5	310	3
39	枝光公民館	〒805 八幡東区日の出1丁目5-11	661-1034	S50・3・27	714	4
40	枝光北公民館	〒805 // 大宮町6-1	661-2437	S39・2・25	570	4
41	大蔵公民館	〒805 // 大蔵2丁目4-13	652-3817	S29・7・2	676	4
42	尾倉公民館	〒805 // 尾倉1丁目15-2	661-0516	S33・12・16	706	4
43	高見公民館	〒805 // 荒生田2丁目3-10	651-2101	S32・7・30	733	4
44	槻田公民館	〒805 // 宮の町2丁目2-10	651-3816	S29・8・28	647	4
45	前田公民館	〒806 // 桃園4丁目1-1	661-1584	S33・8・1	704	4
46	八幡大谷公民館	〒805 // 中央2丁目1-1	661-1092	S35・9・10	625	4
47	穴生公民館	〒806 八幡西区鷹の巣3丁目3-1	641-6026	S37・7・7	919	4
48	永犬丸公民館	〒806 // 大字永犬丸1932-1	603-1055	S53・10・1	725	4
49	沖田公民館	〒807 // 大字永犬丸69-3	612-3881	S46・4・5	670	4
50	折尾公民館	〒807 // 光明2丁目2-50	601-8991	S33・10・11	578	4
51	香月公民館	〒807 -11 // 大字香月2652-2	617-0203	S36・6・4	881	5
52	熊西公民館	〒806 // 山寺町6-30	641-3407	S28・10・28	618	4
53	黒崎公民館	〒806 // 藤田4丁目1-1	641-4106	S31・4・4	1132	4
54	上津役公民館	〒806 // 大字下上津役2250-4	612-3568	S34・5・23	778	4

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
55	木屋瀬公民館	〒807 -12 八幡西区大字野面770	617-1127	S57・11・26	704㎡	4人
56	陣山公民館	〒806 八幡東区桃園3丁目1-1	661-1657	S35・11・27	582	4
57	則松公民館	〒807 八幡西区則松2丁目9-1	602-2010	S55・4・1	704	4
58	引野公民館	〒806 // 別所町9-1	641-2906	S42・7・28	569	4
59	本城公民館	〒807 // 大字本城1812	601-8990	S38・6・8	601	4
60	八児公民館	〒806 // 大字上上津役 ¹⁸⁸² ₋₃	613-2555	S55・4・24	709	3
61	島郷公民館	〒808 -01 若松区鴨生田2丁目1-1	791-0483	S41・2・1	657	4

福 岡 市

	東市民センター	〒813 東区香住丘1丁目12-1	(092) 661-1831	S52・7・16	3025	13(1)
	中央市民センター	〒810 中央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S55・3・23	3854	11(1)
	南市民センター	〒815 南区大字塩原835-6	561-2981	S53・7・22	5058	12(1)
	西市民センター	〒814 早良区百道2丁目2-1	831-2321	S57・2・14	4034	21(3)
1	馬出公民館	〒812 東区馬出1丁目12-33	651-0605	S28・4・1	280	3
2	筥松公民館	〒812 // 箱崎1丁目27-17	651-2608	S28・1・1	525	2
3	箱崎公民館	〒812 // //	651-7708	S27・1・1	筥松共用	2
4	香椎公民館	〒813 // 香椎駅前2丁目13-1	661-3258	S30・2・1	280	3
5	多々良公民館	〒813 // 大字津屋1032-5	691-3767	S30・2・1	455	4
6	名島公民館	〒813 // 名島2丁目43-73	681-0155	S31・4・1	349	3
7	和白公民館	〒811 -02 // 大字下和白1463	606-3001	S35・8・27	281	4
8	香住丘公民館	〒813 // 香住ヶ丘1丁目22-23	681-4704	S37・4・1	290	3
9	千早公民館	〒813 // 千早3丁目3-6	661-3240	S40・7・10	265	3
10	志賀公民館	〒811 -03 // 大字志賀島736-1	603-6706	S46・4・5	556	3
11	西戸崎公民館	〒811 -03 // 大字西戸崎147-4	603-0201	S46・4・5	418	3
12	若宮公民館	〒813 // 大字松崎2757-2	662-5454	S51・4・1	275	3
13	美和台公民館	〒811 -02 // 美和台1丁目3-12	607-0294	S52・4・1	272	2
14	城浜公民館	〒813 // 城浜団地32-2	671-6181	S52・4・1	270	3
15	和白東公民館	〒811 -02 // 高見台2丁目400-2	607-2442	S53・4・1	275	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
16	八 田 公 民 館	〒813 東区八田2丁目16-20	681-5371	S53・12・1	280 m^2	3人
17	舞松原公民館	〒813 // 水谷1丁目8-30	672-2199	S56・4・1	281	3
18	香椎東公民館	〒813 // 大字香椎1844-121	672-7098	S57・4・1	281	3
19	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町6-1	281-2245	S29・4・1	288	2
20	奈良屋公民館	〒812 // 奈良屋町1-6	271-4461	S29・4・1	281	2
21	御供所公民館	〒812 // 御供所町6-6	281-5512	S29・4・1	263	3
22	大浜公民館	〒812 // 大博町7-16	281-0343	S28・4・1	307	3
23	住吉公民館	〒812 // 住吉5丁目6-1	441-6955	S29・4・1	267	4
24	堅粕東光公民館	〒812 // 東光2丁目15-2	411-7792	S28・1・1	521	4
25	千代公民館	〒812 // 千代1丁目20-11	651-0066	S28・4・1	239	3
26	吉塚公民館	〒812 // 吉塚2丁目21-15	611-6320	S28・4・1	279	3
27	東住吉公民館	〒812 // 博多駅前4丁目 $\frac{11}{12}$	431-1271	S27・1・1	281	2
28	席田公民館	〒812 // 大字下白井30-1	611-0315	S27・1・1	460	2
29	月隈公民館	〒816 // 大字上月隈847-3	503-4106	S28・1・1	239	3
30	那珂公民館	〒816 // 那珂2丁目3-2	431-5993	S35・4・1	281	3
31	板付公民館	〒816 // 麦野1丁目28-56	581-1117	S22・3・4	283	4
32	那珂南公民館	〒816 // 寿町3丁目3-5	571-4319	S35・4・1	330	3
33	春住公民館	〒812 // 博多駅南3丁目11-30	441-6269	S37・3・29	281	3
34	東吉塚公民館	〒812 // 吉塚6丁目6-10	611-2001	S49・4・1	330	3
35	板付北公民館	〒816 // 板付2丁目2-70	574-0651	S51・2・1	281	2
36	東月隈公民館	〒816 // 大字下月隈52-175	504-1360	S54・4・1	278	3
37	美野島公民館	〒812 // 美野島2丁目6-11	474-0070	S54・4・1	283	2
38	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S29・4・1	519	2
39	当仁公民館	〒810 // 唐人町3丁目1-11	751-6824	S28・4・1	280	3
40	箕子公民館	〒810 // 大手門3丁目10-7	712-2268	S29・4・1	282	2
41	警固公民館	〒810 // 警固1丁目11-2	731-4655	S29・4・1	281	3
42	春吉公民館	〒810 // 春吉1丁目17-13	761-2528	S29・4・1	288	2
43	草ヶ江公民館	〒810 // 六本松1丁目11-1	741-7998	S28・4・1	463	3
44	平尾公民館	〒810 // 平尾3丁目29-23	531-6885	S29・4・1	378	3
45	高宮公民館	〒810 // 大宮2丁目2-11	531-0029	S29・4・1	256	3
46	赤坂公民館	〒810 // 赤坂2丁目5-14	751-4691	S29・9・1	332	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
47	笹 丘 公 民 館	〒810 中央区笹丘1丁目13-41	761-7375	S37・4・1	290 m^2	3人
48	舞 鶴 公 民 館	〒810 // 舞鶴2丁目6-6	771-3541	S39・1・15	287	3
49	南 当 仁 公 民 館	〒810 // 今川2丁目8-21	741-9053	S40・4・1	227	3
50	小 笹 公 民 館	〒810 // 平和5丁目13-75	531-9428	S42・5・4	202	3
51	福 浜 公 民 館	〒810 // 福浜2丁目1-3	761-8060	S56・4・1	281	2
52	三 宅 公 民 館	〒815 南区三宅2丁目9-16	541-1088	S27・1・1	249	4
53	花 畑 公 民 館	〒815 // 花畑3丁目34-3	566-9061	S27・1・1	315	3
54	玉 川 公 民 館	〒815 // 向野1丁目3-23	541-3212	S28・1・1	331	3
55	西 高 宮 公 民 館	〒815 // 高宮1丁目10-16	531-4767	S29・4・1	216	3
56	日 佐 公 民 館	〒816 // 横手3丁目43-1	591-5542	S29・10・1	532	3
57	大 楠 公 民 館	〒815 // 大楠1丁目22-13	521-7044	S33・4・1	274	3
58	若 久 公 民 館	〒815 // 若久1丁目21-24	541-4200	S37・4・1	281	3
59	宮 竹 公 民 館	〒816 // 五十川1丁目14-15	431-3278	S39・7・15	265	4
60	長住西長住公民館	〒815 // 西長住2丁目4-3	551-4189	S44・4・1	482	4
61	老 司 公 民 館	〒815 // 大字老司478-4	565-1700	S45・4・1	274	3
62	西 花 畑 公 民 館	〒815 // 皿山1丁目11-11	511-4377	S48・6・25	267	3
63	筑 紫 丘 公 民 館	〒815 // 筑紫丘2丁目22-15	512-6477	S49・10・15	267	3
64	長 丘 公 民 館	〒815 // 長丘2丁目22-23	511-0456	S50・4・1	280	3
65	弥 永 公 民 館	〒816 // 弥永団地30-2	582-4645	S51・4・1	276	3
66	東 花 畑 公 民 館	〒815 // 屋形原2丁目8-3	511-6655	S52・4・1	272	3
67	弥 永 西 公 民 館	〒815 // 弥永2丁目14-1	582-9620	S57・4・1	281	3
68	東 若 久 公 民 館	〒815 // 若久6丁目30-12	541-9548	S57・4・1	281	2
69	鶴 田 公 民 館	〒815 // 大字屋形原字栄ノ尾 ²⁻⁹⁹	566-2593	S58・4・1	281	3
70	長 尾 公 民 館	〒814 城南区長尾1丁目3-14	871-5619	S27・1・1	281	3
71	鳥 飼 公 民 館	〒814 // 鳥飼4丁目13-1	821-5227	S28・4・1	446	3
72	別 府 公 民 館	〒814 // 別府1丁目15-19	821-7489	S39・7・15	268	3
73	七 隈 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ // 七隈4丁目26-33	871-6905	S44・4・1	349	3
74	堤 公 民 館	〒815 // 樋井川7丁目21-1	863-5533	S50・4・1	272	3
75	城 南 公 民 館	〒814 // 茶山6丁目21-5	843-8406	S54・9・1	290	3
76	片 江 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ // 片江5丁目35-20	871-1219	S55・8・11	281	3
77	金 山 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ // 友丘6丁目9-36	801-2830	S55・10・1	282	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外教

	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
78	南片江公民館	〒814-01 城南区南片江1丁目25-35	862-2453	S56・4・1	281 ^{m²}	3人
79	田島公民館	〒814 // 田島3丁目151-5	822-0307	S58・4・1	281	3
80	西新公民館	〒814 西区西新2丁目10-10	851-9925	S28・4・1	375	3
81	原公民館	〒814-01 // 原2丁目5-2	821-6414	S27・1・1	573	3
82	高取公民館	〒814 // 高取1丁目23-5	851-9705	S28・4・1	358	3
83	田隈公民館	〒814-01 // 大字野芥814-1	863-7151	S29・10・1	276	3
84	室見公民館	〒814 // 室見5丁目9-23	843-9577	S38・5・1	300	2
85	百道公民館	〒814 // 百道2丁目7-11	831-2401	S41・5・1	270	3
86	原西公民館	〒814-01 // 原5丁目12-16	851-7683	S48・6・1	281	3
87	早良公民館	〒811-11 // 大字東入部579	804-2420	S50・3・1	1064	4
88	原北公民館	〒814-01 // 南庄4丁目52	831-7556	S53・4・1	272	3
89	飯倉公民館	〒814-01 // 飯倉7丁目29-27	864-0818	S54・1・4	280	4
90	賀茂公民館	〒814-01 // 賀茂1丁目33-7	863-7741	S55・4・1	281	3
91	有田公民館	〒814-01 // 大字次郎丸606-4	861-7679	S55・4・1	280	3
92	野芥公民館	〒814 // 大字野芥5-17	862-3119	S56・4・1	281	3
93	大原公民館	〒814-01 // 原4丁目11-12	822-0428	S57・4・1	281	3
94	四箇田公民館	〒811-11 // 大字四箇520-1	811-2180	S57・4・1	281	3
95	姪浜公民館	〒814 // 姪浜2丁目10-6	881-0384	S28・1・1	448	4
96	壱岐公民館	〒814-01 // 大字拾六町784	881-1093	S27・1・1	252	3
97	能古公民館	〒814 // 能古字東657-9	881-0873	S28・4・1	281	3
98	今宿公民館	〒819-01 // 今宿町1146	806-0242	S27・1・1	222	3
99	今津公民館	〒819-01 // 今津町1694	806-2021	S27・1・1	242	3
100	金武公民館	〒811-11 // 大字金武2136-1	812-1967	S35・8・27	250	3
101	周船寺公民館	〒819-03 // 周船寺466-6	806-1371	S36・4・1	235	3
102	元岡公民館	〒819-03 // 太郎丸1丁目4-15	806-5132	S36・4・1	270	3
103	北崎公民館	〒819-02 // 大字宮の浦1978-1	809-1733	S36・4・1	417	3
104	玄界公民館	〒819-02 // 大字玄海島21-3	809-1243	S49・4・1	195	3
105	下山門公民館	〒811 // 大字下山門875-3	881-8383	S50・4・1	281	4
106	内浜公民館	〒814 // 姪浜町1447-3	882-1371	S54・9・1	278	3
107	壱岐南公民館	〒814-01 // 大字野方1-3	812-0686	S55・4・1	281	3
108	西陵公民館	〒814 // 大字下山門1454-15	891-6342	S56・5・11	281	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外教

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
109	壱岐東公民館	〒814 01 西区大字橋本1038	811-2185	S57・4・1	281 m^2	3人
110	石丸公民館	〒814 // 大字石丸字クグサ34	881-4983	S57・9・1	281	3
111	福重公民館	〒814 01 // 大字福重字道手185	882-1839	S58・4・1	281	3

大牟田市

	大牟田市中央公民館	〒836 有明町1丁目2-11	(0944) 53-1502	S29・5・22	3055	4(1)
1	三川地区公民館	〒836 樋口町5-8	52-5957	S45・3・31	493	3
2	勝立地区公民館	〒836 新勝立町4-1-1	51-0393	S55・4・26	962	3
3	(三池分館)	〒837 大字三池629-2	53-8343	S36・8・1	468	2
4	(倉永分館)	〒837 大字倉永106-12	58-3479	S40・4・10	20	2

久留米市

	久留米市中央公民館	〒830 諏訪野町1830-6	(0942) 32-6211	S26・4・1	2705	8
--	-----------	-----------------	-------------------	---------	------	---

直方市

	直方市中央公民館	〒822 津田町7-20	(09492) 2-0785	S54・4・27	2196	6
1	植木公民館	〒822 大字植木481	8-0143	S29・12・28	640	(2)

飯塚市

	飯塚市中央公民館	〒820 西町2-58	(09482) 2-3274	S42・3・15	1156	1(1)
1	鎮西公民館	〒820 大字大日寺593-16	3-3396	S45・4・1	689	2
2	二瀬公民館	〒820 大字川津675-1	2-2196	S46・3・31	935	2
3	幸袋公民館	〒820 大字幸袋50	2-1189	S47・3・30	819	2
4	菰田公民館	〒820 菰田東1丁目7-45	3-6819	S48・3・31	843	2
5	飯塚東公民館	〒820 大字下三緒57-86	3-6028	S49・3・31	808	2
6	鯨田公民館	〒820 大字鯨田1373	2-9293	S51・3・1	864	2
7	立岩公民館	〒820 新飯塚20-30	3-6000	S49・9・1	1497	4
8	飯塚公民館	〒820 本町20-17	2-2379	S57・8・31	934	2

田 川 市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	田川市中央公民館	〒826 千代町6-3	(09474) 4-2000	S38・11・3	1068 m ²	6(1)人

柳 川 市

	柳川市中央公民館	〒832 大字新町5-2	(09447) 2-5478	S26・6・28	435	(3)
1	柳 河 公 民 館	〒832 大字新町5-2	〃	S26・6・28	435	1(2)
2	城 内 公 民 館	〒832 大字本城町4-2	3-9556	S 6・ ・	131	3
3	矢 留 公 民 館	〒832 大字矢留本町40-1	3-8398	S10・ ・	180	3
4	東 宮 永 公 民 館	〒832 大字佃町374	3-6793	S 3・ ・	165	3
5	両 開 公 民 館	〒832 大字有明町1270-5	3-6792	S42・3・	612	2
6	昭 代 公 民 館	〒 ⁸³⁰ ₋₀₃ 大字田脇843	3-6790	S10・ ・	300	3
7	蒲 池 公 民 館	〒832 金納547-2	3-6791	S43・3・	218	3

山 田 市

	山田市中央公民館	〒821 大字上山田443-1	(09485) 2-1222	S46・3・31	1314	2(3)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑2173-1	2-0104	S47・3・31	540	2
2	上山田公民館	〒821 大字上山田1428-6	2-1377	S42・9・30	215	2
3	大 橋 公 民 館	〒821 大字上山田443-1	2-0224	S46・3・31	29	2
4	下 山 田 公 民 館	〒821 大字下山田376	2-1369	S50・3・31	629	2

甘 木 市

1	上 秋 月 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₀₃ 大字上秋月1732-1	(09462) 5-0457	S50・11・	594	3
2	秋 月 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₀₃ 大字下秋月670	5-0458	S41・5・	909	3
3	安 川 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₀₃ 大字下淵737	2-2017	S38・3・	663	3
4	中 央 公 民 館	〒838 大字甘木770-3	2-2117	S29・ ・	980	4
5	馬 田 公 民 館	〒838 大字馬田1251	2-2140	S48・6・	276	3
6	福 田 公 民 館	〒838 大字小隈499-1 福田史所内	2-2158	S46・ ・	1000	3
7	蟻 城 公 民 館	〒838 大字片延22	2-3004	S29・5・	533	3
8	金 川 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₁₁ 大字屋永3266	2-2242	S42・ ・	357	3
9	三 奈 木 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₁₁ 大字三奈木4260	2-3114	S54・3・	618	3

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
10	高木公民館	〒838 -14 大字黒川3968-2	9-0750	S53・3・	428 m ²	3人
11	立石公民館	〒838 大字頓田299-1	2-2101	S34・5・	270	3

八 女 市

	八女市中央公民館	〒834 大字本町586	(09432) 2-5332	S43・3・31	1133	6
1	東公民館	〒834 大字山内389-5	3-5276	S56・3・31	737	2
2	西公民館	〒834 大字新庄385	4-5272	S54・3・31	730	2(1)

筑 後 市

	筑後市中央公民館	〒833 大字山ノ井906-3	(09425) 3-2516	S37・3・31	841	4
--	----------	-----------------	-------------------	----------	-----	---

大 川 市

	大川市中央公民館	〒831 大字酒見221-11	(09448) 8-0015	S49・2・15	5293	2(6)
--	----------	-----------------	-------------------	----------	------	------

行 橋 市

	行橋市中央公民館	〒824 中央1-1-2	(09302) 3-0650	S39・9・1	899	2
1	仲津公民館	〒824 大字道場寺1439	2-1001	S47・4・1	377	2
2	椿市公民館	〒824 大字長尾489	2-1061	S52・4・1	349	2
3	延永公民館	〒824 大字上津熊76	4-7401	S54・4・1	577	2
4	稗田公民館	〒824 大字下稗田967	2-1759	S29・4・1	140	1
5	今元公民館	〒824 大字今井2092	4-3039	S29・4・1	231	1
6	泉公民館	〒824 大字福富1384	2-0404	S29・4・1	180	1
7	今川公民館	〒824 大字宝心857	2-1199	S48・4・1	499	1
8	養島公民館	〒824 大字養島180	2-5767	S46・4・1	116	1

豊 前 市

	豊前市中央公民館	〒828 八屋町大字無田1680-1	(09798) 2-2402	S51・10・10	603	3
1	角田公民館	〒828 松江368-1	2-2701	S36・11・16	311	(1)

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
2	山 田 公 民 館	〒828 四郎丸263	2-2666	S49・3・30	352 m^2	(1) ^人
3	八 屋 公 民 館	〒828 八屋1381-4	2-2775	S52・6・1	421	(1)
4	宇 島 公 民 館	〒828 赤熊484-1	2-3196	S53・3・7	445	(1)
5	三 毛 門 公 民 館	〒828 三毛門914-4	2-2671	S37・11・15	601	(1)
6	黒 土 公 民 館	〒828 久路士1179-1	2-2670	S35・9・26	506	(1)
7	千 束 公 民 館	〒828 千束167	2-2250	S57・3・25	479	(1)
8	横 武 公 民 館	〒828 葉師寺61-1	2-2669	S47・11・30	185	(1)
9	合 河 公 民 館	〒 ⁸²⁸ ₀₁ 下河内960-1	8-2001	S34・4・10	456	(1)
10	岩 屋 公 民 館	〒 ⁸²⁸ ₀₁ 岩屋143	8-2002	S55・2・29	217	(1)

中 間 市

	中間市中央公民館	〒809 大字中間5883-1	⁽⁰⁹³⁾ 246-2321	S53・3・31	1981	18
--	----------	-----------------	------------------------------	----------	------	----

筑 紫 野 市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	⁽⁰⁹²⁾ 923-0415	S47・3・31	1767	8
1	山口地区公民館	〒818 大字山口26-5	⁽⁰⁹²⁹²⁾ 2-2551	S33・3・31	219	(1)
2	筑紫地区公民館	〒818 大字筑紫18-6	6-2913	S34・3・28	229	(1)
3	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	2-2601	S37・10・6	216	(1)
4	山家地区公民館	〒818 大字山家4525-3	6-2809	S45・3・31	323	(1)

春 日 市

	春日市中央公民館	〒816 伯玄町2-24	⁽⁰⁹²⁾ 581-1211	S42・3・29	781	5(1)
--	----------	--------------	------------------------------	----------	-----	------

小 郡 市

	小郡市中央公民館	〒 ⁸³⁸ ₀₁ 大板井279-1	⁽⁰⁹⁴²⁷⁾ 2-2111	S49・4・29	3466	1
--	----------	---	------------------------------	----------	------	---

大野城市

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大野城市中央公民館	〒816 曙町2-14-1	(092) 501-2211	S46・3・31	2518 m ²	8人

宗 像 市

	宗像市中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₄ 大字須恵348-2	(09403) 3-2548	S49・6・25	2041	6
1	日の里地区公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₄ 日の里1丁目6	7-1587	S54・3・1	1048	2
2	(自由ヶ丘公民館)	〒 ⁸¹¹ ₋₄₁ 大字自由ヶ丘3-12-11	2-5594	S47・12・1	528	2

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

那珂川町

	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	那珂川町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₂ 大字後野 120	(092) 952-2092	S50・3・30	1530 m ²	2(1)人
1	南畑地区公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₂ 埋金 853-3	952-5316	S41・10・1	388	1(1)
2	那珂川北地区公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₂ 片縄 1281	952-8852	S58・2・28	400	2

字 美 町

	字美町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₁ 大字字美 4702-4	(092) 933-2600	S54・2・28	1453	1(3)
--	----------	---	-------------------	----------	------	------

篠 栗 町

	篠栗町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₄ 大字篠栗 4754	(092) 947-1454	S44・4・10	1045	(8)
--	----------	---	-------------------	----------	------	-----

志 免 町

	志免町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₂ 志免 980	(092) 935-7100	S54・3・24	3570	5(4)
--	----------	--	-------------------	----------	------	------

須 恵 町

1	須恵町公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₁ 大字上須恵 1180-1	(092) 932-1151			2(3)
2	川子地区公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₁ 大字上須恵 1290-34	-	S58・2・20	400	3

新 宮 町

	新宮町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₁ 大字上府 1257-1	(092) 962-3261	S49・3・25	1039	(8)
--	----------	---	-------------------	----------	------	-----

久 山 町

	久山町公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₅ 大字久原 3632	(092) 976-1111	-	-	(2)
--	--------	---	-------------------	---	---	-----

粕 屋 町

	粕屋町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₃ 大字仲原 127	(092) 938-1410	S49・3・30	2273	(5)
--	----------	--	-------------------	----------	------	-----

古 賀 町

	古賀町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₁ 大字久保 866	(092) 944-1931	S55・6・1	2237	3
1	菟内地区館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₁ 大字菟内 883-1	942-7918	S43・	375	1

福 間 町

	福岡町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₂ 福岡町 4033	(09404) 3-5757	S27・4・	547	(2)
--	----------	--	-------------------	--------	-----	-----

津 屋 崎 町

	津屋崎町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₃ 大字津屋崎 690-10	(09405) 2-1305	S47・	820	4(1)
--	-----------	--	-------------------	------	-----	------

玄 海 町

	玄海町公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₅ 大字江口 465	(09406) 2-2111	-	-	(5)
--	--------	--	-------------------	---	---	-----

大 島 村

	大島村公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₇ 大島村 1765	(094072) 2321	S51・5・	916	(3)
--	--------	--	------------------	--------	-----	-----

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

芦屋町

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	芦屋町中央公民館	〒807-01 中ノ浜11-6	(093) 23-0731	S41・11・1	2511 ^{m²}	(1)人

水巻町

	水巻町公民館	〒807 大字頃末780	(093) 201-0403	S30・	1248	(5)
--	--------	--------------	----------------	------	------	-----

岡垣町

	岡垣町中央公民館	〒811-42 大字吉木1072-1	(09328) 2-0162	S47・3・15	1307	2(1)
--	----------	--------------------	----------------	----------	------	------

遠賀町

	遠賀町中央公民館	〒811-43 大字今古賀513	(093) 293-1355	S50・8・31	2226	4
--	----------	------------------	----------------	----------	------	---

鞍手町

	鞍手町中央公民館	〒807-13 大字小牧2105	(09494) 2-7200	S56・10・31	2666	4(2)
--	----------	------------------	----------------	-----------	------	------

小竹町

	小竹町中央公民館	〒820-11 大字勝野1757	(09496) 2-0452	S54・2・20	1580	2(4)
--	----------	------------------	----------------	----------	------	------

若宮町

	若宮町中央公民館	〒822-01 大字高野572	(09495) 2-0859	S49・4・18	1121	4(1)
--	----------	-----------------	----------------	----------	------	------

宮田町

	宮田町中央公民館	〒823 大字宮田72-1	(09493) 2-0123	S51・12・10	1432	4(6)
--	----------	---------------	----------------	-----------	------	------

桂川町

	桂川町公民館	〒820-06 大字土居368-2	(09486) 5-1100	S43・8・1	865	1(1)
--	--------	-------------------	----------------	---------	-----	------

嘉穂町

	嘉穂町公民館	〒820-03 大字牛隈201	(09485) 7-0080	S43・3・25	779	(4)
--	--------	-----------------	----------------	----------	-----	-----

稲築町

	稲築町公民館	〒820-02 大字岩崎1141	(09484) 2-0750	S45・12・20	1488	4(4)
--	--------	------------------	----------------	-----------	------	------

碓井町

	碓井町公民館	〒820-05 上臼井466-1	(094862) 2270	S56・10・5	2580	1(5)
--	--------	------------------	---------------	----------	------	------

筑穂町

	筑穂町中央公民館	〒820-07 大字長尾1340	(09487) 2-2204	S55・10・15	2303	(8)
--	----------	------------------	----------------	-----------	------	-----

穂波町

	穂波町公民館	〒820 大字秋松408	(09482) 4-7458	S53・8・31	1935	2(7)
--	--------	--------------	----------------	----------	------	------

庄内町

	庄内町公民館	〒820-01 大字網分802-7	(09488) 2-1200	S34・9・30	1046	1(2)
--	--------	-------------------	----------------	----------	------	------

穎田町

	穎田町公民館	〒820-11 大字勢田1129-1	(09496) 2-1034	S47・6・1	1034	2(2)
--	--------	--------------------	----------------	---------	------	------

杷木町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	杷木町公民館	〒838-15 大字寒水 80-1	(09466) 2-0178	S 37・3・31	1108 m ²	1(3)人

朝倉町

	朝倉町公民館	〒838-13 大字宮野 2047-1	(09465) 2-1111	S 39・3・20	719	2(7)
--	--------	---------------------	-------------------	-----------	-----	------

三輪町

	三輪町公民館	〒838 大字新町 450	(09462) 4-7586	S 49・5・	1380	2(4)
--	--------	---------------	-------------------	---------	------	------

夜須町

	夜須町公民館	〒838-02 大字篠隈 339-1	(09464) 2-3121	S 40・3・	1229	2(4)
--	--------	--------------------	-------------------	---------	------	------

小石原村

	小石原村公民館	〒838-16 大字鼓 2705-2	(094674) 2311	S 41・3・	162	1(1)
--	---------	--------------------	------------------	---------	-----	------

宝珠山村

	宝珠山村公民館	〒838-17 大字宝珠山 6425	(094672) 2302	S 54・2・28	892	1(1)
--	---------	--------------------	------------------	-----------	-----	------

前原町

	前原町中央公民館	〒819-11 大字前原 1339-1	(09202) 2-2481	S 34・1・10	1163	3
1	波多江公民館	〒819-11 大字池田 599	(09202) 2-1641	S 58・4・1	730	3
2	加布里公民館	〒819-11 大字神在 1112	2-3026	S 42・4・1	188	3
3	長糸公民館	〒819-11 大字川付 876-4	3-2032	S 29・4・1	485	3
4	雷山公民館	〒819-11 大字蔵持 838-6	3-0078	S 33・1・10	299	3
5	怡土公民館	〒819-15 大字大門 42	2-7815	S 37・1・10	335	3
6	前原南公民館	〒819 現在仮事務所	4-1763			3

二丈町

	二丈町中央公民館	〒819-16 大字深江 1145	(09202) 5-0234	S 45・11・30	1866	(2)
1	福吉公民館	〒819-17 大字吉井 4017	6-5501	S 49・4・15	641	1(1)
2	一貴山公民館	〒819-16 大字石崎 81	5-0151	S 53・2・28	650	1(1)
3	深江公民館	〒819-16 大字深江 1145	5-0234	S 54・11・30	1866	(2)

志摩町

1	中央公民館	〒819-13 大字初 206	(09202) 7-2465	S 33・4・1	462	2
2	桜野公民館	〒819-14 大字桜井 5942	7-2465	S 46・4・1	388	2
3	引津公民館	〒819-12 大字御府 2165-3	8-2201	S 41・4・1	288	2
4	芥屋公民館	〒819-12 大字芥屋 26	8-2009	S 48・4・1	266	2

吉井町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外教

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	吉井町中央公民館	〒839-13 吉井町983-1	(09437) 5-3343	S48・3・20	1200 m ²	(6)人

田主丸町

	田主丸町中央公民館	〒839-12 大字田主丸507-1	(09437) 2-2844	S48・6・9	1254	(1)
--	-----------	--------------------	-------------------	---------	------	-----

浮羽町

	浮羽町公民館	〒839-14 大字朝田561-1	(09437) 7-7476	S56・3・23	2840	(2)
--	--------	-------------------	-------------------	----------	------	-----

1	田籠公民館	〒839-14 大字田籠1151-1	なし	S54・1・31	334	2
2	山春公民館	〒839-14 大字山北783	なし	S53・4・25	290	2
3	大石公民館	〒839-14 大字吉川479	7-7088	S53・1・23	334	2
4	御幸公民館	〒839-14 大字朝田589-1	7-2004	S42・12・20	274	2

北野町

	北野町公民館	〒830-11 大字中3298-2	(094278) 3551	-	-	(5)
--	--------	-------------------	------------------	---	---	-----

大刀洗町

	大刀洗町中央公民館	〒830-12 大字富多819	(09427) 7-2670	S52・12・15	1289	1(5)
--	-----------	-----------------	-------------------	-----------	------	------

城島町

	城島町公民館	〒830-02 大字檜津748-1	(09426) 2-2111	S54・4・	1030	1(2)
--	--------	-------------------	-------------------	--------	------	------

大木町

	大木町公民館	〒830-04 大字八丁牟田	(09443) 2-1047	S53・9・	1128	4
--	--------	----------------	-------------------	--------	------	---

1	大溝地区館	〒830-04 大字大角1852-2	2-1104	S30・	27	(1)
---	-------	--------------------	--------	------	----	-----

三潯町

	三潯町公民館	〒830-01 大字玉満2779-1	(09426) 4-3020	-	-	1(3)
--	--------	--------------------	-------------------	---	---	------

黒木町

	黒木町公民館	〒834-12 大字桑原244-2	(09434) 2-1111	S47・12・12	1972	(9)
--	--------	-------------------	-------------------	-----------	------	-----

上陽町

	上陽町中央公民館	〒834-11 大字北川内483-1	(094354) 3131	S47・12・30	776	1
--	----------	--------------------	------------------	-----------	-----	---

立花町

	立花町中央公民館	〒834 大字谷川1111	(09433) 7-1522	S55・3・25	1121	1(2)
--	----------	---------------	-------------------	----------	------	------

1	北山公民館	〒834 大字北山2692	3-4656	S49・3・31	280	1(1)
2	白木公民館	〒834 大字白木5589	5-0001	S49・3・31	280	2(1)
3	辺春公民館	〒834-15 大字上辺春394-2	6-0001	S49・3・31	280	1(1)

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

広川町

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	広川町中央公民館	〒834-01 大字新代1804-1	(09433) 2-1111	S43・12	671 m ²	1(1)人

矢部村

	矢部村中央公民館	〒834-14 大字北矢部10524-1	(094347) 2122	S43・	221	2
--	----------	----------------------	------------------	------	-----	---

星野村

	星野村公民館	〒834-02 星野村13201-1	(094352) 3111	S44・3・31	687	(3)
--	--------	--------------------	------------------	----------	-----	-----

瀬高町

	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄791-1	(09446) 2-5201	S52・3・20	2266	2(7)
1	北公民館	〒835 大字長田3353-9	3-3946	S48・4・31	415	(7)

大和町

	大和町中央公民館	〒839-02 大字栄231	(09447) 6-1111	S55・3・21	2161	1
--	----------	----------------	-------------------	----------	------	---

三橋町

	三橋町中央公民館	〒832 大字正行468	(09447) 3-4489	S55・9・10	2141	1(3)
--	----------	--------------	-------------------	----------	------	------

山川町

	山川町公民館	〒835-01 大字原町378-1	(09446) 7-0437	S42・2・11	710	1(1)
--	--------	-------------------	-------------------	----------	-----	------

高田町

	高田町公民館	〒839-02 大字濃施480	(09442) 2-5595	S45・3・31	1169	2(1)
--	--------	-----------------	-------------------	----------	------	------

香春町

	香春町中央公民館	〒822-14 大字高野987-1	(09473) 2-2162	S50・10・31	1506	2(1)
1	(香春校区公民館)	〒822-14 新町	2-6923	S56・7・30	205	0

添田町

	添田町中央公民館	〒824-06 大字添田字居屋敷538	(09478) 2-0616	S42・6・30	420	3(1)
1	津野公民館	〒824-04 大字津野字屋敷6059	4-2001	S55・3・31	352	(1)
2	彦山公民館	〒824-07 大字落合字川原田800	5-0702	S56・5・30	458	(1)
3	中元寺公民館	〒824-06 大字中元寺2475	2-3404	S56・6・20	437	(1)

金田町

	金田町中央公民館	〒822-12 大字金田1153-1	(09472) 2-0425	S57・3・31	1999	2(1)
--	----------	--------------------	-------------------	----------	------	------

糸田町

	糸田町中央公民館	〒822-13 糸田2395	(09472) 6-0038	S48・7・31	1172	2(2)
--	----------	----------------	-------------------	----------	------	------

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外教

川 崎 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	川崎町中央公民館	〒827 大字田原791-1	(09477) 2-3000	S38・3・	700 m ²	1(4)人

赤 池 町

	赤池町公民館	〒822 -11 大字赤池970	(094728) 4100	S48・10・31	2394	1(2)
--	--------	---------------------	------------------	-----------	------	------

方 城 町

	方城町中央公民館	〒822 -12 大字伊方4480	(09472) 2-4300	S48・7・	1365	(9)
--	----------	----------------------	-------------------	--------	------	-----

大 任 町

	大任町中央公民館	〒824 -05 大字大行事3180-1	(094763) 2242	S48・4・1	1809	1(1)
--	----------	-------------------------	------------------	---------	------	------

赤 村

	赤村中央公民館	〒824 -04 大字赤4657-5	(094762) 3009	S35・3・5	250	1
--	---------	-----------------------	------------------	---------	-----	---

苺 田 町

	苺田町中央公民館	〒800 -03 京町2-5	(093) 436-0061	S54・10・12	3853	4
1	小波瀬公民館	〒800 -03 下新津467	(09302) 2-0167	S39・	133	2
2	白川公民館	〒800 -03 鋤崎479-3	(2-1062	S42・3・30	387	1

犀 川 町

	犀川町中央公民館	〒824 -06 大字本庄	(09304) 2-0001	S47・3・23	875	2
--	----------	------------------	-------------------	----------	-----	---

勝 山 町

	勝山町中央公民館	〒824 -08 大字黒田79	(093032) 2092	S43・	611	1
1	(諫山分館)	〒824 -08 大字岩熊1177		S29・	103	(1)

豊 津 町

	豊津町中央公民館	〒824 -01 大字豊津1118	(093033) 3111	S46・3・16	1481	(3)
--	----------	----------------------	------------------	----------	------	-----

椎 田 町

	椎田町中央公民館	〒829 -03 大字高塚字外新開756	(09305) 6-0251	S47・2・28	1953	3
--	----------	-------------------------	-------------------	----------	------	---

吉 富 町

	吉富町公民館	〒871 大字広津413	(0979) 22-1944	S36・3・31	691	1(5)
--	--------	--------------	-------------------	----------	-----	------

築 城 町

	築城町公民館	〒829 -01 大字築城253-1	(09305) 2-0001	S46・2・13	1277	1(5)
1	下城井公民館	〒829 -02 大字安武2111-2	4-0823	S47・3・31	547	0
2	上城井公民館	〒829 -02 大字本庄155	2-2086	S51・6・8	551	0

新吉富村

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外教

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	新吉富村中央公民館	〒871-09 大字垂水1325-3	(097972) 2072	S49・7・20	995 m ²	(3)人
1	(西吉富公民館)	〒871-09 緒方588-1	2507	S42・3・1	524	0

大平村

	大平村中央公民館	〒871-09 大字東下	(09797) 2-2005	S24・・	580	2(3)
1	金代公民館	〒871-09 大字西友枝		S40・・	107	1
2	小畑公民館	〒871-09 ”		S33・・	68	1
3	横川公民館	〒871-09 ”		S39・・	109	1
4	仙代公民館	〒871-09 ”		S42・・	110	1
5	東上公民館	〒871-09 大字東上		S39・・	169	1
6	土佐井公民館	〒871-09 大字土佐井		S41・・	182	1
7	下唐原公民館	〒871-09 大字下唐原		S31・・	166	1
8	小池公民館	〒871-09 ”		S47・・	127	1

分科会討議参考資料

(58. 6. 各市町村提出資料より)

公 民 館 の 管 理 経 営	
問 題 点	対 策 ・ 意 見
<ul style="list-style-type: none"> • 公民館運営審議会制度が生かされていない。 • 施設利用者に対する有料化が必要（福祉センターなど類似施設との調整上）になってきている。 • 自主グループの増加に伴い、施設貸与が十分対応できない。 • 公民館の維持管理費捻出に苦慮している。 • 予算縮少でどうにもならない、現状維持が精一杯である。 • 施設の貸与について、非営利性の基準が不十分である。 • 公民館の使用申込み時にトラブルが起きることがある。 • 休館日（年末年始）以外の日曜日及び時間外における職員の勤務（限界状態）と公民館の設置目的との関係で頭を痛めている。 • 休日勤務・時間外勤務に関する規則等が不明確である。 • 町立公民館でありながら、町費が少ないため各行政区からの活動助成金で運営しているので町費での運営が望ましい。 • 施設・設備の老朽化が著しくその対策が必要である。 • 大ホール、図書室の建設及び増改築が必要である。 • 視聴覚教材が不備である。 • 施設がないので他施設を借用して事業を実施しているため効果的運営が困難である。 • 校区公民館の建設が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 積極的な活動の推進を図るべきだ。 • 定期的に会議を開催している。 • 公民館運営審議会の答申にもとづき市民センターとの連携のもとに効果的経営につとめている。 • 使用料の値上げ及び免除対象を制限する必要がある。 • 人件費の削減（建物の清掃を失対事業でやってもらっている） • 公民館の管理委託を一部行っている。 • 適切な指導をすることにより解決できる。 • 施設の改善、拡充が必要である。 • 公民館事業の管理、運営に住民参加を考えている（運営委員会の組織化） • 経費増高のためその対策が困難である（国県の補助を望む） • 視聴覚機器、広報活動用機器を年次計画により各公民館に配備する。 • 小学校区ごとに設置を原則とし老朽館についても年次的に改築、整備している。

公 民 館 の 管 理 経 営

問 題 点	対 策 ・ 意 見
<ul style="list-style-type: none"> • 社会教育課と公民館の役割分担が明確になっていない。 • 教育長が館長を兼任しているため思うように仕事ができない。 • 専門職員の配置及び職員の増員が必要である。 • 事務職員が配置されていない。 • 館長及び職員とも非常勤であるため地域住民に十分な対応ができない。 • 公民館には管理人がいるだけで十分な対応ができない。 • 兼任職員、非常勤職員が多い。 • 土・日曜日交替勤務の代休をとるため職員全員がそろう日が少なく、業務に支障をきたすことがある。 • 職員の身分保証が不十分である。 • 職員に研修の機会が十分に与えられていない。 • 種々、努力、工夫はしているが事業のレベルアップは極めて困難である。 • 公民館とその他の類似施設の役割分担及び連携が不明確である。 • 公民館結婚の件数が減少した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 社会教育課職員と公民館職員を兼任することは、財政規模の小さい町村においては仕方ないが、職員はそのちがいをはっきりわきまえて業務に従事する必要がある。職員のチームワークが最も大切である。 • 社会教育課職員と公民館職員の兼任を解く必要がある。 • 社会教育の重要性を行政当局（執行部）に理解させる必要がある。 • 人事面での配慮が必要である。 • 常勤職員の確保を図るべきである。 • 臨時、嘱託職員の定数化を図るべきである。 • 職員の専門職化と継続的研修活動を図る必要がある。 • 生涯教育推進の観点から、他の行政部局の事業、民間産業事業との調整及び実態調査が必要である。 • 公民館の意義と役割を考え、現実の実態を正しく認識することが大切である。 • 社会教育法の再検討が望まれる。

青 少 年 教 育	
問 題 点	対 策 ・ 意 見
<ul style="list-style-type: none"> • 青年学級の受講生が年々減少傾向にあり、自主運営が不可能である。 • 全体的に思うように受講生があつまらない。 • 子ども会活動、育成会活動にマンネリ化がみられる。 • 子ども会活動が低調になっている。 • 青少年教育担当者の夜間、休日勤務等に対する勤務条件の整備が不十分である。 • 青年団の組織化が困難である。 • P T Aの地域社会教育活動が不活発である。 • 中学生の組織化が困難である。 • P T Aとの連携がとれていない。 • 青年教室の運営は公民館・青年団・4 Hクラブの三者合同で行っているが、参加者が少ない。 • 子ども会育成会組織が確立していない。 • 学校の部活動などに加入していない児童・生徒の公民館活動、地域活動への参加を促進する必要がある。 • 青年のニーズをどう集約するか困っている。 • 中央公民館と他の関係団体との連携がない。 • 青少年健全育成のための基本方針及び目標が具体化されていない。またその中の公民館の役割も明確にされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 学級生OBの協力でなんとか継続している。 • 指導者の発掘に力を注ぐ必要がある。(ボランティア活動家) • 公民館を事務局とし、その推進にあたらせている。 • 問題を正しく理解するための学習会、リーダー研修会、親と子のふれあいを求める事業(キャンプ・スポーツなど)を開催している。 • 町内公民館を中心に地域諸団体との連携を押し進めている。 • 担当職員の熱意と行政の条件整備が望まれる。 • 子ども会活動の充実を図ることが重要である。 • P T A、青少年指導員代表(分館長)との連絡会議を開催している。 • 野外活動を積極的にとり入れている。 • 青少年健全育成をめざす事業や組織の充実強化を図ることが必要である。 • 青少年育成市民会議の方針によりその活動を進めている。 • 子ども会育成会組織を発足させた。 • 学校や関係団体との連携を一層強める必要がある。 • 少年団体初級指導者講習会を実施し地域ぐるみの活動の促進を図っている。

成 人 教 育	
問 題 点	対 策 ・ 意 見
<ul style="list-style-type: none"> • 市民大学講座を開設し、特に成人男子に対するプログラムをくんでいるが受講者が少ない。 • 地理的条件（交通の便）が悪い為、外来講師の招へいが困難である。そのため夜間講座が開設できない。 • 学級・講座等の受講生が固定化してきている。その対応に苦慮している。 • 婦人については公民館離れが目だってきた。 • 就労婦人の増加に伴い活動が制限される。 • 住民の意識調査をしたいが予算措置ができない。 • 対象が昼間在宅婦人にかたよっている。 • 成人男子に対するプログラムが少ない。 • プログラム及び実施方法に問題がある。 • プログラムにマンネリ化がみられる。 • 学習者は受身で依頼心が強い。 • 公民館職員の勤務体制やその指導性及び専門性の問題と各種団体（婦人会・老人会等）が自主的にやっている講座研修会との調整等多くの問題点から十分な対策もない現状である。 • 成人男子及び有職婦人の参加を得ることがむずかしい。講座の開設時間を考慮すれば講師の確保に困難をきたしている。 • 各自治公民館に出かけていく学級講座が必要と考えるが職員1人で対応が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業商店などとの連携を深める必要がある。 • 町内公民館と連携して開設又活動を展開する必要がある。 • 国庫補助事業(学級関係)をやめ、形態にとらわれず、受講者の自主運営による教室を開設した。 • 夜間講座の拡大を図りたい。 • 各種団体のリーダーを養成する必要がある。 • 老人クラブとの連携により、スムーズな運営が行われ、内容も充実してきた。 • 新しいプログラムの開発が必要である。 • 民間産業が行うプログラムとは違った地域住民の生活課題に根ざした事業に力を入れている。 • 数館による共同企画や地域課題を館運営の重点目標に設定するなど学習活動の充実化を図る必要がある。 • 郡公民館連絡協議会で推進のための調査・研究及び既開設学級の啓発・充実を図る必要がある。

同 和 教 育	
問 題 点	対 策 ・ 意 見
<ul style="list-style-type: none"> • 単発的で継続的なとりくみができない。 (定期公民館講座開設が困難) • 研修会を実施しても参加者が少なく、町内公民館を巡回するとしても館数が多いため困難である。 • 新興住宅地域での学習活動がうまくいかない。 • 地域住民に対する啓発活動のとりくみ方とその内容に問題があるのではないかと。 • 同和教育だけの学習会だと参加者が少ない。 • 社会同和教育推進体制の充実強化を図る必要がある。 • 地域での指導者を育成することが必要である • 町民に対する啓発活動を積極的、継続的にすすめていく必要がある。 • 同和問題に対する住民の関心度、理解度に差がある。 • 公民館職員自身の研修ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 各学級、講座、教室の学習プログラムの中に必ず組みこんでいる。(カリキュラム化) • 公民館講座に取り入れることで検討中である。 • 広報活動の継続的なとりくみが必要である。 • 町内公民館を拠点として啓発活動をすすめている。 • 同和教育推進大会を開催している。 • 指導者の確保、学習内容の充実が必要である。 • 同和教育室、社会教育課、中央公民館の三者共催でとりくむ予定である。 • 10年間にわたる学習活動の成果として、沈黙から発言に変わってきた。 • 社会教育関係団体との連携が必要である。 • 他の会合、集会に便乗して学習会を実施している。 • 啓発活動の内容、方法を充実させることが必要である。 • 行政、社教関係団体の指導者、地区指導者を推進委員に委嘱している。 • 研修会を開催している。 • 映画会、講演会の開催、啓発のためのチラシ、冊子の作成と配布、学級の開設及び協議会、懇談会を開催している。 • 地域指導者の研修及び公民館職員研修の充実を図っている。 • 同和教育研究会の組織をつくり、公民館もその一構成団体として活動している。 • 学習内容の充実が必要なる。

公 民 館 図 書 活 動

問 題 点	対 策 ・ 意 見
<ul style="list-style-type: none"> • 公民館図書活動にあまり力が注がれていない。その活動は不活発である。 • 児童サービスということで「おはなしの時間」文庫訪問を実施しているがなかなか軌道にのらない。 • 図書費が少ない。 • 職員が少ない。 • 図書館機能は文化会館に委ねている。 • 専任司書がない。 • 閲覧・貸出し日が水曜、土曜、日曜日だけである。 • 貸本の返却がスムーズになされていない。 • 利用者が限られ固定化している。 • 施設がないので活動ができない。 • 公民館を利用するには交通の便がよくない。(遠すぎる) • 図書の貸出しは一切やっていないで、図書室の活用は十分でない。 • 土曜・日曜・祝祭日に開館していない。 • 年間図書購入費が少ないので、リクエストに応えるだけの図書購入ができない。 • 貸出業務が主で読書相談まで及ばない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 図書館と連携を保ち、母と子の読書推進連絡協議会を推進母体として活動を進めている。 • 児童図書の充実及び親子のグループ活動の推進を図ることが必要である。 • 学校図書室との連携を密にし、各校区ごとに児童文庫を育成する必要がある。 • 図書室の雰囲気、図書の配置等を考え直すことにより、幾分でも利用が増えるのではないかと。 • 広報活動に力を注ぐべきである。 • 各小学校を拠点として母と子の読書活動を推進している。 • 「母と子の読書活動」を中心に就学前の読書活動の推進を図っている。 • 図書司書の配置が望まれる。 • 図書館が設置されているので、公民館はいまのところそのとりくみをしていない。 • 読書グループの組織化が必要である。 • アンケート調査の実施が必要である。 • 毎日、開館をめざしたい。 • 児童図書の導入により、児童及び母親並びに祖父母の利用が多くなった。 • 母と子の読書協議会の活動が盛りあがってきた。 • 働く婦人の家の図書利用により幼児をもつ親の読書グループが生まれつつある。 • 専任職員がないので、そこまで手がとどかない。 • 図書ボランティアの養成が必要である。 • 地域での読書活動推進者の養成が必要である。 • 移動図書館車による読書活動の振興を図る予定である。

自治（町内）公民館

問 題 点	対 策 ・ 意 見
<ul style="list-style-type: none"> • 町内公民館を分館と称していた頃のつながりがいまだに残り、町内公民館は公立公民館や社会教育課の支配下にあるような錯覚を持っている。 • 町内公民館活動と地域内の団体サークルとの連携がない。 • 学習活動を行っていただくだけの体制が整っていない。 • 行政の位置づけと財政的援助（補助額の増額）が不十分である。 • 行政区長と兼任の館長が多い。 • 館長の任期が短い（1年～2年） • 公立公民館と町内公民館の連携がまったくない。 • 公立公民館の下請け機関化しているのではないか。 • 事業はスポーツ事業が中心で文化事業が少ない。 • 市街地々区での組織化がおくれている。 • 館のない地区があるので早期建設が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 町内公民館の自主管理、自主運営が望まれる。 • 町内公民館の組織、予算、指導者、施設の内容の再検討が望まれる。 • 社会教育課及び公立公民館との連携を密にしていすべきである。 • 施設・設備に対する援助が必要である。 • 町内公民館関係者の研修会を実施し、その活動推進のための援助をしている。 • 自治公民館講座に対する町費補助も呼びかけている。 • 公立公民館との連携なくして、現在の町内公民館だけでは教育事業の展開は不可能である。 • 公立公民館と町内公民館との役割分担を明確にする必要がある。 • 町内公民館の中からモデル館を指定しその活動の推進を図っている。 • 指導者の養成が必要である。 • 行政当局（執行部）にその活動の重要性を認識してもらう必要がある。 • 地域住民の交流を深める事業には助成金を出している。 • 公立公民館の活動だけで十分だ。 • 町内館長会を開催し連携を深めている。 • 地域懇談会を定期的・計画的に開催している。 • 建設費補助金を支出している。 • 町内公民館を活用して主催事業を実施している。

